

平成28年第2回太子町議会定例会（第461回町議会）会議録（第2日）

平成28年3月1日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	長谷川 正 信	2番	玉 田 正 典
3番	神 南 隆 司	4番	中 薮 清 志
5番	堀 卓 史	6番	藤 澤 元之介
7番	首 藤 佳 隆	8番	福 井 輝 昭
9番	平 田 孝 義	10番	吉 田 日出夫
11番	清 原 良 典	12番	中 島 貞 次
13番	服 部 千 秋	14番	橋 本 恭 子
15番	森 田 眞 一	16番	井 村 淳 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	森 文 彰
書 記	八 木 智 晴		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	三 輪 元 昭	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝

（開議 午前10時00分）

○議長（井村淳子） 皆さんおはようございます。

平成28年第2回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第2回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（井村淳子） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 7番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きくきょうは3つの質問をさせていただ

きます。

まず1つ目、“和のまち太子”にふさわしいふるさと納税を考える。

昨年4月、国の税制改正により控除額引き上げやワンストップ特例制度が始まり、より納税しやすくなったふるさと応援寄付金のあり方については、これまでに太子町議会においてもさまざまな議論がなされてきました。

直近では昨年9月議会の決算委員会において、何人かの議員の質疑に答え、副町長より、職員のアイデアを絞ってつくり上げていきたいといった趣旨の答弁があり、28年度以降の取り組みに注目してきたところである。

そんな中、今年に入って、28年1月号「広報たいし」でふるさと納税推進協力事業者の募集の記事が掲載され、この2月15日には説明会が開かれました。

また、28年度の町長施政方針では、政策9、「自治と連携による力強いまちづくり」において、新たに寄附者に対して、太子町産のお米や太子みそ、そうめんなど、町の魅力あるお礼品の贈呈を開始するとうたわれたことを踏まえて、ふるさと納税への取り組みについて次の質問をします。

(1)これまでお礼の贈呈については消極的な姿勢であったが、今回積極的な方針に転換されたことは大いに評価いたします。そこで、ふるさと応援寄付金に対する町長の思いを伺います。

(2)ふるさと納税推進協力事業者の募集にはどれぐらいの問い合わせ、応募があり、説明会に参加された事業所等の数、また説明会の具体的な内容を伺います。

(3)昨年9月議会の決算委員会において、ふるさと納税情報サイトの活用を提案させていただきましたが、その後調査検討はされたのでしょうか。

(4)石破茂地方創生担当相は「ふるさと納税の本質は寄附だ。何に使うかという目的に賛同してお金を出す。いかに地域おこしをするかも考えて制度を運用しなくてはいけない」と述べていますが、太子町として、ふる

さと応援寄付金への取り組み方針と今後の展望をどのように描いているかを伺います。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） お答えいたしません。

当町ではこれまで、ふるさと納税返礼品については、ふるさと納税制度の本来の趣旨とはかけ離れていると感じていたところであり、返礼品の制度を取り入れていませんでした。

しかしながら、これまで答弁の中でも申し上げましたけれども、平成26年度ではふるさと応援寄付総額を税の寄附金控除が上回り、このままでは町外への税が流出するばかりであるという状況になりました。

今日、マスコミの報道等の影響もあり自治体間のふるさと納税返礼品の競争が過熱化し、ふるさと納税制度の本来の趣旨とはかけ離れた、少し違う形での市場規模が拡大しております。

そのような状況の中で、当町におきましても、平成28年4月から、ふるさと納税の寄附者に対してお礼品の贈呈を始める準備をしているところでございますが、町の歳入の増加のみを目的とするのではなく、地域産業の振興、地域の活性化というまちづくりの視点を重要視しております。

今後、町内の生産者や事業者と協議して、町の強み、町の魅力を発信できるよう、ふるさと納税推進事業の取り組みを進めていく所存でございます。

お贈りいただいた寄附金に込められた町への思いを生かし、“和のまち太子”のまちづくりを進めていくとともに、町と協力事業者が手を取り合い、町の特産品や地場産品の魅力をいま一度掘り起こしたいと考えております。

2点目でございますけれども、2月15日に開催したふるさと納税推進事業者説明会には、特産品の生産者など17事業者に参加いただきました。

説明会では、地域活性化に向けた町と事業

者の共同事業であること、町の魅力あふれるお礼品を御提供いただくことなど、ふるさと納税推進事業協力事業者募集要項の内容を中心に、事業の詳細な説明、質疑応答などを行いました。

3点目でございますけれども、ふるさと納税を推進するための重要な要素の1つですが、どのようにして全国の方に町の魅力を見つけていただくかということであるかと考えております。

また、クレジットカード納付などを寄附に係る決済方法として導入して、寄附者の利便性を向上させること、また発送手間などの事業者の煩雑さを解消することも重要なことであると考えております。これらのことから、寄附返礼品発送業務の委託を考えております。

そこで、現在ふるさと納税情報サイトの比較検討を行い、平成28年4月からふるさと納税情報サイトを活用できるよう準備を進めているところでございます。

最後、4点目ですけれども、ふるさと納税は、議員御指摘のとおり、寄附金に寄附者の思いを寄せて、まちづくりに反映することができる制度でございます。

当町でも、未来を担う子供たちへの支援など、5つの区分から寄附者が寄附の活用方法を選択できます。

寄附を集めることがふるさと納税のゴールではなく、寄附金を有効に活用するよう、区分に応じた魅力にあふれた事業を推進するとともに、協力事業者と共同しながら、ふるさと納税を通じて、町の可能性、魅力を進化させていきたいと考えております。

また、区分に応じた特定の事業に寄附していただくようなことも今後検討していきたいと考えております。

平成28年4月からのお礼品につきましては、協力事業者と協議を進めているところでございますが、町の魅力あふれる品を準備できることを考えております。

これからも寄附者や協力事業者の御意見を

参考に内容等を適時見直し、町の活性化につながるよう、ふるさと納税を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(「聴取不能」の声あり)

**○議長（井村淳子）** 町長への質問で、(1)の。

(「北川町長一番最初で」の声あり)

**○議長（井村淳子）** 一番最初。代弁されたということですか。

首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 若干、部長のほう早口だったんで全部書き取れなかったんですけど、ただいまの答弁に対して再質問いろいろしていきたいと思いますが。

まず、町長の思いということを総務部長が代弁していただいたわけですが、本当にこれまでいろんな議員さんがこの件については質問されておりました。また、本日もされてるようですが、実際にいろんな調査とかの資料があるわけですが、これからの思いとして地域の活性化や地場産業を育てるということおっしゃってましたんで、その方向性というのは私自身間違っていないと思ってます。やっぱりお礼の贈呈の過当競争に陥ってるというのが現状なんで、その辺しっかりと町の魅力ということをアピールするところはずごいいいなあと評価いたします。

これまで消極的な姿勢だったことを——終わったことですから、そんなにこだわる必要はないのかもしれませんが、消極的だった姿勢というのが如実にあらわれてる数値の統計がございます。

総務省の「ふるさと納税に関する現況調査について」という調査が出ているんですけども、これを見ると、平成20年度からずっと、昨年の4月、9月の状況まで、全国の自治体が出ております。始まった当初は、ほかの自治体と比べてもそんなに変わらないんですけども、やっぱりテレビ等で返礼品の特集が組まれたりして、平成22年、23年度ごろからが

くつと差が広がっております。

そんな中で、平成24年度、4年前、兵庫県は県下で41の市町があって、41番目ですね。平成25年度も40位です。平成26年度、少し上がって38位というふうになってますけども、平成26年度を見ると、兵庫県下でもいわゆる億という単位を超えてる自治体が増えてきました。平成26年度で5の自治体が億を超えております。去年の4月から9月の半年間を見ても、億を半年で超えてるところが四、五の自治体——県下ですよ——統計としてあらわれております。

それに対して、太子町は平成20年度から——これ21年度が若干、1,028万円というふうにかつたんですけど、それ以外、昨年までずっと100万円単位であると。億のところがあれば、太子町100万円だったというふうな現状を各議員が嘆いておられたのかなというふうに推察はいたします。その辺で、もうこれ数値的なことはもう過去のことですから、これからどうするかということが大事だと思うんで、いろいろ細かいことを聞きますが。

2番のほうについて、17社ですかね、が協力していただいたということで、正直、予想していた以上の数になっているのかなというふうに私自身思うんで、ちょっと驚いております。うれしい驚きです。

17社、どういったところが入ってるかという資料等ありませんのでわかりませんが、例えば太子みそ、お米、そうめんというふうにうたっておられたんで、そういったものは当然入ってるんだと思うんですけど。

例えば今、これすごいいいニュースだと思うんですが、神戸マッチ（株）さんのほうがアロマのお香のマッチ、h i b iというものですけども、こういったものを出されておまして、今年1月21日に姫路に来られたキャロライン・ケネディ駐日アメリカ大使がこのh i b iを購入されて、東京に戻って大使館で使われて、すごい気に入ったというふうな記事が載っております。こういったものは神戸マッチ（株）さん協力していただけるん

でしょうか。そこをお願いします。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それではまず最初に、これまで非常に消極的であったということについての答弁をさせていただきます。

このふるさと納税制度、本来はふるさとに対して、こういう思いを込めて寄附する寄附金制度でございます。それに対して、今現状のふるさと納税の考え方はどちらかという返礼品を目当てにした納税制度に変わりつつあります。

これにつきましては、兵庫県各市町ともある程度思いは一緒やったんです。これは地方財源のいわゆる偏在性を解消するものではなく、税源そのものの減少に伴うものだというふうな考え方も持っておりました。そうした意味で、余り返礼品ということ——よその団体はやってるけども——華美にならないよというふうにやっておりました。

ただし、この26年度の決算を見ますと、太子町は初めて減収という状況になりました。これまでの答弁の中で、減収すれば返礼品制度も考えていくというふうな御答弁をさせていただいておりますので、今回至急それらについての検討を進めることということで私どものほうが指示したものでございます。

そうした状況を受けまして、やはりひとり負けするわけにもいきませんので、太子町としては、そういう返礼品をするからには、よりよい魅力を出して寄附金を多くいただくということも必要かなと思ひまして、町内の事業者の方に呼びかけて、17社の方の説明会の参加がございました。

今現在18社の方の申し込みがございまして、先ほど御一例を挙げていただきました神戸マッチ（株）さんからもお香マッチについてはぜひとも御協力させていただきますというふうなことがございますので、そういうことも含めまして、その内容等につきましては間もなく公開させていただきます。

その中には当然、よその地域ではいろんなものが目玉となっております。特に肉とかカ

ニとか、そういうものも目玉にされてるところもございますけれども、私どもにとっても地域の中である程度の生産をされているところについては、そういうものを踏まえて商品化して、見ていただいたら寄附をいただけるような制度にしたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（井村淳子）** 首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 17社から18社に増えたということで、ますますよくなったなというふうに感じました。

神戸マッチ（株）さんのほうのhibiというやつも提供されてくるということで、やっぱりケネディ大使というのはネームバリューありますから、その辺有効に活用できて、太子町も潤う、また神戸マッチ（株）さんも当然潤うというふうな流れになればいいのかなと、本当にそれが産業の振興につながっていくものだなというふうに思います。

あと、これは余談になりますけれども、太子町というと、どうしても聖徳太子、宮本武蔵というふうに目が向きがちですけども、常日ごろから見てたら、聖徳太子を当てに太子町に来てる方、武蔵を対象に来てる方よりも電車のほうが多いんじゃないかなあというふうに思ってます。正直、全国には鉄道マニアの人たくさんおりますんで、そういったところ、JR西日本網干の総合車両区とタイアップして、何か電車に関するようなものがあたら、より効果的なこと上がるんじゃないかなあというふうには私は感じております。その辺で2番については、これから本当によくなっていくんだろうと思うんで、期待しております。

3番目についてですけども、現在いろんなところ比較していただいているようなんで、メリッ的なこと言ったら、やっぱり全国の方に見ただけ、すぐにその場で買えるというのが、寄附する側からは本当にそれがメリッなんだと思います。そういったところ含めて、納税する側にはやっぱり選びやすいイコールわかりやすいということがあると

思います。

さまざまな興味の対象とか条件で絞り込めるということは、膨大な特産品の中から自分の欲しいものを見つけやすいということであって、その場で寄附をして、クレジット決済をして、速やかに手続ができると。これが納税する側のメリットというふうに考えます。

そこで、このポータルサイトというのも数社あります。大きなところ、これから発展するんだろうというところ、いろいろあるんですけども、具体的にどっか、ここいいなあとか、そんなふうな調査で候補に挙がってるようなところあるんでしょうか。

**○議長（井村淳子）** 総務部長。

**○総務部長（堀 恭一）** 先ほど御答弁の中で申し上げました、寄附金の返礼品をする際に、やっぱりみんなに知ってもらうことが必要です。それで、なおかつその発信方法が楽、また発送方法というんですか、寄附金を送ったりするのが楽ということで、そういう情報サイトを利用したいなということで、4社ほど検討を加えております。その中で、やはり手数料だとか、例えば業務の形態だとか、委託自治体数だとか、また決済の方法だとかというものを総合的に判断しております。

大手では700団体等が登録されてる委託業者もございますけれども、そういうところへ逆に登録すると、太子町がその中で隠れてしまうというようなこともございますので、そういうことも全体的に踏まえまして、今ところ、ある1社に絞り込んで検討を加えております。ほぼそちらの業者でやろうかなと思っておりますけれども、当初予算に計上していることとございますので、当初予算成立後ということで、まだ業者名につきましては御控えさせていただきますと思います。

以上です。

**○議長（井村淳子）** 首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 予算に関係することなんで、名前を控えるということでしたが。

本当、いろんなサイトございます。ざっと

調べた中で、一番有名なのは「ふるさとチョイス」というところで、これ全国、都道府県含めて1,782の自治体が載っておりまして、太子町も載っております。ただ、太子町のところ開くと、何も今んところお礼品ございませぬというふうなことが載ってきます。同じように全国全部載ってるのが「CityDO!」というところのものですけど、これも同じように、やっぱり太子町何も準備してなかったら、何もありませんというふうに表示されてくると。あと、注目してるんですけども、こういうIT産業系には必ず絡んでくるソフトバンクというところがあるんですけど、ソフトバンク系の「さとふる」というところがあったりして、登録されてる自治体はまだ49ですから非常に少ないんですけど、先ほどの見つけやすいというところではいいのかなというふうに私自身は感じてます。あと、「ふるなび」であるとか、「ふるぼ」というところであったり、本当にいろんなところあります。楽天のふるさと納税であったり、「ふるさとエール」というところがあったりするんですけど、4社で検討されて、ある1社を採用していこうかなというふうに考えられてるということで、当初予算、予算委員会等でまた委員のメンバーのほうから質問あると思いますけど、その辺で明らかにしていただければなというふうに感じます。

4つ目ですけども、最初にお話ししたように、石破大臣が何に使うかという目的に賛同していただいた方が太子町に寄附していただけると、これから。そして、寄附をくださった方に感謝の気持ちでお礼品を贈呈することは本来の考え方に沿ったものであるというふうに思っております。

そこで、今回のお礼品の贈呈によって、ようやく先行するほかの自治体と同じ土俵に上がることができたのかなというふうには思うんですけども、御存じのとおり、昨年、一昨年というふうに、億じゃなくて、もう何十億という世界の金額を集めてる自治体さんもございます。兵庫県下でも先ほど言ったように

億単位の自治体が5つ、6つ出てきてると。そういったところなんで、本当、同じ土俵には上がったものの、これから相撲をとるという感じなんで、しっかりといろんな調査をしていただければなと思うんですが。

そこで、参考事例ということで2つのパターンをちょっと紹介したいと思うんですけど、1つ目のパターンは、福岡県の福智町というところがあるんですけど、ここは実際には今3億円ほど集められてるところです。この福智町さんというのは、正直、合併されてる町なんですけど、いわゆる昔の炭鉱の町で、合併された町の1つは財政破綻団体なんです。合併された後も赤字がすごいしかかってきて、本当に財政を健全化するために必死でやられているところです。その福智町さんというのは、先ほども部長の答弁にあった肉とかカニ——福岡県の炭鉱の町ですけど、一番ヒット商品というんですか、お礼品で人気があるのがロシア産のズワイガニなんです。全然筑後地方に関係ないというような返礼品を準備されてます。ほかにも博多市のホテルのお節料理だとか、カタログ見ていくと、男性だったらひげそりシェーバーとか、女性の美容のためのものであるとか、そういったものが、カタログつくられて、もう本当に通販カタログよりも豪華な感じのものをつくられておりました。これっていうのは返礼品の競争のもう一端の自治体ではあるんですけども、やっぱり国民、住民が何を食べたいのかなということをすごい調査されてると思うんですね。これはマーケティングの勝利だと思います。これをまねしたところでも二番煎じ、三番煎じなんで、これはする必要のないのかなというふうに思います。そういったパターンが1つ目です。

2つ目のパターンとしては、広島県の神石高原町というところがあるんですけど、神石高原町、ここは本当に知恵を絞られて、施策で勝負されてると。もうアイデアの勝負だというふうに思います。不特定多数の人がある目的に対して資金の提供を行うというクラウド

ファンディングという手法をとられて、こちらの神石高原町というのは、目玉になっているのが、いわゆる野良犬が殺処分されると、そういった犬を救おうじゃないかという動きをされてるNPOさんであるとか、その町の中の自治会の活動に対して、こんな自治会、小さい自治会なんだけども、うちはこんなことしてるんで応援していただけないかというふうなところをアピールされてます。この犬の殺処分に関しても、当初5,000万円ぐらい何とかならんかなという目標立てておられましたけども、既に1億2,000万円ほど集まってるという、もう本当にアイデアの勝負、政策の勝負だと思います。そういったところも出てきてるところを紹介しておきたいと思います。

あと、ポータルサイトの活用も大事ですけども、町のホームページをごらんになった方が直接寄附できるようなシステムをつくっておくとか、いろいろなことが必要なんだというふうに思うんですけども、最も大事だなと思ったのは、使い方の明確化というのが大事だと思います。入り口と出口があると思うんですね。入り口のほうは、どんなことに使おうとしてるかということを紹介しておく。出口というのは、実際に何に使ったかということを明確にしておくところがやっぱり寄附者に対する礼儀というんですか、優しさというんですか、そういったところになると思うんで、そういったところもこれから調査研究していただきたいなと思いますが、その辺は最後いかがですか。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 議員御指摘のとおり、寄附を集めるに際しては、多くの方に町のことを理解していただくことが必要と感じます。今、福智町、神石高原町の例いろいろ出していただきました。その辺のことも参考にしながら、華美にならないよう、また事業という意味の中で、太子町にとってどんな事業が寄附金を集めるのにいい事業なんだろうかということも考えながら検討していきたい

と思います。

兵庫県も、きのうかおとといの新聞で、ふるさと納税の関係で、犬の里親探しみたいなことに寄附金を使うとか、いろんな事業が出ておりました。太子町についても特定の事業、また何らかの形で考えていって、これについて賛同してくれる方に寄附金を募るということも必要ではないかと思います。

そして、最後に申し上げました、ホームページ等において十分な寄附者の方に理解していただくようなアクセシビリティの確立や、またその用途状況の結果報告ということも大事かなと思ってます。

そうした内容を踏まえまして、今後ふるさと納税制度、しっかりした形で、ただし、あくまでもふるさと納税と言いながら、これは寄附金でございますので、寄附者の思い、寄附者に対することで余り華美にならないようには注意してまいりたいというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 いろいろ長く紹介もさせていただいて、前向きな答弁いただきましたんで、本当に期待しておりますので、頑張っていたきたいというふうに思います。

これからやっぱり太子町らしさをアピールしていくということで、どんな目的のためにどんな事業を行って、その資金に充てるためにふるさと納税を活用するのかということをやったり担当者もしくは部課を超えて協議していただいて、いろいろと頑張っていたきたいなあとというふうに思います。

それが太子町の産業振興というふうにつながっていけば、次の質問になっていきますけども、まち・ひと・しごと創生総合戦略のしごとの活性化にもつながっていくと思いますんで、これで1問目終わって、2つ目の質問に入っていきたいと思います。

2つ目です。まち・ひと・しごと創生総合戦略の「しごと」について。

昨年10月29日に兵庫県議会は、議員提案に

より中小企業の振興に関する条例を可決した。その条例には、市町の役割として、中小企業の振興に関する施策を積極的に実施するよう努めるものとする定められました。

また、太子町においても、28年1月27日の全員協議会でまち・ひと・しごと創生総合戦略の素案が示され、1月29日から2月26日までパブリックコメントの募集が行われたところであります。

その総合戦略では、基本目標1として、働く場所とチャレンジする人材を育み、「しごと」をつくると掲げられ、具体的な施策として、豊かな地域資源の活用と人材の育成、町内産業の振興と太子ブランドの創出、起業・創業支援と企業等の誘致の3つの基本方向が示されました。

さらに今回、28年度の町長施政方針では、政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」において、にぎわいのある商業の推進に向けた取り組みとして、商工会と連携しながら、活力ある地域の中小企業の育成と支援を目的とした経営改善普及事業及び地域振興事業を実施するとうたわれたことを踏まえて次の質問をいたします。

(1) 施政方針にある経営改善普及事業及び地域振興事業の具体的な内容を伺います。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「しごと」に関する具体的な施策として、継業支援や起業、創業等の重要業績評価指標（KPI）が示されているが、どのような計画で数値目標を達成しようとしているのか、伺います。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、1問目の経営改善のほうの内容についてですけれども、経営改善普及事業及び地域振興事業とも商工会が中心となっていく事業でございます。

まず、経営改善普及事業でございますが、小規模な企業の経営や技術の改善を図ることを目的として、商工会議所や商工会の経営指導員が金融、税務、経営、労務などの相談や

指導に当たる以外にも、経営・技術上の知識の向上を図るための講習会等の開催を行います。

太子町商工会においては、3名の経営指導員が巡回、または窓口において経営指導を行っており、平成26年度には製造、建設、小売、卸売、サービスなどの分野で年間2,815件の指導を行っております。

また、経営計画作成セミナー、経営入門塾、労働環境セミナー、簿記講習会などを同年度に年間947人に対し実施しております。

そのほか、日本政策金融公庫等の金融あっせんや労働保険事務代行なども実施しております。

町におきましては、県の中小企業の振興に関する条例第5条に、市町の役割として、中小企業の振興に関する施策を積極的に実施するよう努めるものと定められており、太子町商工会等と研究を重ね、実効性のある中小企業支援策を検討したいと考えております。

続きまして、地域振興事業は、イベントの開催などを通して地域経済全体の活性化を図る事業でございます。

太子町商工会では、商工会産学連携事業であります太子町マーケットや新春講演会を開催するとともに、太子あすかふるさとまつり、太子夏会式、春会式、太子町クリーン作戦などの支援を実施しております。

また、町においては、ジャガイモやサツマイモの観光オーナー事業の開催や、阿曾れんげまつり、老原そばまつりへの補助を実施しております。

今後、より活力ある太子町の実現に向けて努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 2番。

（総務部長堀恭一「2番」の声あり）

○経済建設部長（堂本正広） ああ、済みません。続きまして、2問目の「しごと」の関係でございます。

継業支援でございますが、中小企業や個人商店では後継者が見つからず、高齢等により



仕方なく廃業せざるを得ないという悩みを耳にしますが、親族や従業員が事業を引き継ぐのではなく、意欲のある第三者に事業を引き継いでもらう取り組みで、店舗経営希望者を紹介し、両者のマッチングを中心に支援していくことをごさいます。

商工会で把握している公開可能な情報を店舗経営希望者から問い合わせがあった場合にはその都度紹介する状況で、現時点での問い合わせはほとんどありません。

今後、あらかじめ情報を登録する継業バンクを立ち上げ、広く周知し、登録を図っていくことを検討したいと考えます。

続きまして、起業、創業等につきましては、町が商工会、金融機関等の協力のもと、国の審査を受け、認定が必要な創業支援計画の策定を予定しております。

創業を希望される方で創業支援計画に沿ったカリキュラムを修了された方に対し、特定創業支援の証明書を町が発行し、その証明書により金融機関で特例の信用保証協会の保証枠が1,000万円から1,500万円に拡大した融資を受けることができることや、株式会社の登録免許税の軽減等のメリットがございます。

さらに、小規模の雇用創出を伴う会社の創業では、事業費の一部補助も今後の課題と考えております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 1番のほうで経営改善普及事業及び地域振興事業の具体的な内容を聞いたわけですが、今年度施政方針にもありましたが、昨年も実は同じ項目であったと思います。今お聞きしたところ、商工会が中心になっていろいろされてるわけですが、まあこんな事業かなあというふうな形で拝聴はいたしました。

先ほどのふるさと納税のところでも言ったんですが、産業振興につなげていくという考え方があったわけなんですけども、地域の活性化や地場産業を育てるということこそが地域創生の基本の1つであると思ってるんです

が。

そこで、先日公表されました第5次太子町総合計画の28年から30年の実施計画が公表されたんですけども、その中で、先ほどもおっしゃったんですが、28年度事業で町内創業者への支援として、創業支援計画の策定と地域再生計画の策定とありますが、先ほど創業支援については若干触れられてきたんですけども、もう少し具体的に何か説明できますでしょうか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 創業支援等につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも述べているように、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の策定等々、また融資とかを考えておりまして、支援制度の活用による企業の創業者数ということで、31年の目標を3件ということで、こういう活用した創業者を3件は何とか創業させていきたいというふうな形で具体的な計画を進める予定でございます。

（首藤佳隆議員「え、地域再生計画」の声あり）

○議長（井村淳子） 地域再生。

○経済建設部長（堂本正広） 地域再生計画につきましても、中小企業振興基本条例等々を定めまして、太子町に合った形の中小企業の振興に努めたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 創業支援計画のほうは実施計画とかまち・ひと・しごと創生総合戦略の中の具体的事業の例がいろいろ書いてありますけども、そういったところに伴ってやっていくものだなというふうに理解はしました。

今、地域再生計画の策定の中で中小企業振興の条例を太子町でもつくとおっしゃったと思うんですが、聞き間違いではないんですよね。もう一回。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 県も条例をつ

くられておりますし、また多くの市町で条例をつくられておりますので、太子町においてもそういう条例をつくりたいというふうには考えております。また、中身につきましては、当然太子町に合った形での中身にしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 太子町に合った形で太子町の中小企業振興条例みたいなものをつくりたいということをおっしゃったんですけども、すごい、これからどんどんよくなる方向が見えるのかなというふうに理解しました。

これまでも太子町の産業、商業、いろんなものを活気づけるために企業の誘致を行ったらどうかとかというふうな御意見もあったりしたんですけども、全国の自治体を見ると、企業誘致ということでスローガン掲げられてるところも多々あって、そういったところ見ていくと、減免するだとか、固定資産税も下げるとか、あげくの果てには法人税も減税するとかというようなことをうたわれて、極端な話、全部ただにするから企業さん来てくださいよというふうなことをアピールされてる自治体もあります。でも、よく考えたら、その自治体で本当に頑張ってるしゃる、農業されてる方とか、その町の、市の企業さん、個人商店であるとかの方が納められた税金を使って、よそから企業に来てもらってというような流れになってるのかなというふうに感じます。もともとのそういった農業されてる方、商業されてる方の税金というのは本当、その自治体の原資になるわけですから、もっともっと有効な使い方できないのかなというふうに懸念はしております。太子町はそんなことないんで、これからもそんなことないよということをお願いしておきたいなと思います。

2番についてですけど、実際のこのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、先ほど部長答弁されましたように、支援制度の活用による起業・創業者数が平成31年度の目標値

は3件と。正直、これ低過ぎるということないですか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 変な話ですけど、実際に創業支援という事業をやっておりませんので、果たしてどれぐらいの方がそういう創業に関して興味があるのか、また実際にどういう形で創業されて継続して事業されていくのかということら辺が全然見えてきておりませんので、何とか1年に1件ずつぐらいの感覚で3件という数字を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（井村淳子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 正直、今やってないことなんで先が見えないというお答えだったんですけど。

実際に予算書を見ても、今年度の予算書、今手元にないんですけど、法人税のところを見たら、たしか去年までは1号法人から9号法人、合計で551社だったと記憶してるんですが、今年度、28年度の予算書の中では10社増えた予算の計上されてると思うんですね。というふうに、正直なところ、こういったまち・ひと・しごとの戦略立てなくても10社増えてるわけです。当然、減ったり増えたりはしますけども、そういったところから見ると、これからこの太子町のために、まち・ひと・しごとということで、地域創生ということでやっていく中での3件というのは何か少ないのかなというふうな気がします。

実際のところ、基準値が平成26年だと。5年かかって、目標値、平成31年でやっていくというのがこれ全てKPIがそうなってるんですけども、平成26年度の基準値に対してということ、今もう平成28年度の話をしていってるわけです。残り期間の半分になってるところで、もうこれ本当に実際に目に見える具体的な形になっていくのかなというふうな少々の不安もあったりするんですけども、その辺はどんなふうに考えられてます。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○**経済建設部長（堂本正広）** 一応、31年度——26年からということですが、この辺のことは実施計画のほうと整合性を合わせるような形で考えておまして、そういった形で31年までには何とか3件以上は創業させたいというふうに考えております。

以上です。

○**議長（井村淳子）** 首藤佳隆議員。

○**首藤佳隆議員** この総合戦略の中の中身が本当に動き出すということが見えてきましたら、また質問させていただきたいというふうには思います。

兵庫県の28年度の予算というのも発表されて、県の中小企業振興条例が制定されたことを踏まえて、中小企業の安心を確保するために制度資金貸付金の枠を27年度から500億円増の3,500億円に拡充するというふうな記事が載っておりました。

内容をずっと見ていったんですけども、町内の本当に小規模な事業所さんが何千万円とか何億の融資が必要かなという、やっぱりそうじゃないと思うんですね。本当に日々の経営を考えていく中で、設備投資であるとか、そういったことを考えても、小規模な事業所さん、個人の方々というのは、50万円とか100万円とか、そういった単位のことを考えてらっしゃるということが本当現実だと思います。

そういった中で、先ほども太子町らしい、太子町に合った形で太子町の中小企業振興の条例を考えていきたいというふうに答弁なされたわけですが、実は、ずっと前になるんですが、平成25年度の9月の議会の24年度の決算委員会でちょっとお話したことがあるんですが、北海道に下川町というところがございまして、その中小企業振興基本条例というのは本当すばらしいなあと思うんですけども、この振興条例をチェックしていくと、兵庫県下でも数自治体策定されております。最近全国でつくられてるところを見ると、もう何か概念みたいな条例がほとんどなんです。県の条例もそういった形になって

ると思うんですけども、こうしたらいいよって、先ほど市町でも施策をいっぱいしなさいというふうな条例になってると思うんですが、ここの北海道下川町の条例を見ると、よく新庁舎の建設のときにも比較されておりました石川県の野々市市もそうなんですけども、具体的に条例の中でいいなあと思ったんは、再生可能エネルギー分野に進出された事業には補助金出すとか、建設業の新分野進出事業にも補助金をつくるとか、そういった形で、本当、自分のところの自治体にある業者さんの特性というのを考えて、こういったことをやっていこうという、お互いに頑張ってる、やっていこうということで、自分とこの自治体の活性化を考えられてる、具体的な補助メニューを持つてる条例をつくられてるところがあります。もうそういったところも参考にさせていただいて、つくっていただければなあというふうに思うんですが、その辺のお考えどうでしょうか。

○**議長（井村淳子）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（堂本正広）** 当然、例えば町から補助金を出すということになると、予算を伴うことのでございますので、予算もですし、あと何らかのそういった要綱とか、条例とか、規則とか、そういうものがないと支出できないということでもありますので、その条例をつくるときには、そういった助成ができるような形で条例に盛り込んでいけるよう考えたいというふうには思います。

以上です。

○**議長（井村淳子）** 首藤佳隆議員。

○**首藤佳隆議員** よく決算や予算のときにも質疑させていただいたように、町の中小企業振興融資取扱金融機関預託金、今3,000万円になってますけども、これまで1,500万円とかそんな金額だったんですが、例年全然、正直動いておりません。そういった形で、町内の業者さんが3,000万円要るのかといったら、そうじゃないと思うんですね、正直。本当に少ない設備、パソコン1台かもわかりません。そういったところで150万円、100万円

とか、そういった借りやすいところの補助メニューがあってという形になっていくと、太子町としてはこういう事業に今後力を入れていきたいんだというふうな方針を示されて、それに賛同されるというか、マッチした企業さんが出てくる、それを太子町としても応援していきたいというふうな形の方針を示されるような条例になればなというふうに思いますんで、よろしく検討していただければと思います。

これからはそういった形でコミュニティービジネスと言われるような小さいビジネスを生み出して行って、地元の産業を育成していくことが大事だなというふうに感じますんで、その辺よろしく願いいたします。

続いて、大きな3つ目に移っていきます。

きょうはちょっと欲張って質問多くしたんで、時間長くなっておるんで申しわけないですけども。

町長施政方針に込められた考え方を問う。

28年度の町長施政方針では、冒頭部分の最後に、「今後は、この役場庁舎を拠点とし、住民一人一人の願いを大切にす次の時代を見据えた輝く未来につながるまちづくりを進めていく」と表明され、28年度の町政については、総合計画の「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」という4つの基本目標に係る諸施策の継続性を保ちつつ、子ども・子育て、健康・長寿、安全・安心の3つを重点項目と掲げられています。そして、その方針に基づいて、町内浸水箇所の解消に向けた雨水幹線整備検討事業、空き家除去跡地整備事業を初めとする新たな事業、そして第5次総合計画に基づいた数々の施策に対して予算を計上されているところがあります。

これらを踏まえ、28年度施政方針に込められた町長の思いを知る上で、28年度予算編成に当たって、町長は行政のトップとしてどのような指示を出し、リーダーシップを発揮されたのかを伺うとともに、町長が描かれている次の時代とはどのようなものであるのかを

伺います。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） それでは、答弁をさせていただきます。

経済の回復基調は見られますが、金融市場では大きな変化があり、不透明な状況が続く中、国の制度見直しを注視しながら、優先順位による事業の選択により持続可能なスリムな財政基盤を構築し、庁舎にふさわしい住民サービスを展開しなければなりません。

28年度予算は、第5次太子町総合計画を基本とし、事業効果、実施方法の効率性を改めて検証し、経費削減を図ることを指示いたしました。

町政につきましては、施政方針に示しましたとおり、子ども・子育て、健康・長寿、安全・安心を重点事項と位置づけました。それぞれ今後の当町の目指す姿として、若い世代、シニア世代に重点を置き、生活基盤の整備に注力していきたいと思っております。

懸案でありました役場庁舎が完成いたしました。庁舎建設に伴う起債の償還により、財政の健全化を示す指標の1つである将来負担比率は悪化する見通しではありますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率等ほかの指標も注視しながら健全財政に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 施政方針に込められた形のところはわかったような気もしますが、次の時代というのがちょっとよくわからなかったかなあというふうにも感じるんですけども。目指す方向ということで、若い世代とシニア世代の方々に対しての施策をいろいろ考えつつ生活基盤の改善というのをおっしゃったと思うんですけども。

これも昨年9月の決算委員会の最後、実質収支に関する調書の中のところで質疑させていただいたんですが、26年度の決算について新聞で太子町は3億5,400万円の黒字というふうに報道され、こういう記事を見たら普通

は、町民の方、一般の方は、太子町は立派な新庁舎を建てて、お金あるんやなあ、太子町もうかっているんやなあというふうにやっぱり感じられるわけですね。それに対して、日ごろ自治会とか各種団体からいろんな要望事項が上げられても、これまでお金がないとか、来年まで待ってえなとかというふうな形の説明を受けてきて、なかなか要望がすんなり通らへんというふうなお声もお聞きしたと。そういった中で、この矛盾について質疑させていただきました。

そうしたところ、副町長のほうからは、新庁舎にふさわしい職員、緊急性の高いところは必ずやっていくと、住民要望の全てをクリアできないところもあるけれども、これから新庁舎にふさわしい体制をとって、しっかりと取り組んでいくというふうな答弁があったわけですが、先ほど町長の中に生活基盤に密着したところの改善というふうなこともおっしゃいました。本当、新庁舎が建て、太子町これからどうなっていくんだろう、財政的にもどうなっていくんだろうというふうな期待と不安が入りまじっているのかなというふうに感じます。

そういった中で、日ごろ、これまでもいろいろな一般質問等々でさせていただきましたけれども、通学路であったり、生活道路の整備であったり、施策の中に今年度新たに雨水幹線のことでも出てきましたけれども、そういったところももっとも具体的に言ったら、あその道の花が枯れてるやないかとか、右折するときに見にくいやないかとかという声もあると思います。溝のふたががたがたしてるところがあるというふうな声もあります。そういったところ、町民から言われるんじゃないかと——日ごろパトロールとかされてますよね。そういったところで、見つけ次第改善していくというふうな俊敏性、速攻性、そういったところもやっぱり町民の方は見ていらっしゃると思います。

そういったところ、かゆいところにも手を伸ばす行政という形で、生活に密着した施策

を展開していただきたいなというふうに思うわけですが、その辺、町長、最後いかがですか。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） 首藤議員より再質問という形で御提案とかいろいろと意見をお聞きしております。

御存じのように、庁舎建設という大きな事業が完了したわけでありまして。公共施設の老朽化対策はほんまに山積しております。しかしながら、先ほどから申されていますように、大型事業に偏ることなく、今後も生活に密着した事業に目を行き届かせながら事業展開を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（井村淳子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 本当、老朽化対策、給食センターであったり体育館のことも実施計画に上げられておりました。福祉会館も上がってございましたけれども、そういった形で、直すところはやっぱり直していかないとはいけませんけれども、こんな正直新庁舎のように何十億円というような施策はもう今後数十年ないのかなというふうには思いますけれども、今町長おっしゃったように、生活に密着したことを考えていただくということを期待して一般質問を終わりたいと思います。

○議長（井村淳子） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、よろしく願いいたします。土地利用につきまして2点お尋ねしたいと思っております。

以前にも土地利用につきましては、いわゆる線引きの見直しについての質問に対し、今後も地域の特性を生かしながら本制度を活用した土地利用を進めていくという答弁でございました。

そこで、2点お尋ねをいたします。

1点目、市街化調整区域内の農振農用地の現状につきまして、調整区域内の農地は現在

耕作者の高齢化、後継者及び担い手の不足などにより不耕作地や放棄田が増加し、荒廃が進んできております。この先10年を見通すと、もっと顕著になってきていると推察しております。これは環境面から考えましても大きな問題であると思っております。こうした農用地の現状を見ると、将来的にどのように活用していこうとお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

2点目、現在調整区域の農用地が抱える区域の農地につきましては、行政が積極的に地域の圃場整備の構想を示し、農振地域の農地の活用を推進していく必要があると考えております。

圃場整備は、地域の農家が効率的な農業経営を行うための生産基盤づくりであります。担い手を確保するにも、営農組合を組織するにも、また農業法人の企業を誘致するにも、農地を集積する圃場整備が必要な要件となります。この事業には地権者の同意が不可欠であり、地元自治会の役割が大きく作用しますが、農振地区の農業のビジョンを構築する上でも職員を配置し、積極的にリードしていくべきと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それでは、1問目からお答えをさせていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められた地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。

町内の農地で一連の団地性を形成している農地は農業振興地域内農用地域として設定しており、現在のところ区域を見直す予定はございません。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足等により耕作できずに困っているという声

も多数聞いており、今後ますます増加するものと見込まれます。

今までのように個人で維持管理するには無理があり、それぞれの地域で将来に向けてどんな取り組みができるのか検討し、町、県やJAも巻き込んで協議をしたいというふうに考えております。

その中で、集落営農組織の立ち上げや、水稲から農地に適した作物への転換等を目指すことが必要であると考えます。

次に、2点目でございます。圃場整備事業については、圃場事業として実施するには、農振農用地であることや面積的な要件もあることから、自治会もしくは隣接する自治会単位で取り組んでいただく必要があります。

町としては、地元の農家負担金を少なくできる、県営事業となる20ヘクタール以上の区域での圃場整備事業を推進しております。

県営事業として実施するには、個人の田んぼを大きく集積することが目的ではなく、事業完了後、その農地利用については、担い手に農地集積し、営農することが目的であります。

これらのことを理解していただき、自治会等での合意形成に至るには、やはり当事者であります地元の方々の並々ならぬ努力が必要であり、現在進行中の岩見構下地区の圃場整備につきましても、実施計画の作成から完成までの間、県に技術職員1人を出向させる予定であります。町の定員管理計画の限られた人員の中で最大限の努力をし、圃場整備事業についてPRをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 町長の施政方針の中でも、農業経営の安定を図るために、農業後継者不足の解消や農業経営の安定化を支援してまいりますというような文言がございます。先ほどのふるさと納税の中にも町の特産品の掘り起こしということで、いろいろこういう事業がつながってくるのかなと考えております

けれども。

今、これからまた暖かくなってきますと、それぞれで田んぼのこしらえが始まってくると思います。その中で、やはり高齢化という形はもう一目瞭然でございます。農振地区は、市街化に比べて、農業をすることしか選択肢がございません。どういう農業経営をやっていくか、どういう作物に供するかという部分につきましては、それぞれの個人も工夫を凝らしていらっしゃるでしょうけども、大部分の農家については、やはり従来やってきた部分を踏襲する、その繰り返しでしかございません。それは自分ができなくなったらどうなるのか。今携わっておられる方がもう退いてしまったら、いわゆる魅力がございませんから、あるいは収益がございませんから、農機具を買ってまでという部分がございます。そうならないためにも、早急に町が具体的に農地の活用について、いわゆる絵を描くというんですかね。こういう地区、太子町はこういう農業を考えてますよという形のことを早急に示していただきたいと思います。

それから、2点目の圃場整備につきましても、自治会等々の役割が大きく作用してくるのはもちろん承知しておりますけれども、担当の職員が、町職員がその会議の席に、何も発言を求めるとはいいですけども、同席してくれるということで、すごく進める、推進する側にとっては大きなよりどころになってきます。こういうことをやっぱり十分に承知していただいて、担当職員の配置について御配慮いただいて、圃場整備を、あるいは農振地区の特産品の掘り起こしについて考えていただきたいなと思っておるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） おっしゃるとおり、太子町での農業というんですか、それは昔からでございますけれども兼業農家がほとんどでございます。もともと兼業ですから収入は一定の会社からいただいて、その中の農業ということで、農業を専門的にやっ

ておられるという方はほとんど少ないと思います。そんな中で、農業につきましても、水稲なんかにつきましてもは当然機械化が進んで、1人か2人おれば少々の田んぼなら大丈夫ということになってきて、結局今耕作されている方がやめると子供とかそういったところに継承できていないというのが事実でございます。ですから、今後、先ほども申しましたように、やはり個人で維持管理するにはもう限界が来ているというふうには感じておりますので、町としましても各自治会単位ぐらいで今後農業をどうしていったらいいのかということをやっぱり話し合っていて、できたら圃場整備なんかをして、大型化機械が動かせるような、またどこかに貸せるような状態が一番ベストだとは考えますけれども、今のままでも何とか工夫すればそういった形で、例えば自治会で営農組合をつくって、その中で経営していくというようなことも考えられますので、そういった形で各自治会に説明等々に入って、その自治会の実情をまず自治会の方が認識していただくというふうな形で事業を進めたいというふうに考えます。

また、圃場整備につきましては、当然町が関係してくる事業でありますので、説明会等々に必要があれば、おっしゃっていただきましたら同席をしますし、また今下構においても総会であるとか、そういった重要な会議には町の職員も出席するようにしておりますので、よろしく願います。

○議長（井村淳子） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 地域に営農組合をつくっていくということは、先ほど来、地域の農業、個人がもうする時代ではない、管理も含めて、地域で担っていかなければ、この先後継者等々の問題が出てくるというあらわれだと思っておりますけれども、なかなか、さあ営農組合を設立した、そこでもってきて、そしたら何をやるんやということですね。要は草刈りばかりしておるんか、休耕田について、草が生えんようにトラクターですき込んでいく

んか。それだけのための営農組合であれば、その今組織した営農組合の人間が四、五年もすればもうそこそこの年齢に達してしまって、やっぱり後継者の問題が出る。後継者の問題を解消するには、ある程度の収益が見込めるような作物の作付が必要ではないかと考えておる。そうなれば、先ほど来ふるさと納税の特産品の掘り起こしじゃないですけども、そういう方針を町が何らかの形で出せないものだろうか考えるわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然、その農地というんですか、田んぼにはいろいろな状況というんですか、例えば湿地で水はけが悪いとか、またこちらの田んぼは水はけがいいとか、また粘土質で水もちがいいとか、いろいろその田んぼによっても条件があります。ですから、そういったところに適した作物をつくり、また収益が上がるような形での作物をつくることによって今後そういう農業がまた発展していくというふうに考えております。そのためには、県やJA、普及所なんかと協議しまして、その地域にふさわしい作物ができるように考えたいというふうに思いますし、またそのための支援のメニュー等々もありますので、町のほうからもそういった状況を発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 ぜひととも早急にそういうような事柄に取り組んでいただいて。なかなか自治会あるいは個人の思いをぶつける場というのがないというのが現状ですので、町がそこら辺のところはリードしていただいて、各自治会あるいは地区に持って出ていただきたいなど、このように思います。

それからもう一点、先ほど来圃場整備があります。実際問題、職員を県に派遣してという部分もございますけれども、職員の少ない人員の中でいろいろとやりくりしていただく

のはよくわかります。しかしながら、今土台をつくっておかないと、この先、5年、10年たっただけで荒廃が進んでくるということを考えれば、圃場整備の推進というのは、ある程度町の責務として考えていかざるを得ないのかなと考えてます。そのためにも、職員の配置の部分につきまして町長の御意見をお聞かせいただきたいわけです。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） 先ほどから玉田議員さんのお話、質問を聞かせていただいております。議員さんも地元で農業をされながらいろんな課題に直面し、苦勞をされているんだなというふうに感じさせていただいております。

太子町の土地を上から見ましたときに、粘土質の圃場もあれば、一方、砂の圃場もあります。そういったある意味、砂というんですか、砂利、砂の圃場を大きくすれば本当に末端まで水が入るかと言えば、それもやはりどうなのかなということも考えていかなければならないのではないかなと思っています。地域地域に合った圃場をこれからも考えていかなければならないかなと思っています。

先ほど部長が答弁してますように、太子町の農地を守っていくには議員もおっしゃるように個人では無理ですから、やはり団体営をつくっていただいて、その地域地域に即した形を進めていきたいと思っています。そのためには、しっかりした職員の配置も必要であることは先ほどから議員も述べられていとおりで、私もそのように思っております。研修を重ねさせて、太子町の農地は将来的にどうあるべきかということも絵に描いてくださいというようなことも言われました。将来の農地を十分考えていきたいと思っておりますので、今後とも御指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（井村淳子） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 ありがとうございます。

それでは、いろいろと課題が山積しており



ますけれども、だんだんだんだんもう時間が少なくなっているという現状を認識いただいて私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井村淳子） 以上で玉田正典議員の一般質問は終わりました。

次、平田孝義議員。

傍聴の方は御静粛をお願いします。

○平田孝義議員 おはようございます。

9番日本共産党平田孝義、通告に従いまして質問させていただきます。

1点目の町長施政方針について、関連して問います。平成28年度の町政について、“和のまち太子”を念頭に、子ども・子育て、健康・長寿、安全・安心の3つの重点項目を位置づけて展開していくとのことについて。

まず、1点目の子ども・子育てについて。

①平成28年4月に開園と認可保育から移行を迎える2園の運営補助に加え、平成29年度4月に開園・移行予定の2園にかかわる施設整備費を補助することにより、待機児童の解消に加え、保育量と幼児教育の場を確保することのことだが、待機児童は現在どうなのか。また、その内容、さらに保育料についてはどうか。

②不登校状態の児童・生徒に対し、学校施設の外に拠点を整備し、関係者と連携を図り適応教室事業を実施とのことだが、学校施設の外に拠点を整備することについて鮮明に教えていただきたい。

③安心して子供を産み育てる環境づくり推進について、これまで3歳までの子供を対象としていた通院医療費無料化の対象年齢を就学前まで引き上げると言っているが、中学3年生卒業までの通院医療費完全無料化について、このたびの予算については検討はなされなかったのか。

(2)健康・長寿について。

①65歳以上のシニア世代の方々が元気に生き生きと暮らし、安心して老後が迎えられよう、主な事業として、健康維持を目的としたいいきいき百歳体操の普及も少しずつ定着し

つつあるが、この内容の実態、またそれに対する支援体制についてはどうなのか。

②歯周病の予防、早期発見による口腔、歯への健康意識の向上のための歯周病検診を節目年齢に無料実施について、後期高齢者、75歳以上の方たちの定期検診についてのそれに対する内容は。

(3)安全・安心について。

山崎断層帯地震や南海トラフ巨大地震に対する対応と、さらにはゲリラ豪雨などによる町内浸水箇所の整備について調査検討事業を行うとあるが、その整備と調査検討事業と計画について具体的に示していただきたい。

(4)美しい環境を守る下水道について。

①現在の公共下水道への接続・水洗化率は96.5%で、残る住民への粘り強い啓発を行い、水洗化率の向上に努めるとのことについて、公共下水道への未接続住宅件数、さらにはそれに対する接続されていない方たちの理由については。

②前処理場の経費削減対策、終末処理場への生污泥直接搬送に対する施設整備工事完成にて節減とあるが、どれだけの削減が生じるのか、具体的に示していただきたい。

以上です。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 私のほうからは、子ども・子育てについての①、③、そして健康・長寿についての①、②のほうを御答弁させていただきます。

まず、子ども・子育てについての①ですけれども、本町の保育所の待機児童につきましては、平成27年4月1日現在で26名、同年10月1日現在で43名となっております。

待機児童の解消のために保育所部分の定員を確保すべく、平成27年度において認定こども園を1園新設し、28年4月からの開園を予定しております。

また、29年4月からの定員増に向け、認定こども園の新設及び保育所からの認定こども園の移行について現在協議を進めているところでございます。

これらの定員確保につきましては、太子町子ども・子育て支援事業計画における保育の量の確保方策に従いまして順次行っていく予定でございます。

さらに、幼児教育の場の確保につきましても、4月から認定こども園が2園開園することにより、幼稚園部分において3歳児以上の教育の場を確保する予定でもございます。

一方、保育料につきましては、太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例により、国の基準の範囲内で、所得に応じて階層別に定めております。

現在、国では保育及び幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとして、年収約360万円未満相当の多子世帯やひとり親世帯等について保育料の負担軽減措置の拡大を検討されております。

また、新聞報道にもございましたとおり、兵庫県におきましても現行のひょうご多子世帯保育料軽減事業を拡大し、国の負担軽減措置で対象とならなかった一部の世帯に対して県独自の保育料軽減事業の実施を予定されております。

本町におきましても、これらに対応しながら保護者の子育てに係る経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備していきたいと考えております。

次、2点目、②です。平成28年度の予算を編成するに際し、通院医療費無料化の対象年齢拡大については、小学校就学前まで、小学3年生まで、小学6年生まで、中学3年生までの4段階を候補とし、検討いたしました。

必要となる財源としまして、就学前までの実施ですと12カ月ベースで1,091万1,000円ですが、小学3年生までですと2,199万9,000円、小学6年生までで2,967万円、中学3年生までで3,528万4,000円となり、段階的に必要となる財源が増加してまいります。

福祉サービスは単年度で完結するものではなく、中・長期的に継続して安定的にサービスが提供できなくてはなりません。本町としましては、中・長期的な町財政へ与える影響

を勘案するとともに、より重症化しやすい低年齢層への医療費助成に財源を集中させるという考えのもと、最終的には通院医療費無料化の対象年齢を就学前までと判断させていただきました。

健康・長寿についての①のほうを説明させていただきます。

当町で取り組んでおりますいきいき百歳体操は、手首や足首におもりをつけ、椅子に座って、体操の映像に合わせて、ゆっくりと手足を動かす運動を行います。この体操を続けることで体が軽く感じたり、動くのが楽になるだけでなく、地域とのつながりが増え、気持ち明るくなったり、物忘れが減ったと感じておられる方もおられ、いきいき百歳体操が心身の健康づくりや地域づくりに役立っています。

既に実施されているグループは現在49グループあり、継続的に実施していただくために、体力測定や運動指導、相談に応じたり、さわやか健康課の協力を得て、栄養に関する健康教育を実施するなどの支援活動を実施しています。

また、いきいき百歳体操開始1年後に食べる力や飲み込む力をつけ、誤嚥性肺炎の予防にもつながるかみかみ百歳体操を勧めております。より多くの方に参加していただくために、工夫しながら広めていきたいと考えております。

②についてお答えいたします。

今回取り組みます歯周病検診は健康増進法に基づく健康増進事業であり、対象年齢は40歳から70歳までの節目年齢者となっております。

健康増進法では、みずからの健康はみずからが守るという考え方から、いろいろな事業が位置づけされてはおりますが、その中で歯周疾患については、自身の歯が健康なうちから予防を行い、治療を行い、高齢期において健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的に実施することとされております。

お尋ねの後期高齢者に係る歯科健康診査につきましては、歯、歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックすることで口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防することを目的に、平成26年度より新たに補助金の交付対象となりました。

当町におきましては、後期高齢者医療制度対象者の被保険者を対象とする歯科検査については、現在実施いたしておりませんが、歯周病菌除去や誤嚥防止など、高齢者の特性を踏まえた検査内容とすることも必要ではないかと考えております。歯科医師会とも御相談させていただきながら、近い将来において検診事業が実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 私のほうからは、1番、子ども・子育てについての②の適応教室事業の御質問に対してお答えをさせていただきます。

適応指導教室とは、教育支援センターとも呼ばれ、不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善などのための学習指導を含む相談、適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童・生徒の社会的自立に資することを基本として設置されるものです。

本町にもさまざまな理由により学校に登校できない児童・生徒、学校に登校しにくい状況にある児童・生徒が相当数いるのが現状でございます。この不登校の問題への対応は、学校のみでの対応では限界があり、学校外の公的機関である適応指導教室などと連携した取り組みが必要となっております。

このような観点から、学校に登校できない、あるいは登校しにくい状況の児童・生徒の学校復帰を支援するために、学校とは別の場所に適応指導教室を設置することは重要な意味を持っていると考えております。

なお、設置については、旧太子町役場教育

委員会事務局跡に1カ所設置する予定としております。

また、学校外に設置する利点を生かし、適応指導教室内に相談室を設け、不登校児童・生徒のみならず、その不登校児童・生徒の保護者が不登校に関する相談を受けられるようにする予定でございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 私のほうからは、3番の安全・安心について、それと4番目の美しい環境を守る下水道についてお答えをさせていただきます。

まず、安全・安心についてでございます。

本町の雨水幹線整備は、昭和51年の大雨による浸水被害を契機に事業が始められ、汚水事業が本格化する平成6年ごろまで進められてきた経緯があります。

雨水幹線の未整備区間が残る現状において、浸水箇所の解消を図るための雨水整備を行う必要がありますが、事業を進める上で、課題として、住宅密集地での工事により多くの家屋へ影響を及ぼすことが想定されることや、工事に支障となる重要なライフラインの地下埋設物の移設について相当困難な状況が想定されることなどがあります。

このような課題がある中で、このたびの検討業務は、浸水箇所の解消を図るべく、現計画における雨水幹線ルートの妥当性の検証や、雨水を一時的に貯留する雨水調整池の設置も考慮に入れた実現可能な整備方法を検討するものであり、その結果により今後整備方針を決定するものであります。

続きまして、美しい環境を守る下水道の1番目のことについてでございます。

未接続世帯に対し、下水道への接続依頼文書を送付し、啓発を行っています。平成26年度末で未接続世帯は472件であります。平成27年度は現在37件の接続があり、残り435件でございます。

未接続世帯の多くは低所得者、高齢者世帯であり、資金面や後継者問題等の課題があ

り、水洗化が困難となっています。

なお、平成26年度末の水洗化率の全国平均は94.57%であり、そのうち人口3万人以上5万人未満の本町との類似団体の平均は90.22%であります。本町の平成26年度末の水洗化率は96.5%で、全国平均及び類似団体平均を大きく上回っており、水洗化が進んでおります。

ただし、水洗化率を向上させるには、公共用水域の水質保全や下水道使用料の増収につながり、下水道経営の安定化を図る上で重要なポイントの1つであるため、今後も継続して啓発に取り組みます。

2番目の前処理場の関係でございます。

前処理場の経費削減を図るため、汚泥処理方法の見直しにより、前処理場で発生する生汚泥を揖保川浄化センターへ直接搬送することとしており、生汚泥を引き抜くために現在の汚泥濃縮槽を改造しておりますが、生汚泥搬送することにより、現在の脱水ケーキにするまでの加熱、濃縮、脱水等の処理を行っている施設、ドラムスクリーン、スクリュープレス、熱交換器、熱媒体ヒーター、重油タンク、熱処理汚泥濃縮槽、フィルタープレス及びこれらに関するポンプ等の機器の更新が不必要となり、これらの更新費用約11億円が経費削減となります。

現在においてもこれらの機械設備等の老朽化により突発的に処理機能が停止する危険が高いため、早期に事業を完成させる必要があります。また、今後もさらなる経費節減に向けて引き続き改善策を検討していきます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 それぞれ8項目にわたりお聞きしたわけなんですけど、多くのことを一度に聞いたということで、聞き間違いがあるかと思いますが、順次再度質問させていただきます。

まず、子供に対する子育てについて、(1)ですね。この待機児童の解消を考えるということは当然当たり前のことであって、今現在

43名ですかね。そういう中で、認可保育所は国が進めようとしている少子化対策の一環で施設整備を行うものであって、保育料の問題、いわゆる育児、子育てにかかわるこれからの負担がどうなのかということで今回私はこの質問をしたわけなんですけど。

保育料の先ほど軽減と言われておりましたが、育児、子育てにかかる費用負担など、これ多分これから順次上がっていくと思うんですけど、この件について、働きながら子供を安心して入所させる、いわゆる仕事と家庭の両立に向けた支援に結びつけるといった狙いで、今後保育条件や保育環境、さらには保育者の処遇改善など、制度的な支えがこれ不可欠ではないかと思うわけでありまして。

その中で、5つの認定区分において、私がいつも気にしていることは、保育料の値上げを段階的に行うのを考えるので、これで果たして待機児童の解消に本当に結びつくのかと。そういうことと、保育量と保育・教育の確保が本当にできるのか。働いても働いても、子供を預けることによって保育料が高騰することにより預ける人が少なくなるのではないかという懸念の中でこの件を質問しております。

この件について、いろいろと考えてのことでしょうが、本当にこういうことで待機児童は減りますか。そのことをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 待機児童につきましては、旧の制度ですか、新制度以前の考え方と新制度以降の捉え方というんですか、それが変わった関係で、もともと少なかったものがまた増えたというような状況になっております。

旧制度につきましては、保育に欠ける児童というような表現をされておったんですけども、新制度におきましては保育が必要な児童という、お子さんをお持ちの保護者の方から見れば、要は積極的に待機になるような感じの捉え方になっておるんですね。その分で待

機児童が増えたというような表現に現在なっております。

ですんで、この28年4月に認定こども園1園が新設で開園はされるんですけども、現在募集中の部分からいいますと、さらに待機児童の数が増えるというような状況になっております。その待機児童が増えるという中で、施設をそれに合わせて全て整備をするのは、悪いんですけど、不可能という状態でございます。

今後、その子供さんが若干でも減少傾向にある中で、施設をある一定水準まで整えることは必要かとは考えておるんですけども、それ以上の施設整備というのを、今現在子ども・子育て会議のほうで決めております保育の量を確保するところまでの整備は、29年度の2園の開園で一応完結と言ったらおかしいんですけども、そこで一応終了ということで考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 僕がなぜ待機児童のことを気にしたかといいますのは、町長の施政方針の中で待機児童の解消をとということが題目に上がった関係上、私はこのこと本当にべつちよないかなあということでお聞きしたわけなんです。

そこであと一点、認定こども園について、町として施設整備を、整備費ですか、これを補助するわけなんですけど、これ運営に対してこれから行政としてどこまで立ち入れるのかということをお聞きしたいんですけど。これやっぱりその都度その都度行政から物が言えるという状態なんですか。それを聞きたいんですけど。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 認定こども園になりましても、認可保育所と変わらぬ支援というんですか、こちらからさせていただく施設整備なり運営費の補助につきましても、変わらず今後もさせていただく予定をしております。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 この認定こども園については自治体によって格差が広がらないということをお願いでありまして、全ての子ども・子育てにはね返ってくるわけですから、子供の権利など確保して、さらには子育て、人育てですか、といったものを当局は逃げることなく、どうか今後も子供たちのことをよく考えていただいて、次の質問に参ります。

②の件ですが、先ほど教育次長ですか、ちょっとお話をいただいたんですけど、不登校の児童・生徒に対する学校施設の外に拠点を整備ということで、これまでにない事業であるということで、これお尋ねしたわけなんです。旧役場、南棟ですか、そこを使用して行うんだという確認をいたしました。

そこで1点ですが、この問題はいろいろな観点からして本当に難しい面があるのではないかなと思うわけなんですよ。それで、家庭内の問題、例えば学校内、その本人のまた健康状態とかいろいろな問題、さらには地域での問題などもあると思います。

そこで、学校施設の外に整備したとして、相談に来てくれるのかどうかということが問題なんですけど、その件についてはどのように考えておられるんですかね。答えていただきたいんですけど。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） まず、不登校児童・生徒にこの適応教室に足を運んでいただくというのが最初の第一歩だろうというふうに思っております。

そういう中で、相談業務も含めて、今回その適応教室の中に設けるといってございまして。実際、この事業を始めることによって、その児童・生徒が来る、あるいはその相談業務が適正になされるかどうかというのは、今後の運営の中でやっていかざるを得ないというふうには思っております。

指導員も1人——2人ですけども、それはローテーションでやりますけども——通常1

人配置させていただいて、その相談の業務については適正にやっていきたいというふうには思っております。

その中で、こちらからその児童・生徒の保護者に対して言うのがいいのか、あるいはこの適応教室についても広報等で周知しながら、こういった事業に取り組んでるということを保護者の方にも通知させていただいて、相談業務を今後やっていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 こういった適応教室をつくってやられるということは本当にいいことだと思います。この件については個人的な問題もございませぬし、立ち入ることになりますので、質問としてはこれでとめ置きといたします。

ただ、思うことは、こういうことから、粘り強く思いやりを持って相談に乗っていただきたいよう、くれぐれもお願いをいたしておきます。

○議長（井村淳子） 平田議員、この際暫時休憩したいと思います。

○平田孝義議員 はい。

○議長（井村淳子） この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後1時00分）

○議長（井村淳子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 お昼からまた再度質問させていただきます。

③の子供を産み育てる環境づくりということで、就学前まで医療費予算をなされたということで、先ほど部長のほうから御丁寧の説明いただいております。

そこで、安心して子供を産み育てられる環境づくり推進の医療費の完全無料化ですが、子供の貧困も大きな問題で、少子化対策としての打開策ですか、ということで、これはこ

れでありがたいことだと思っております。

ただ、長きにわたって中学3年卒業までの医療費完全無料化は子供を持つ親にとっては一番に気になることだと思います。近隣の自治体を見ても、うちと上郡町さんだけですか、それぞれの自治体が完全無料化を進めているのに立ち遅れているということで、私はこのことを何度も何度もお願いしているわけでありませぬ。

安心して子供を産み育てる環境の推進には、今の段階では少しほど遠いかなという観点から、私はそういうことで質問させてもらっておりますが、もうこれも何度も追及しておりますので、結論的に何を聞くかということも余りございませぬので、次の質問にかえさせていただきます。

(2)の健康・長寿について再質問です。

①のいきいき百歳体操について、老人会、さらには自治会などが採用して、楽しくやられております。私も何度か参加をさせていただいておりますので、健康づくりにはよいなということは私も実感を得ております。無理をせず、継続的に続けられるのが肝要だと思うところで、そこで定着させるためにはいろいろなことも考えなくてはいけないなということで、身近な面から、私自身の思いとして、きょう質問に上げさせてもらったんですけど、自分のうちでTVを見ながら、テレビを使用されながら、個人的に必要とする人がこのDVD版を販売していただければ、それもありがたいことだと思ふわけなんですけど。会場に参加しようにも、時間の都合の関係上、参加されない方も多々おると思うんです。そういう中で、また数回程度の体操、体験では、手順、内容からしても、年をとった関係で順番を忘れてたり、僕も実際そうなんです。やろうと思ふても、10項目あっても五、六項目ぐらいしか覚えてないというのが現実であります。そういった中で、このDVD版、個人的には購入は無理なのか。それと、一番いいのは無償で、希望者があればもらえるということになれば一番いいんですけど、

お金がかかることだし、この1枚に対する単価的にはいかほどのものなんですか。これ一度お伺いしたいんですけど。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） DVD1枚の金額なんですけども、実際に販売という形になりますと、かなり高い——金額的には把握してないんですけども、高いものだろうと考えます。ただ、これをコピーしていいのかどうかという部分があるんですけども、著作権の関係でぐあい悪いというような部分が出てきようかと思えます。このいきいき百歳体操を個人的に自分で一生懸命習って、自分でも個人的にやりたいんだとおっしゃる方の気持ちってのはよくわかるんですけども、このいきいき百歳体操の大きな目標というのは、やはり皆さんで集まって、機会をつくって、ほで家から出て、地域の皆さんと触れ合うというのも非常に大事な事かなと考えております。本当、個人的にその必要な方があれば、あっせんという形ではさせていただきたいと考えております。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 三輪部長には、いつも御丁寧説明いただきましてありがとうございます。

この普通のDVD版ですと多分大量につくれば何百円ぐらいの単価でできるんじゃないかなと思うんですよ。そういう中で、ぜひ、先ほど団体でやったほうが効果があるんだということ言われておりましたけど、やっぱり個人的に朝起きてちょっとやるということも考えられますので、そういうことも今後検討していただきたいということでお願いをします。

それと、②の歯周病の検診について、これもやっと実施してくれたなあと思っております。この件については質問事項の2の中で、後期高齢者医療制度についての中で再度これ質問させていただこうかなと思ってたもので、簡単に言えば、この件については、歯周病検診は非常に健康を維持していく上におい

ては大切だということが、もうこれは以前から言われていることであって、多くの病気の発生源に、口の中から病原菌が、先ほど言われた肺炎とか、例えば内臓にもかなり影響するというのを言われております。毎年その検診がこれをする事になればいろいろな面で健康が維持できるんじゃないかなということで、私はこれは非常にええことだと思っております。そういう中で、また後で後期高齢者医療制度の中において少しこの分に関してはお聞きしたいと思っております。

(3)の安全・安心について。

山崎断層帯の地震や南海トラフ巨大地震に対する対応としてお答えをいただきたいということで、地震がどうだこうだと言って説明を受けるということになれば、また時間の関係もありますので、私は住宅等の耐震診断における改修の件を中心にきょう質問ちょっとしたいと思っております。耐震診断において、以前よりこれ国の予算を活用して補助を行っておりますが、どのくらいの方がこの太子町において個人的に耐震診断を行われているのか、少し数値がわからない関係で、どのくらいの方がこれ行われておられますかね。お聞きしたいんですけど。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 耐震診断につきましては、もう10年ぐらい前から行っております。累計としては今すぐにはわかりかねるんですけども、多いときでしたら二、三百件の方が受けられたこともありますし、最近でしたら五、六件ぐらいはあるんです。なかなか受けられないというのは、家の中に建築士さんが入って壁の状態を確認したりするんで、おうちの方がそういうことを好まないというか、そういう御家庭もありまして、なかなか進んでないのが現状であります。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 住宅の耐震診断及び改修、全体的にここ五、六件だということで、お聞きしたいんですけど、住宅の部分的な改修を

行くとすれば、これ当然全体の家屋に対し震災の対応をしなくちゃならない、耐震のですね、しなくちゃならないといった建設許可が少し難しくなって、多分これハードルが高くて予算的に無理が生じると思う中で少し減ってるんじゃないかなと思うんですけど、その件についてはどう思われますか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） もうおうちも古くなってくると当然建てかえるおうちも出てきますし、それと昔の田の字型の住宅ですと当然壁がありませんので、そういったことでは耐震的にはもう全然耐震化しないともたないというようなこともあります。特にその基準というのは昭和56年の建築基準法で新しく耐震の基準が設けられたんで、それ以前のは耐震の対象になるということで、最近の基準が変わったというのはちょっとわかりませんが、耐震を——当然その件数が減っていくというんですか、耐震診断を受けていく家が増えるということは残っている家が少なくなる、それと当然古くなると建てかえるといった要素がありますんで、そういった五、六件の推移であるというふうに思います。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ちょっと僕の説明が悪かった、聞きが悪かったのかなと思うんですけど。例えば部分的に改修をそこだけするということになったら、当然今の基準では全体を耐震診断として上げなければできないということになってるから多分これ少なくなったんだなあと思うんですけど、その件はどうですか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） おっしゃるとおり、最近の高齢の方ですと、とりあえず自分が寝てる部屋だけ何とか頑丈にしてもらえたらいいんだというふうな方もいらっしゃいますけど、当然耐震診断する上で全体の構造を見ないと耐震化がどんなものであるかとい

うのはわからないので、そういうニーズもあるということは承知しております。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 そういう中で多分そういうことも知って、やられないという方もおるのかなあと思うんですけど。国の助成で行っておりますから、僕がいつも言ってる住宅リフォーム助成といった、そういうのを活用して検討を急いで実施していただきたい。施策方針に伴って思うだけでなく、これはいつも施政方針とか当局の言い分としては、とにかく耐震に結びつけるには早いことそれをやろうということはいつも言われてるんですけど、実際には内容は進んでないということなんで、ぜひ早いうちにそういうことをやっていただきたい。いつかはこれまたこういう地震が起きるといふ可能性は高いですから、お願いをしておきます。

ほいで、(3)の安全・安心についての再度質問です。

ゲリラ豪雨などについて聞いたのですが、調査検討する中で雨水幹線に対し実施可能な整備を行うとあるので質問したわけなんですけど、もうその重度な浸水箇所とはどこを指しておられるんですか。これもう全部把握されとんですかね、町内。お願いします。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 昨年ですか、豪雨のときに浸水した箇所は把握しております。今回この検討する地域というのは、東出、中出、町与付近の浸水箇所について、今1・4号幹線ですか、それがまだ完成してないので、それを進めるべきか、それともその代替措置として違う方法でするほうがベターなのか、そういったことを検証するというところでございます。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 浸水箇所が今までの前例から見て東出、中出、それに対して、その1・4号幹線の整備事業に対して計画を立てると



いうことになっているんだなと思うんですけど。当然いつも、絵に描いた餅じゃないですけど、これやろうとしたら、順次これやってもらわないことには前に進まない、毎年毎年同じことの繰り返しであったら。確かにこれ難しいことはわかるんですよ。でも、やっぱり順を追ってやっていくというのは必要と思いますんで、ぜひこれやっていただきたい。

それと、原池団地はこの町内、まあ言うたら浸水箇所には該当してないんですか。これお聞きしたいんですけど。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 原池につきましては、原池自体は浸水する場所ではないんですけども、ヒナサイ山からの土砂とか、そういったもので道路、また家屋のほうに影響もあるというのは確認しております。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ヒナサイ山の件なんです。これ27年度予算化されていた一部の整備工事が他社との交渉に難があって整備工事を中断したという説明があったわけなんですけど、これ予算で対応してくれると、住んでいる人は、住んでおられる人たちは、これは喜んでいたわけなんですよ。ところが、ふたあけたら中止とされた。ほで、大半の人たちがかなり激怒しておる。そういう中で、それなりの理由を丁重に住民の方にお伝えされてるんですか。これ中止なつたと、予算はやめますよと言うたのを、連絡されとんですか、自治会を通じてでも。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） とりあえずその水路をつくるころの土地の所有者が個人の方であるということが確認できましたんで、鋭意その方と今交渉中でありまして、とりあえず27年度予算としては見送らざるを得るので、その後当然その方と交渉がきっちりつきましたら早急にかかりたいというふうには考えております。

あと、その住民の方には、そういった事情

で、特にもう全然しませんよということではないので、またそういうお知らせはしていません。

以上です。

○議長（井村淳子） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 予算化にて対応をしてくださいと、住んでいる人たちはこれ思ってるわけなんで、ぜひこれは前に向いてやっていただきたい。

それと、この件については前の町長時代から、首藤町長時代から何度となく要望書が上がってきておりますから、今後住宅がつかるということが、それに遭遇された場合、どのようにその責任を果たすつもりかというね。今年も本当に雨が、ゲリラ豪雨が降るか降らないか、それはもう私もわからないんですけど、降った場合にもしつかったらどうされるんかということで私は心配して問うたわけなんです。だから、やっぱりこの内容については自治会通じてでもぜひ伝えていただきたいと私は強く言ってきますので、お願いしきます。

それと、次に参ります。(4)の美しい環境を守る下水道について。

なぜ未接続住宅軒数、未接続に対して答えいただいたかというのは、この件については町内において大きな問題が起きているというのが現実であります。単に公共下水道の接続をされていない問題であると片づけているが、下水道担当職員だけの問題でなく、今や生活環境課職員の人たちが住民の苦情に対して本当に苦勞されております。私も何カ所か本当にお願ひして、担当課の課長、またその職員、よく頑張っておられます、実際に。

そこで、ここにおられる部長初め町長はこの件において何か連絡しておりますか。多分報告はあったと思うが、実態を把握されておりますか、内容、お聞きしたいんですけど。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 恐らく生活排

水による異臭であるとか、そういったことは、当然下水をつないでないということであるという状況が起こってます。また、下水が普及しているということで逆に水がほとんど流れないということもありまして、そこら辺に滞留するというような苦情は聞いております。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 下水の浄化槽ですか、これ接続していないために、あの道路があるでしょ、あの脇にその水が流れて、夏場にはウジが湧いとんですよ、ウジが。それと、異臭もひどい。水洗化が96.5%であるということは、これは本当に前に進んでありがたいことだと思うんですけど、先ほど軒数があと435棟ですか、現在、言われておりましたが、周りの住民にとってはこれ健康被害が起きかねないんですよ、はっきり言って。状態が起きているのは事実ある。そういったことをどのように考えてるかなあということを私はきょうは聞きたかったんです。これ多分保健所なんかが入らなかんような状態が何カ所かあるんですよ。そういうことなんかどのようにお考えですか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 答弁のときにも言わせていただいたんですけども、当然その資金面であるとか、後継者の問題であるとか、そういった個々の問題がその御家庭にありますので、こちらからは当然お願いはしておるんですけども、なかなか前に進まないというのが現状であります。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 この問題は本当言って担当の課長では多分しんどいと思うんですよ。いろいろな方がございますから、僕が見た範囲内では、よくここまで苦情聞いて、頑張ってるやろうという気持ちがあるんですよ。そういう努力しようとする気持ちあるんです。それをやっぱり担当的にそれ以上のことはできな

い。まして、お金が絡むことだから。多分、思ってもできないというのが現実だと思うんです。ほいで、この問題は早急に何らかの手を打っていただかなかつたら、いずれそこからいろんな問題が生じる可能性が出てきます、はっきり言うけど。僕、何カ所かそれに立ち会って、夏場なんか、はっきり言うて溝の中ウジだらけですよ。それも、上下水道事業所の職員も来られて見ております。そういった中で、私はこれを早急に問題としてやらなきゃいけないと。公的資金を投じながらでもやっていただきたい、はっきり言うて。それと、お金を貸し出すという、こんなときに町のお金を有効に使ったらいいいじゃないですか。貸して、お金を回収するという、そのくらいまでやっていただきたいなと思っております。

もうこの件について、町長、どのように思いますか、予算的に。本当、これ問題になりますよ、いずれは。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） 先ほどから部長が答弁しているとおりでありまして、先ほど議員さんのほうから公的資金の貸し出し等のことも言われましたが、多分条例上はあるんじゃないかなと記憶をしております。

ただ、本当にそれぞれの世帯によっていろんな思惑がありますので、行政といたしましては根気よくお願いを続けていくしか方法がないのかなと思っております。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 まあ言うたら、水をきれいにして、ほいで太子町内の下水道の美化ということで町長が今度の施政方針で上げられておられました。だから、私はこれを質問としてしたわけなんです。それに対向して、皮革排水、前処理場に対する対策、これも僕は同じように考えてるんですよ、同じ住民ですから、はっきり言うけど。生污泥搬送行うために設備をこれまで投資して、予算化して経費節減に向けてこれ実施されておられます。そ

ういう中から考えても、いつも僕質問するのは、何でこんな公平性なことができんのかということをお私に思っておるわけで。条例がどうかこうだ言うんだったら上げてきて、条例化するというのも、議会にかけることも大事じゃないですか、はっきり言うけど。ほいで、そういった中で大きな予算を追加して、これからもそのまま続けていくということに対して私は常日ごろから不平不満を持っております。はっきり言うて、生污泥搬送にしても、先ほど経費の節減ということでお聞きしたんですけど、本当に経費の節減になればいいですよ。これ設備を節減するためでしょう、今これやろうとしとんのは。だから、そういうことも考えて、これから公共下水道への接続の件ですが、皮革排水対策とは異なるとは思いますが。美しい環境を守る下水道等の整備の中で、ぜひ健康被害がないうちに公的資金を貸してでも対応されますことをお願いして次の質問に参ります。

これで先ほどの町長の施政方針に対する質問は終わりますので、次の質問に参ります。

2番の後期高齢者医療制度について。

この制度は実施から8年目を迎え、県内において被保険者は70万人になっております。また、当町においても増加傾向にあつて、そこで(1)の国の方針による低所得者に対する保険料軽減特例が廃止されようとしているが、この件について当局はどのように考えているかということが1点と、(2)の保健事業において、先ほど言いました人間ドックや健康診断、これらの保健事業などに市町の取り組みに対してはばらつきがあるが、当町としては取り組みに対してどうか、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長(井村淳子) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(三輪元昭) それでは、後期高齢者医療制度について、まず1点目のほうお答えをさせていただきます。

兵庫県におきましては、制度が発足した平成20年度の被保険者数は56万5,000人、医療給付費総額は4,568億円でありましたが、高

齢化の進展を背景に年々増加の一途をたどり、平成26年度におきましては、被保険者数は67万2,000人、医療給付費総額は6,150億円余りと、制度発足当時から大幅に増加しております。そして、いわゆる団塊の世代が75歳に到達する平成37年度には被保険者数が100万人、医療給付費総額は1兆円になると見込まれています。

御質問の保険料軽減特例措置につきましては、公的年金におけるマクロ経済スライド実施や消費者物価の上昇に加えて、平成29年度には消費税率の引き上げが予定されるなど、特に低所得者である被保険者の生活を取り巻く状況は厳しくなることも予想されることから、町としましては、現行の国の負担による軽減特例を維持継続されるよう望んでおり、兵庫県後期高齢者医療広域連合においても、昨年7月に国に対して、その旨要望を行ったところです。

また、やむを得ず見直す場合には、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることもあわせて要望しているところです。

2番目ですけれども、保健事業に関する基本的な考え方につきましては、加齢による心身機能の低下や複数の慢性疾患を有すること等により自立した日常生活を維持することが難しくなる方が多くなることが考えられることから、高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、生活習慣病等の発症・重症化予防や心身機能の低下防止に向けた支援が必要であると考えます。

そのような中、健康診査は保健事業の中核的な事業の1つであり、支援が必要な被保険者について受診率を高め、効果的かつ効率的に実施するよう取り組んでいるところです。

御指摘のとおり、平成26年度における県内41市町の受診率を見ますと、広域連合が目標とする20%を10%以上超えた30%以上の受診率の自治体が4市町あるのに対し、10%以下の受診率の市町が9市町あるなど、受診

率にはばらつきがございます。

兵庫県の平均受診率は平成26年度で16.02%でございました。太子町の受診率は11.59%でしたので、県下平均は下回っております。ただ、平成25年度の10.93%からは若干の上昇がございました。

健診の受診率向上については、医師会などの協力をいただきながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、厚生労働省の資料によりますと、かかりつけ医等の医療機関を受診している者については必ずしも健康診査が必要でないと考えられており、後期高齢者の実態に合わせた保健事業を実施することが大切であり、あわせて保健事業や健康教育、健康相談、訪問指導などの被保険者の方がみずからの健康状態に応じて行う健康保持増進の取り組みを支援していくことも重要であると考えております。

幸いにも、平成26年度における1人当たりの医療給付費では、兵庫県平均の91万5,991円に対しまして太子町平均は79万8,740円と11万7,251円のマイナスであり、医療費においては県内平均を下回っております。

今後とも、後期高齢者の方の健康づくりや疾病予防、重症化予防の支援に広域連合とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今、後期高齢者医療制度の広域連合の中でのことで、20年ですか、これ56万5,000人、それからお金のほうも4,568億円ですか。さらにはどんどんそういった方々が増え続けて、将来には100万人、またそれに対する保険料が1兆円を超えるということを説明いただいたわけなんです。

2月15日に兵庫県の後期高齢者医療広域連合議会ですか、にて保険料の改定の条例改正案が審議され、広域連合議会は県下41市町からそれぞれ1名の議員の方が選出されております。ほとんどが市長であり副市長、町長、

副町長が選出されております。当町としては八幡副町長が代表議員として選出されているわけなんです、先ほど僕がちょっと聞いたかったのは、国の方針で低所得者に対する保険料軽減特例が廃止されようとしているこの案が示されているので、どのような要望書。国に対する。中身がわかりましたら、お聞かせいただきたいんですけど、お願いします。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほどの御質問でございまして、これは御党の関係で陳情等は常に出ておりましたので、御案内のとおりだと思います。兵庫県の後期高齢者医療広域連合におきましても、その議会におきましても、先ほども部長が申し上げたところですが、国に対しての要望を常に行っているところでございます。

また、やむを得ず上げざるを得ないといえますか、それを廃止するようなことになるのであれば、先ほど申し上げたような、きめ細やかな説明をなさいというようなことの2点を要望等に兵庫県の広域連合議会からしているところでございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 27年ですか、昨年の11月12日に、厚生労働大臣の塩崎大臣ですか、これ出されてますよね、要望書が。その中で、見たら、低所得者に対する保険料の軽減特例措置についてということで、以下の事項を要望するというので、これ実際出されているのは確認してるわけなんです。そういう中で、一時は廃止論ということもあったんですけど、もうここまで来たら多分廃止もないだろうということで、高齢者の生活に影響を与える保険料になればこれは大変だということで、現行制度を維持してくださいよということでこれ出されているんですよ。だから、できればこういった中で当町としてもいろいろな措置を講じていただいて、お年寄りの人たちが長いこと元気で過ごされるということで検討していただきたい。

そういう中で、私、この2番目の健康事業についてですが、後期高齢者の歯科健診の実施について、これが以前から気になっていたもんで、今回これ質問の中に織り込んだんですけど。平成26年度から実施しております後期高齢者への歯科医療について、実施した市とか町の数を見ますと、平成26年度は20市町で、平成27年度は、昨年度ですか、30市町と増加しております。ほんで、昨年まで兵庫県内の町の中では太子町除いて実施されているのに、今年からやっと実施をしていただくということで、先ほども健康ということで、安心して、よかったねと私は言ったはずなんです。

そういったところで、一応以前から気にしたことなので、取り組みにばらつきがあるんじゃないかなということをおっしゃって、後期高齢者医療保険事業に関しては、他の市町村と取り組みに対して、ばらつきがあってはこれはいけないことですから、ぜひ、この後期高齢者医療制度の県がやられようとしている流れの中で、どうしてもやっぱり後からついていくんじゃないかと、同時にやっていただきたい。こういうことをお願いして私はこれを質問の最後といたしますので、どうかくれぐれもこれから先住民が安心して暮らしていける町になっていただきたいことをお願いいたします。

○議長（井村淳子） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次、清原良典議員。

○清原良典議員 11番清原です。通告に従い一般質問を行います。

1年ぶりでございますので、昨年3月議会ではたしかもうこれを最後にしますと言った覚えがありますが、本当にこれを最後にしたいと思います。私が一般質問せずともいいように、当局には対処をしていただきたいと思います。議員の皆さんには一般質問の前段で要らんこと言うなど、言わないようにしましょうと言ってきましたけども、少々、最後ですので、御辛抱いただきたいと思います。

きょうは1日でございます。私は20歳ぐらいのときから、太市の北にある石倉に峰相山がありまして、この山中に1,700年の歴史のある十一面観音さんの信仰を40年間続けております。この年になるまで一度もこの一日参りを欠かしたことがなく、平均月に3回以上参拝を続けておりまして、計算しますと1,500回を超える回数お参りをしております。熱心が度を超して、近くの広坂に家を構えましたけども、多額の借金を支払い中です。感じるに、神仏は余り近づき過ぎるのめいかなものかと最近つくづく感じ出し、昨年年末よりもとの鶯に居住をすることになり、現在行ったり来たりしております。田んぼつきの平家建ての家を御希望の方がございましたら、ぜひお声をかけていただきたいと思っております。

2月22日、23日は太子春会式で護摩たき行事に体力を使い果たし、昨日まで御礼文の発送を行ってきました。そして、きょうの1日はお参りということで、質問事項は出したものの、討論に関しての考慮が全くできず、朝からばたばたしておりますので、当局の方には私が理解しやすい答弁をお願いいたしまして一般質問に入ります。

まず、弁護士との顧問契約について伺います。

本町においては、行政上の諸問題を法的に適切な処理をすべき事案について、専門的な助言や訴訟問題への対応等を担う弁護士と顧問契約をしていますが、これについて伺いをいたします。

まず1、本町の過去から現在の弁護士までの顧問契約の経緯を報酬額も含めて伺います。

2、現在の顧問弁護士との継続契約期間は何年か。また、この間での現在までの業務実績はどうか、伺います。

3、現在の顧問弁護士はかなりの高齢と思われそうですが、年齢はお幾つか。また、弁護士業務に耐え得る健康状態であるのか。

4、28年度においても同じ弁護士と再度顧

問契約をするのか。

以上、4点お伺いをいたします。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、お答えいたします。

町の顧問弁護士の設置につきましては、行政事務の複雑・高度化、また賦課、許認可権限等に対する公正性、公平性の確保の観点から、専門的な法律知識を持って諸問題の処理に当たらねばならない状況において、兵庫県にも奉職したことがあり、行政事務に通じている小西隆弁護士と平成2年4月1日から町顧問弁護士契約を交わしているところでございます。

報酬額につきましては、当初契約時は月額5万円、年額60万円でございます。その後、平成5年4月1日に、弁護士費用の改定等もございまして、月額6万円、年額72万円に改定し、現在に至っております。

2点目の契約継続年数ですけれども、この3月31日で26年間となります。

この間の業務実績につきましては、資料として確認できるだけでも、相談事案が多いときには年間でも7件ございまして、その他日常的にも法的解釈が必要な内容等について御相談いただいているところでございます。

主な内容は、施設、道路の管理問題、また税金、料金の未納問題、工事、施工関係の問題等でございます。

また、長い間町の顧問弁護士として御活躍いただいておりますので、本町の事情にも精通されており、他の事業よりも本町の事案を優先していただけるということになっております。

3点目としまして、小西弁護士は昭和7年1月24日生まれで、84歳になられておられます。現在も法廷に立たれておられますので、弁護士業務には耐え得る健康状態であると認識しております。

4点目の平成28年度においても小西弁護士と町顧問契約として契約を交わす予定であります。しかしながら、御高齢であること、ま

た御自宅が神戸市であることなどから、迅速な対応などできない場合も考えられますので、現在後任も含めて平成28年度検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 まさか84歳と思いませんでした。

現在までの業務実績ということで、現在今何か訴訟されとんちゃうんですか。私はそのように聞いておりますが、その辺いかがですか。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 御質問のとおり、今現在公文書の開示請求に基づく訴訟が1件太子町に対して提起されております。それに対する法廷弁護人として今御活躍いただいております。

以上です。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 そのように聞いております、私も。それで、今の開示請求に対するの進捗状況はどうなのか。

それと、当事者である太子町は全て弁護士任せなのか。あるいは、その当日に当局から立ち会いなり並びに傍聴など行って、実態を把握されておるのか。それはどのように対処されとんですか。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、進捗状況ですけれども、それぞれ公判がございましたら、その内容等については御報告いただいております。今現在、第2回目の公判が開かれてるというふうに聞いております。

なお、法廷のことについてですけれども、これにつきましては、本来弁護人というのは法定代理人でございますので、当然弁護人に任せることが通常の場合そうでございます。ただ、その進捗状況につきましては、町の職員が立ち会いで傍聴に行く場合もございます。本日の部分については傍聴に行っております。

(清原良典議員「え、行っております」の声あり)

あ、行ってます。

○議長(井村淳子) 清原良典議員。

○清原良典議員 聞くところによりますと、この弁護士さん、裁判長さんから問いかけられても瞬時に答えられず、裁判長から、もういいですというような、あきれ果てたような実態もあったと聞いておりますけれども、その辺は把握されとんですか。

それと、私この年長者の方をばかにする気は全くございません。ただ、やはり有償で顧問料を支払って、太子町の代理、代表となつて対応を担ってもらうわけですから、裁判長の声も聞こえにくいと思われる方が顧問弁護士でおられるのは、いかがなものかというよりも問題ではないかと思うんですけれどね。当然、太子町の職員も常にこの弁護士さんと接触する、いろいろとお話をする機会が多分にあると思うんですけれども、職員からは今の弁護士さんについて違和感を感じずというような声は出ていないのか、その辺2点お尋ねします。

○議長(井村淳子) 総務部長。

○総務部長(堀 恭一) 法廷の内容等につきましては私は聞き及んでおりません。

また、弁護士さんのほうの対応について各職員から、御高齢であるので確かにゆっくり話しされたりする場合がございますけれども、それ以外の苦情は聞いておりません。

以上です。

○議長(井村淳子) 清原良典議員。

○清原良典議員 御自分が裁判長から注意されたというような報告はされへんと思いますわ。個人的に、私も言いたくないんですけど、今2つのことで裁判沙汰になつてうことがありましてね、お恥ずかしい話ですけども。これは1人の弁護士さんにこの2つの案件任せかと思うたら、やっぱり得手不得手がありましてね。それと、この方たちが言うのには、弁護士というのは結構体力要るんやと。私も60歳超えましたけれども、もう60歳超えたらあ

かんという、お二人の弁護士の方が言われましたわ。であるにもかかわらず、どれほど立派な弁護士さんか、私も一遍お目にかかりたいなと思うんですけども、先ほどの説明の中で、今年度はこの方と継続をして、そして今年度中に次の方を考えるとというふうな説明がありましたけれども、先ほど言いましたけれども、顧問料払うてやりよんやから、裁判長から問われても、ええっていうような、答えもようせんような方はいかがなもんかと思うんですね。

だから、再度の答弁を求めるわけになるんですけども、やはり早急に当局も考え方を一新して、町民のためになるような顧問弁護士さんと契約していただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長(井村淳子) 総務部長。

○総務部長(堀 恭一) 今回の裁判等ございまして、それぞれ状況等確認させていただいて、本人がその業務に耐えられないというようなことであれば、また考えていきたい。28年度中は、若干高齢でもございますので、次の方の後任を考えていきたいと思つてます。

以上です。

○議長(井村淳子) 清原良典議員。

○清原良典議員 いや、だから、自分が体力がもたないと言うまで待つということじゃなくして、みっともない折衝にならんようにということで、早急に探していただきたいということを要望しておきます。

次、幼稚園教諭の解任について。

平成24年当時に石海幼稚園に勤務していた教諭が解任されたとの話がございまして、現職の町議がかかわったとの話でございまして。実態はどうであったのか、詳細説明を求めます。

○議長(井村淳子) 教育次長。

○教育次長(宗野祐幸) ただいまの御質問に対してお答えをさせていただきます。

平成24年当時に石海幼稚園に勤務していた教諭が解任されたとのことですが、平成24年

度末に石海幼稚園在籍教諭1名が退職をしております。しかし、解任というような事実ではなく、本人からの申し出による退職でございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 本人からの申し出という形に結果はしたんでしょ。多分そうですよ。相当追い詰めた。本人に会ってませんけどね。これはお身内の方が言われよんで。やっぱり若い子の人生がそこで変わってしまうわけですよ。だから、議員という者は、私らにでもいろんなこと言うてきますよ。ひどいときは骨とう品を売ってくれとか、金貸してくれとか、そんな人もおるわけですよ。だから、職員の態度が悪いというような話なんかはもう年がら年中ですよ。だから、職員のほうも逆になれとってやし、我々も聞くのもなれてきて、どれもこれも対処しよつたらもう身がもたん、本当に。

ということで、私、申しわけないけど、解任という文言使うてもたんやけど、解任という文言が合うとったんかなあと。解任、解雇、一緒かいな。

（教育次長宗野祐幸「違います」の声あり）

違うんでっか。ほな、まあ偉いさんやから、教育畑の偉いさんやから——その前は生活環境課おったんやないかいな。一遍ちょっと勉強がてら、私が書いた解任というのが間違うとんかどうか。

それと、その方は今どないされとるんか。ちょっと把握されとるんかどうかね。私、こんなもんにかかわりたいないんや。実際かかわってないんやけど、あるネットで見たんですわ。ということで、若い方やから現在どのようにされとんか。知ったこっちゃないわと言わんと。後は知らんのでっか。ちょっとその辺お伺いします。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） ただいまの質問の中で、まず解任ということですが、任を解く

という、読んで字のごとくですが、これは役職、役員、そういった方の任を解くというのが正解だろうというふうに思います。この職員の場合は、雇用を解くということで、解雇のほうが正解だろうというふうに思います。

それと、今現在この方がどうしてるかということについては、私、申しわけございませんが、把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 教育次長が申し上げましたけど、解雇という言葉も地方公務員にはございません。あくまでも自主的な退職ということでございますので、解雇という言葉も法律上ございませんので、よろしくお願ひします。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 私も解雇されんように頑張らなあかんと思うとるんですけども。ああ、そうやね。公務員には解雇という言葉はないんやね。

もう一人おるやろがいな。これによる似た、東南の子で、もうちょっと年いき——個人名は出さへんけども。いや、結局あんな追いつめるわけや。追いつめて——いや、だから、あんた、宗野次長言うとるんちゃうんやで。あんたらもうきょうたまたまそういう役柄になつとるさかいしょうがないんや。もうすぐおまえ退職やんかいな。ちょっとぐらい我慢しいな。

ほんまにかわいそうなぐらい追いつめたつとんや。追いつめて、結局やめとんがいな。それは今余談やけど、この子、この幼稚園の教諭しとった子、珍しい、男の子や。いや、男の子が珍しいちゃうんやで。幼稚園教諭にしては男性の教諭は珍しいということやで。何をしたんやいな。何でこないな事態になったんでっか。その原因。ちょろっと聞いたんは、何か自分のフェイスブック、休んだるのにそういうもんを毎日更新していったのを親が見て、それに対して何か文句が出たとかというふうな話があったんやけど、その辺把握



されてますか。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） この件については、私ども詳しい内容については把握はしておりません。

以上です。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 大事にしたってください、若い職員を。

以上です。

次行きます。負担金の精査について。

多数の負担金の拠出については、中身の精査は大変重要なことでもあります。中でも一般家庭ごみの収集運搬業務は揖龍保健衛生施設事務組合の所管ではあるが、本町も多額の負担金を拠出しているし、再三の要望等が提出されているにもかかわらず、本町の収集運搬はいまだに1社随契であります。北川町長は事務組合の副管理者でもあり、町民の意見、要望も無視し、随意契約にこだわる理由を伺います。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） お答えをさせていただきます。

家庭から排出されるごみなどの一般廃棄物運搬収集は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づいて、民間委託する業者選定をしていく必要があり、地域の生活や収集形態、収集経路等を熟知していることで迅速かつ円滑な収集ができるなど、業務遂行の正確性、安定性を重視することから、経験と実績を有する業者を選定することを優先すべきであると考えられています。

また、業務を遂行するに足る施設、人員、財政的基礎を検討すると、揖龍保健衛生施設事務組合が委託している業者にかわる業者は、総合的に判断した結果、現在のところ管内には見当たらないため、随意契約により業務を行っているのが現状であります。

このような状況ではありますが、町民からの意見、要望を踏まえ、揖龍保健衛生施設事務組合での会議において、副管理者として、

1社随意契約の形式を再考し、全部のごみを一度に入札形式で業者選定を行うには相当の準備と期間がかかり困難であるかもしれないが、一部であればそれほどの困難性がないと考えるので、検討していただくように意見を提案しているところでございます。

この一部委託の可能性について、事業のどの部分を新たに委託できるのかを検討することについては、今後慎重に研究し考えていく必要があるとの揖龍保健衛生施設事務組合からの回答を得ております。

収集運搬業務委託については、副管理者として、揖龍保健衛生施設事務組合に、業者選定等の手法について、上記回答に基づき、継続的な研究を続け検討するよう引き続き提言してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 御理解してくれということ去年も言われましたけど、御理解ができませんわ。私も議員なって9年、大方9年これ同じこと言い続けとんですけど、昨年この質問に相当時間を割いてやらせていただいたけども、中身は全く変わらない。今の答弁聞きますと、検討しているという、昨年はその言葉すらありませんでした。

せんだつても、せんだつてやない、もうちょっと前か、揖龍保健衛生施設事務組合局長に対面するように依頼しましたところ、太子の清原さんのことは嫌いですよと言われて、ああ、それなら北川町長がふだん酒飲んだら清原嫌いや言うるとんと全く同じこと言うるとんなど。もうはっきり言って私も嫌いです。別に好きになってもらえんでも結構です。

ただ、一般の方々が大きな買い物、大きな金を使うときには見積もりをとって、比較をして、中身を精査して、中には高いほうの買い物を選択するときもあります。しかし、何ら精査もせずにこの随意契約ばかり続けていく気持ちが私は全く理解できません。

三輪部長、あなた、申しわけないけど、担当の部長として責任はあるわけですよ、あなたの所管なんやから。ほんで、この契約するには、いつも長年エコロの揖龍保健衛生施設事務組合の議会で承認を得とうからという返事が前町長のときから長いことあったんですけども、でも1億5,000万円からの金をほいほいと言って出すには、せめて部長、課長あたりは、お隣に座っておられる方も以前は生活環境課の課長もされとったし、またこちらの次長もそういう立場でもあったし、あなた方はその中身について理解はされて、目を通して把握されとんですか。一度それをお伺いします。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 私、その中身については詳しくのほうは存じ上げておりません。申しわけありません。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 やはり、そういうシステム、揖龍保健衛生施設事務組合ができた時点で10人の議員、その配分が7人对3人、これつくったときの——そこまで私はもう戻って文句言いたくないんですけども、そんなもん通るわけがないやんかいな。7対3で、1人議長出て、6対3。ましてや、エコロへ行きよる議員さん皆おとなしいがな。あいさにお一人の方が一生懸命言うてくれてやけど、ほかの方は無難な質問されとんがいな。そやさかい、私も町民なんや。税金を有効に使ってもらわんと困るわけですよ。そやさかい、去年も言いましたけども、1つのこういう立派な建物建てるんやない。日常、家から出るごみを運んで処理するだけなんや。ほな、後始末がきれい。そんなもん、誰でも請けたらきれいにするわいな。本当に1点、今御存じない言いましたけども、中身を一度把握するべきやと思うし、工事で言うたら設計書や。パッカー車何台が単価何ぼでこう、ややこしいところは数字、単価入れんでもよろしいやんか。それぐらいちょっと一遍進捗してみてえな。

それと、こないして言よることはまた向こうのエコロの局長見て、また清原嫌いやて言うやろけども、こっちゃも仕事や、言わなしようがないんや、ほんまに。そやさかい、先町長が言われた、一部の部分言われるけども、たつの市を巻き込んで何も一緒に考える必要あらへんねや。太子町のごみだけや。それをその太子町の一部を入札等に考えると言うなら私も待つかいがある。もう同じことの繰り返し、やめまほいな、ほんまに。多分、それと、業者から見積もり出とんのも去年副管理者である北川町長見たと言よってんや。それは一千数百万安いんや。ほで、それ以外の会社は3,000万円から4,000万円安うできますっていうところもあるわけや。だから、本当に町民の税金を大事に使っていただきたい。だから、三輪部長は、わしもあつこのこと関係ないんやじゃないんや、関係あるんや。あんた、勸奨制度でやめへんやろが、おるんやろがいな。ずっと言いまっせ、わし、ほんまに。本当に、ちょっと中身だけでもみんなにわかってもらうようにしていただきたいんや。そやから、ちょっとそれに対して御答弁を願います。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 御指摘のとおり、改めてきちっと見させていただきたいと思います。

（清原良典議員「ええっ、ちょっと、もう一遍言うて」の声あり）

あ、御指摘のとおり、これまで内容を詳しく見たことがないので、また見させていただきたいと思います。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 本当に、みんなが納得するように、そういう方向に運びましょいな。あ、しょうがないなど。

次行きますわ。ちょっともう体力がのうて、早う切り上げたいんやけど。

引き続き、新聞報道された業者との会食について。

2月27日の神戸新聞を初め各日刊紙に報道

され、またNHKでも報道された業者と会食した行為は、町民に大変な不信を抱かせることになったことは大変遺憾である。

また、報道機関に対しての町長の答弁を聞かれた住民の多くが不満を持たれている。

「問題はない」との発言はどのような意味なのか、お伺いをいたします。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） それでは、お答えをさせていただきます。

御承知のことと思いますが、市町村長など特別職は、一般職の職員が遵守すべきサービスの規律などが定められた地方公務員法は適用されません。

行政を執行する者は、みずからの判断により、さまざまな場面で多方面の方々の意見に耳を傾け、また自分の考えを示し、協力していただくことが最も重要な活動です。職業的公務員である一般職とは行動の規範が異なります。

御指摘の業者との会食についても、これまで申し上げましたとおり、意見交換のために実施したものであり、何ら法律に抵触するようなことはありません。「問題がなかった」との発言は、そういう意味でございます。

円滑に事業を進める上で自分の思いを伝える、意見交換ができる場は必要であります。しかしながら、新聞報道により住民の皆様へ疑念を抱かせる事態となり、今後は慎重な行動を心がけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 私は多分、お太子さんの1日目の22日に総務委員会で御出席いただいた、その中でも、まあ特別職やからなあというような言葉は私のほうから言ったのも事実だと思います。私は、だから、あのとき職員まで引き込む気はなかったし、むしろ職員は町長に引きずられて行ったとのことですから、なおさらこの同行した職員は逆に気の毒であると私は感じております。ましてや、ふだんから職員に対しては業者との飲食

は厳に慎むべきと言っておきながら自分は守っていない。施政方針に前町長の氏名まで出されるくらいであるのですから、職員を連れていかずに、むしろ貢献された前町長を連れていくべきではなかったのかと感じるし、いまだに違和感が拭い切れないわけです。

念のためお尋ねしますが、町長が声かけをしてこの会食をしたとのことですが、この会食が業者側からの声かけでなされたものであれば、どういうことになるんですか。同じく問題なしとの話になるのか、お尋ねをいたします。

○議長（井村淳子） でしょうか。

総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 法的な解釈で申し上げますと、業者のほうから例えば会食をしたいと、話をしたいということでも申し出があつて、町長が会食したということになつても、法的には問題ない。その中で何かいろいろ便宜供与なりそういうことがあれば当然刑法に触れますし、そういうことで例えばそれに利益供与すれば問題になりますけれども、ただ単に会食するだけで問題になるかということ、なりません。

以上です。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 さらに、その同行した職員に対して総務部長が厳重に注意をしたとせんだって言われたはずですけども、どのようなことで、どのように注意をされたのか。あの説明の部分では厳重に注意をしたと言うだけで終わっておりますので、どのようなことで、どのように注意をしたのか、お伺いをいたします。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） その事実を私どもが確認したときに本人を呼びまして、どのような内容で会食の機会を持ったのか、どのような内容であったのかということだけ確認させていただいて、今回新聞報道なされていきますように、町長のほうの依頼を受けてこういうふうなセッティングをしたんだという

ことで聞いておりますので、それでは我々が今まで倫理規程集の中で書いております会食を禁じるということに抵触しておるので、それは一般職の身分であっても当然、本来なら町長の誘いであっても断るべきだということを私が申し伝えまして、嚴重に注意したものでございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 そうなんや。当然そうなんや。

今度、副町長にお伺いしますけども、その業者との会食に行くとの話があったときに違和感があったと、違和感を感じたという報告を全協で報告されましたが、どのように違和感を感じられたのか、お尋ねをいたします。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 違和感と申し上げたのは、私も長い公務員生活の中での積み上げてきたもので違和感を感じたということでございます。

ただ、先ほど町長が申し上げましたとおり、あるいは特別職としてのことでは法的な問題はないと考えております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 ちょっと理解しにくいんやけど、もう一遍言ってください。わかる——もうちょっとかみ砕いて。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど申し上げましたが、私も長い間といいますか、今の職以上の職員生活をずっと送っておりましたので、その中で、先ほどちょっと総務部長も言いましたように、職員であればというようなどころがありますので、そういったところで違和感をすぐ感じたんですが、やはり建築家あるいは大学の教授ということでもありますので、町長の声かけでございますので、参加させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 清原良典議員。

○清原良典議員 職員で長い職員生活を送られたということもありましたけども、この日職員行くのんわかつんやから、おかしいやん。やっぱりね、違和感感じたら、職員が行くということわかつんやから、たとえそのセッティングを命じた方が町長であっても、やはり私は注意すべきであったと思うし、幾ら自分が酒を飲まないから自家用車で行ったと言われておりましたけども、これはどなたが思うに不適切な行為であります。よく私の持ちネタとして本当に、同じ「よしのり」という名前で非常に私議員になってから親しみを持つとったんやけど、だんだんだんだんちょっと親しみが薄れてきましたわ。私は今でもあなた方が段取りした会食ではなかったと思うとります。なぜなら、私はあなた方を若いときから見てきておりますし、先月の22日の総務委員会での話し合いの中で、より強く思えてきました。結果的にその会食を行った事実には変わりはないのですが、絶対にあなた方が段取りするような、私はそういう人ではないと思っております。ますますグレーがブラックに感じておる次第でございます。

今回このような事態が世間に公表されて、またそれに対する説明にしても、町民の感ずる中、反省感のない態度、またさらにこの貴重な町民の税金を大切に思わない、個人の思いでもっていつまでも高額な随意契約を続行する北川町長初め現管理者には、太子町民にとって大変不本意な方々と感じております。施政方針に問われる町民、議会、行政一体となるフレーズがございますが、ほど遠いものであって、不適切な行為に注意もしない環境はお粗末きわまりないと私は断言をいたします。

本年、町長改選の年ではございますが、町民の声に耳を傾け、町民、議会、行政が一体となる、当たり前のことのできる、ふさわしい方に出馬をしていただきたいと声を大にして、本日の質問を終わりたいと思います。

○議長（井村淳子） 以上で清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 8番福井輝昭、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

町長施政方針を問う。

政策7、「憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」について以下に伺います。

(1)第2点目の生涯学習の推進に向けた取り組みにある中央公民館解体及び跡地整備工事と斑鳩公民館の耐震補強及び修景工事について。

①各実施時期及び工事期間について。

②中央公民館解体後の跡地整備工事の内容(どのような目的で、どのような整備か等)について。

③中央公民館の敷地内にふれあいホールがあるが、ここにはトイレがない。中央公民館解体後のトイレの整備が必要だと思うが、どうか。

④文化会館と連絡する歩道橋がかなり老朽化しているが、補修等について考えているか。

⑤斑鳩公民館は斑鳩寺の門前であり、また歴史拠点にある。同時に景観形成地区の参道沿いということで、その工事については十分な配慮がなされなければならないと考えます。耐震補強及び修景工事はどのような工事なのか、具体的にお願したい。また、地元協議会等に事前説明はあるのか。工事期間中、公民館は休館となるのか。

(2)第5点目、観光振興によるにぎわいづくりについて。

①太子町加工グループは平成27年9月1日に太子加工合同会社へと移行しましたが、太子みその生産量は会社組織になる前とどうか。

②太子加工合同会社に大豆を供給している太子町の大豆栽培農家は何軒で、栽培面積は幾らか。

③以前から決算審査報告でも太子みその販路拡大に取り組むことを言ってきているが、そのためにどのような施策を講じているか。販路拡大と太子みその生産量は一体と考

える。今後、会社として年間生産量、販売目標をどのぐらいに考えているのか。

④「太子みそ」の商標登録はしているか。太子町においても、太子ふるさと応援寄付事業として太子みそがお礼の品の1つになる。太子町の特産品としての付加価値を高めるためにも、また他所で「太子みそ」というブランド名が使用されないためにも商標登録は必要だと考えます。

⑤太子加工合同会社設立における出資者の人数、出資額、太子町は法人として出資しているのか。また、その出資額は。この場合、職務執行者は誰か。

政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」について以下にお伺いします。

(1)美しい田園景観を維持する農業の振興について、太子いちじくすい〜つは種類も多くつくられるようになり、またいちじくジャムの人気も高いようである。

さて、イチジク収穫のシーズンともなればスーパー等の店頭には各産地のイチジクが並びます。近くのイチジク農家にはシーズンともなれば買い求めに來られます。

そこでお伺いしますが、①町内のイチジク農家の軒数と栽培面積、年間出荷高は。

②イチジク農家の方の年齢でどのぐらいの年代の方が多いか。後継者、新規就農者の確保等課題もあると思うが、町内のイチジク栽培振興についてどのように考えているのか。

③地元農産物や特産品の直売所の固定化と学校給食センターへの安定した食材の納入のため、太子ふれあい市や太子いちじく部会、庁舎農産物販売所協議会を支援するとしているが、太子ふれあい市にしても、庁舎農産物販売所にしてもスペースに限りがあり、農産物の種類、量とも多くは置けないと感じる。以下に伺います。

ア、昨年11月より販売を開始した庁舎農産物販売所協議会とはどのような組織か。また、将来的にどのような形態へと考えているのか。

イ、町内、たつの市に店舗形態で一定の駐

車スペースを持つ農産物直売所があるが、種類、品数も多く、昨年の暮れなどは来店客でにぎわっておりました。太子町の農業の振興には地元の農産物や特産品をより多くの消費者に提供していくシステムが必要であると考えるところ、それには先ほどの一定規模の駐車スペースを持つ店舗形態が考えられるが、どうか。

政策9、「自治と連携による力強いまちづくり」について。

第1点目、参画と協働の推進で、太子ふるさと応援寄付事業として、寄附者に対して太子町産のお米、太子みそ、そうめん等のお礼の品を贈呈するとしている。以下にお伺いします。

(1)返礼品として贈呈するお米の品種や規格等内容について、また農家等への協力依頼についてどのように考えているのか。同様に、太子みそ、そうめんについてもどうか。

(2)返礼品の内容は納税額とかかわってくると思うが、どのように考えているのか。

(3)お米ともなれば重量も大きくなるなど、発送業務についてはどのように考えているか。

以上、たくさんでございますが、よろしくお願いたします。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 私のほうからは、1番の(1)の1、3、4、5、(2)と政策8のいちじくすい〜つの1、2、3、それとア、イについてお答えをさせていただきます。

まず、1番の現在中央公民館の解体及び跡地整備工事並びに斑鳩公民館の耐震補強及び修景工事につきましては、ともに実施設計の最終のまとめを行っているところであり、施工計画におけます施工時期や工事期間については、各施設間において運営面での調整を行っているところでございます。

おおむねの時期と工事期間につきましては、中央公民館は解体時での騒音やほこり等が懸念されるため、夏場の暑い時期を避け

て、9月以降で約6カ月間程度の工期の予定とし、斑鳩公民館も太子夏会式以後で検討を行っております。斑鳩公民館につきましては、開館しながらの施工検討も含めて工事期間を検討してまいります。

2番目の中央公民館解体後の跡地整備でございます。

中央公民館の解体工事は、北側のふれあいホールとのとり合いや、近隣に店舗や家屋等が隣接しており、解体工事と跡地整備について慎重に工法や仮設、跡地整備についての実施設計をまとめているところでございます。

主な内容につきましては、中央公民館本館の建屋約1,500平方メートルと基礎解体を行い、既設のふれあいホールと陶芸炉室等はストック活用する計画でございます。それ以外の跡地につきましては、公園的な交流広場と駐車場として活用できる芝生化を行い、周辺整備と修景を行う計画としております。

次に、4番目の文化会館と連絡する陸橋のことでございます。

当該箇所については国道179号線を横断するものであることから、兵庫県が管理する歩道橋となります。老朽化については以前より把握しており、管理者である兵庫県へ補修について要望しておりますが、引き続き要望してまいりたいと考えております。

続きまして、5番目の斑鳩公民館の門前でありということで、兵庫県歴史的景観形成地区指定を受け、新庁舎も含め、都市再生整備計画事業として、耐震性の向上と景観条例に沿った建築意匠への修景やバリアフリー改修を行うものでございます。

耐震補強に関しましては、南側1階に鉄骨の補強ブレースと耐震壁を増設し、I s値0.75以上に増強いたします。

また、修景につきましては、既存の外壁等の塗装や和を感じる意匠への部分的な修景の計画としております。予算的な面等もなく、外壁の意匠のみと考えております。

修景事業に関しましては、都市再生整備計

画でのワークショップ等も検討しておりますが、地元協議会を含め、住民の方々と対話しながら進めてまいります。

また、工事につきましては、開館しながらの施工検討も行っておりますが、運営面との調整も含め、工事期間などを検討している状況でありまして、現段階では未定でございます。

続きまして、政策の観光振興についてでございます。

まず、①の太子加工グループについて。太子加工グループは太子加工合同会社へと移行しましたが、生産体制に変化はなく、生産量についても変化はありません。ただし、西播磨フードセレクション2015で金賞を受賞したことで今後購入者が増える可能性があると考えております。

2番目の大豆でございます。3団体あり、大豆の栽培面積は1万1,790平方メートルでございます。

次に、3番目の販路拡大の件でございます。太子みそを町内外の方に知っていただけるよう、観光イベントでの出展、町内、県外での特産品展示会や販売、ラジオ番組等での視聴者プレゼント、イベントなどの抽せん商品などを活用し、PRすることで販路拡大につながっていると考えております。実際にイベントなどで購入された方がリピーターになり、継続して購入していただいているケースもあります。

また、今後の年間生産量は、現在のみそ加工場では最大10トンまで生産できると考えております。平成32年には、他の加工品も含めて、年間売上高1,500万円を目標にしております。

続きまして、④現在「太子みそ」は商標登録されておられません。商標登録するかしないかは、商標登録料や更新料が必要ですので、最終的には太子加工合同会社の考えになるかと思われます。太子加工合同会社に関しましては、太子町加工グループ設立当初から龍野農業改良普及センター及び町等で運営に

関しアドバイスや相談を行ってまいりましたので、今後の課題として検討してまいります。

5番目につきましては、太子加工合同会社の出資者数は7人、出資額は140万円であり、太子町としては法人として出資はしておりません。出資された方は、太子加工合同会社の社員全員であります。

続きまして、太子いちじくすい~つとの関係でございます。

①番、JA兵庫西太子いちじく部会の農家軒数は現在のところ10軒、栽培面積は75.3アールでございます。また、平成27年度の出荷シーズンの出荷数は1万8,578パックでございます。

②JA兵庫西太子いちじく部会の農家の方は、60代、70代の前半の方で構成されております。

後継者、新規就業者の確保としましては、過去に定年後のやりがい、実益、仲間づくり等、JA兵庫西と連携し、広報等でイチジクを栽培、出荷していただける方を募集したこともありました。また、現在はロコミ等でイチジク栽培に興味を持たれ、JA兵庫西太子いちじく部会に加入された方もおられます。

今後も、JA兵庫西、龍野農業改良普及センター等と連携しながら、特産品としての太子いちじくの発展に力を入れていきたいと考えております。

続きまして、③のアでございます。庁舎農産物販売所協議会は、地元で安全・安心な農産物を生産、販売している団体、特産品と位置づけられた加工品等を製造、販売している団体、太子ふれあい市、太子いちじく部会、太子加工合同会社、松尾農産加工組合を中心に組織し、11月より販売を開始しました。

現在のところは規模も小さく、地域交流館はらっぱにてにぎわいを果たせる取り組みの1つですが、今後は町内の新たな農産物販売所として、地域の農産物、特産品等を購入できる場所として、またその農産物、特産品を活用した料理教室や食育教室の開催などを計画していくことでさらなるにぎわいを

持たせたいと考えております。

次のイにつきまして、庁舎農産物販売所協議会の農産物直売所の各団体は主に出荷している店舗があり、それ以外の出荷場所の1つとして庁舎で販売をしていただいております。

種類、品数は各団体にお任せしており、無理のない範囲での出荷をお願いしております。あくまで地域交流館はらっぱのにぎわいの取り組みと考えております。

一定規模の店舗形態になりますと、それなりの資金なり経営基盤が必要となりますので、現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 私のほうからは、中央公民館解体後のふれあいホールのトイレ整備ということの質問に対してお答えをさせていただきます。

中央公民館の敷地内にあるふれあいホールは、中央公民館解体後も引き続いて使用していく予定でございます。

現在のふれあいホールの利用状況ですが、月2回の定期的な利用、たちばな大学のゆるゆる体操などと年数回の作品の展示利用で、洋画サークル等の美術展等がある状況でございます。

解体までのふれあいホールの利用状況を見ながら、設置について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 私のほうは、最後の政策9のことについてお答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税の返礼品について、地場産業の振興、また地域活性化を目的としており、太子町産のお米、太子みそ、そうめんも返礼品の候補として考えております。

そのうちお米につきましては、安定した供給、品質等を考慮し、町内の営農組合の協力をお願いしたいと考えております。したがっ

て、品種、規格等につきましては、目的に沿って、協力団体と話し合い、決めていきたいと考えております。

太子みそ、そうめんにつきましても、地場産品として全国的にアピールできる物産であると考えており、太子みそにつきましては先ほどの太子加工合同会社に、そうめんにつきましては町内の生産業者に協力を仰ぎ、規格等を決定していきたいと考えております。

次に、返礼品の内容等でございますけれども、寄附金額に応じて区分をつくり、返礼品を決定することを考えております。その区分ごとに返礼品が選択できるよう制度設計を考えております。

次に、発送業務の関係ですけれども、先ほど首藤議員のふるさと納税の質問でもお答えさせていただきましたけれども、返礼品となると多大な業務量の増加を伴います。そのため、ふるさと寄附返礼品発送業務につきましては、業者委託を考えており、集荷も含めて業者に委託する考えを持っております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 一度にたくさんで私もなかなか把握し切れてない部分があるんですが、大豆栽培農家の平米数は知りましたが、軒数、私は聞き漏らしたんでしょうか。改めてお願いしたいんですけど。

○議長（井村淳子） 福井議員、そこで座られますか。

○福井輝昭議員 はいっ。

○議長（井村淳子） 一旦。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 大豆栽培農家は3団体あります。阿曾レンゲの里営農組合、玉田学習社、松尾里山里田保存会の3団体でございます。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 団体名はわかりましたが、参加してる軒数としては何軒ということで把握してますか。



○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 軒数までは把握をしております。

以上です。

（「軒数もイコール」の声あり）

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 それぞれ団体の中ではやっぱりそれぞれの世帯があつて畑持たれてるといふ、そういう方々が畑を提供するなり田んぼを提供するなりして、団体としてやられておるといふ思います。

じゃあ聞きますが、団体は任意の団体ということ承知してよろしいでしょうか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 団体は任意といふいますか、町が補助している団体でございます。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 大豆の供給が太子みそのもとなつてるといふことで、生産が増えれば当然太子みそももっと販路拡大に伴つて生産量、販売額も増えてくるというふうなことで、その団体の方々の、そのそれぞれ団体の今後ですね。例えば参加されてる団体の中の軒数が、そこでもう高齢化があつたりとかというふうなことで軒数が減つてくるのか。当然そうなれば、いずれかに集約されるか。でなければ、大豆の生産も増えないという。それでは太子みそとしての生産量も限定されるという。これについてどう考えられますか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 若干その面積について説明させていただきますと、阿曾レンゲの里のほうは約5,000平方メートル、玉田学習社が4,500平方メートル、松尾里山里田保存会のほうが2,200平方メートルを今栽培していただいております。一応その将来的なものと言われるのは、そこまでの計画はありませんけれども、阿曾のほうは営農組合として頑張っておられますし、玉田学習社にしても、これ以外にもお米の生産なんかでも頑

張っておられます。ほんで、松尾里山里田保存会にしても頑張っておられますので、将来的なことはわかりませんが、今後太子加工合同会社が生産量を増やしたいということになりますと、もう少し頑張つていただくというようなことになるといふ思います。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 そうですね。どうしても今後農業につきましてはそういったことが課題となつてきますので、当然太子加工合同会社ともども今後のことについては協議されるべきかなと思ふいます。

それと、改めて質問しますが、栽培指導員の方というのはおられますか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 龍野の普及所の方が御指導していただいております。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 わかりました。大豆のことについては以上にしときますが。

1番目の中央公民館解体と斑鳩公民館補修、修景と耐震工事ですか、斑鳩公民館ね。斑鳩公民館については、工事につきましては、閉館か、休館するかしないか、まだ考え中だということでしたですね。確認しておきます。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 斑鳩公民館につきましては、できるだけ開館しながらというふうには考えておりますが、工事の方法によりましては閉館しなければならないこともあるかも知れませんが、とりあえず今の段階では、できるだけ開館しながらということを検討しております。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 細かいことで申しわけありません。中央公民館は期間中については6カ月ほどだったんですが、斑鳩公民館は何カ月間ぐらい工事になりますか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 一応、太子夏会式以後に検討しております、今まだ実施設計の段階でありますので、細かい月数までは把握はしておりません。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 斑鳩公民館、そういうふう  
に修景をされるということで、まあいいかな  
と思います。私から言えば、本当はあそこは  
斑鳩寺の駐車場なので、本当は斑鳩公民館い  
ずれかに移設して、それなりのものにしてい  
ただければなという思いはあるんですけど、  
一応耐震の工事をし、また修景工事をする  
ということで、それはそれとして受け入れまし  
て。

斑鳩寺の門前ということで、前々から思う  
ことですが、その公民館、修景されるについ  
て、例えば一定のスペースでお土産物のコー  
ナーをつくるのか、そういうスペースって設  
けることは可能なんでしょうか。お聞きしま  
す。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 一応、公民館  
という公共施設でありますので、今のところ  
そういう計画はありません。また、和らぎ広  
場のほうでそういった事業もされております  
ので、近隣にそういう施設もあるということ  
で考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 これについて一応きょうは  
その程度で質問させていただいてるというこ  
とにしときます、これにつきましては。

続いてですけど、よろしいですかね、質問  
は。

歩道橋なんですけども、これは県のほうで  
管理され、要望もしてるということですが  
も、かなり以前からあの歩道はもう危ないで  
すね、あれ。私、何回も歩きますけど、もう  
何年も歩いてるんですけど、あれ年配の方は  
もっと怖いんじゃないですかね。そういうなど

ころちょっとわし思うので、早急な補修が必  
要じゃないですか。いかがですか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 近くに信号も  
できまして、以前は当然あの信号はなかった  
ということで歩道橋を歩いてた方はよく見る  
んですけど、最近では近くの信号を渡られる方  
が多く、余りあの歩道橋は利用されてない  
というふうには思いますけれども、当然ある以  
上は管理していただくことも必要ですし、ま  
た以前から表面というんですか、表面を覆っ  
ているコンクリのようなものが割れているの  
は確認しておりますので、それにつきましては  
龍野土木事務所のほうに修理をお願いして  
いる状況でございます。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 それはもう本当によろしく  
お願いいたします。

それと、太子加工グループが太子加工合同  
会社となって、本当に、先ほども部長のほう  
からも、金賞ですか、いただいたような話も  
ありますけども、全国農業新聞2月26日付の  
もので、ひょうごの農とくらし研究発表大会  
のほうで最優秀賞に太子加工合同会社が選ば  
れたということで、内容としては、最優秀賞  
に選ばれた太子加工合同会社は、太子みそを  
地元の学校給食に年間供給しており、地産地  
消に貢献するほか、新規加入しやすい組織体  
制を目指して法人化し、今後もさらなる発展  
が見込めることが評価されたということで、  
本当に明るい話で、今後太子みそがますます  
世間へと出回っていくという、さい先のよい  
表彰だったと思います。

先ほど申し上げましたが、太子みそは太子  
産の町産大豆が命でございますので、さらな  
る発展を願いまして、大豆供給の生産される  
方にもほんまに一生懸命取り組んでいただき  
たいなと思います。

それから次、産業の関係、イチジクのこと  
なんですけども、先ほども通告の中で申し上げ  
ましたが、時期になりましたら本当にスー

パー等では他産地のイチジクもたくさん見られますし、たくさんお求めのことは私も承知しております。イチジク農家の方が先ほどの話ではいちじく部会で10軒、75.3アールの栽培面積であるという。年間の出荷高、金額的にはいかがでしたか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

私語を慎んでくださいね。

○経済建設部長（堂本正広） 27年度出荷で1万8,578パック、販売実績として747万4,250円でございます。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 イチジク農家の多い年代層ということで、60代、70代前半、私ぐらいから少し上の方かもわかりませんが、後継者ですね、これも。これについてはどのようにお考えですか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） これにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、JA兵庫西なんかと連携しながら広報で啓発するなり、また定年されたような方々でロコミ等で興味を持っていただいた方には加入された方もいらっしゃいますし、また今農業塾をさせていただいておりますので、そんな中からもそういう方が出るというふうには考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 そういったことも大事だと思いますし、他産地のイチジク栽培農家の方々との交流も私大事かなと思います。同じような課題を背負っておるかもわかりません。本当にスーパーではいろんな産地が出ておりますので、そういう方々との交流を持られるように、例えば行政のほうからセッティングされるとか、いろんなこと話し合われることで今後のイチジク栽培についてのあり方が見えてくるのではないかなと思うんですけども、これについてはどうでしょうか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） JA兵庫西等と協議しまして、そういったことについても今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 よろしく、またお願いいたします。

それと、あとは、先ほど首藤議員のほうからも質問がありました、ふるさと納税のことですけれども、また全国農業新聞の話になりますけれども、1月29日付で、ふるさと納税に関して福島県広野町が紹介されてるんですね。広野町は、東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、農地の除染を行ってきた。その成果も見られ、2013年、全面的に作付可能となったが、風評被害で米の販売先の確保が困難となる中、ふるさと納税の返礼品として、お米とみそを贈ることにされました。その返礼品の内容ですが、ふるさと納税の返礼品に2015年より3万円以上納税された方に認定農業者により栽培された農産等を抑えた特別栽培米60キログラムと町産大豆を使ったみそ750グラムを返礼品としたところ、2014年度のふるさと納税額約143万円が2015年度は既に2,250万円を超え、北海道から沖縄県まで45都道府県から納税があり、予定数量に達し、6月に受け付け終了するほどで、昨年10月23日に町役場でふるさと応援寄付金特産品出発式を行い、返礼品第1便を発送。精米や発送業務は認定農業者の中で組織する企業組合ひろのが担い、今年2月にかけて順次発送すると。町には礼状などの励ましの声が届き、生産者の励みになったと、このようにあります。

お米とみそに関しては当町と同様でもあります。それはまたそれぞれふるさとの香りであったり、味であったり、遠くなったことを思い出しながらいただくことができる何よりのごちそうかもわかりません。私は当町でこのような事業がより多くの方に届くように願ってやみません。

先ほど申し上げましたが、生産者への励みになる、これは非常に大きいことで、また同時に太子町の農業あるいは産業の振興にはつながってまいります。この事業を大切に育てていきたいと、このように思っております。

いろいろなことお尋ねしましたが、太子町の農業、農産業の発展を切に願っての質問をしてまいりました。今後におきましても、行政におきましても、私の質問しましたこと意義をとどめていただきまして、今後とも太子町の農産業の振興に努めていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

**○議長（井村淳子）** 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後3時01分）

（再開 午後3時15分）

**○議長（井村淳子）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、橋本恭子議員。

**○橋本恭子議員** 通告に従いまして、橋本恭子、一般質問を行います。

新年度における町長施政方針について伺います。

太子町議会定例会開会日に、総額107億9,879万円の2016年度一般会計当初予算案を初め、条例案、2015年度一般会計補正予算案など34議案の提案があり、その日、北川嘉明町長は新年度における施政方針の概要を説明されました。

平成28年度の町政については、太子町総合計画の4つの基本目標に係る諸施策の継続を保ちつつ、子ども・子育て、健康・長寿、安全・安心の3つを重点項目と位置づけ展開するとの説明がありました。

そこで、何項目か伺います。

1点目、子ども・子育ての項目について伺います。

①学校給食センターについてであります。

町内の幼・小・中学校の給食を提供してい

る給食センターが、築後42年を経過し、施設の老朽化や人命に影響するアレルギーの児童・生徒への配慮が求められている。新しい施設の建設に向けた今後の予定を伺う。

今年予算については43万円です。第5次太子町総合計画実施計画が先月出ておりますが、平成28年から30年の地方創生として、平成28年度、用地鑑定、分筆、測量、用地買収と予定があります。また、29年度においては、現地調査、土質調査、基本設計、実施設計、開発申請とあります。そして、平成30年度には工事着手、3カ年の事業費は6億7,800万円と記載してありました。平成28年度は43万円で、どの程度の工事をするのか。工事ではないかと思いますが、これについて伺います。

それで、今の場所に建設予定なのか、候補が挙がっているのか、そこもお聞きしたいと思います。

それから、②就学前児童通院医療費無料化事業について伺います。先ほど平田議員が質問された部分で重複している部分は省きたいと思えます。

新規事業として、通院医療費無料化の対象年齢を3歳から就学前まで引き上げ、895万円の予算案であるが、昨年3歳まで通院医療費無料化で1,062万円の予算でありました。対象年齢を引き上げているのに金額が下がっているのはなぜか。それから、地方創生の取り組みとして関係があるかと思いますが、これについても伺いたいと思えます。

それから、今所得に関してはありまして、所得に関する制限はあるのかということと、県補助、国庫補助はあるのか、そこもお聞きしたいと思います。

2点目、健康・長寿の項目について伺います。

①歯周病検診事業について伺います。これも平田議員と重複しておりますが、違う部分でお聞きしたいと思います。

新規事業で、元気なシニア世代を過ごすため、歯周病の予防と早期発見及び口腔、歯へ

の健康意識向上のため、節目年齢に対する無料で検査するというものでありましたが、対象者への啓発は。検診時期は。これは対象年齢は40歳から70歳までの10歳刻みで、歯周病無料検診のクーポンを配るということでありましたが、133万円の予算も出ております。

そこでお聞きまたしたいのは、受け付けはどこですか、1人あたり何円、対象者は何名、それは県の補助は何分の1か、それから歯科医院の範囲、例えば太子町とか、この近隣とか、そういうことをお聞きしたいと思います。

②若年者の在宅ターミナルケア事業についてであります。

新規事業で、公的支援がなかった20代、30代の末期がん患者の方が住みなれた自宅で最期まで自分らしく安心して生活できることを目的とした訪問介護サービス料の軽減など、経済的な支援に取り組むとのことでもあります。

そこで伺います。どの程度の期間か。また、在宅ターミナルケアとは。個人負担はについて伺います。

③特定不妊治療助成事業についてであります。

27年度から取り組みをされてますが、少子化対策として、地方創生の取り組みでもありますが、子供の誕生を望み、特定不妊治療を受けた夫婦への経済的支援として、県補助に上乘せし、上限10万円の町独自を引き続き実施とありますが、平成27年からの取り組みで、予算は560万円から600万円に上がっただけです。

過去の不妊治療をして太子町で子供を授かった例などはあるでしょうか。また、不妊治療を長くしても子供に恵まれない人の例はあるでしょうか。

それから、県補助は幾らか。そして、不妊治療のコースはあるのか。それについて伺いたいと思います。

3点目、安全・安心の項目について伺います。

①消防設備・施設整備事業について伺います。

新規事業で、消防団の詰所兼車庫の改築など、1,756万円の予算であるが、消防団を中核とした地方防災力の充実強化を図るため、第2機動分団車庫の改築及び更新が必要だということで、消防ホースの整備もするように施策では書いてありました。これについて、町債は1,710万円ですが、その関係を聞きたいと思います。それで、整備をしている分団と、今回するのは石海の第2機動分団かと思いますが、消防用のホースはどの程度されるのかということをお聞きします。

それから、②空き家対策について伺います。

新規事業で、放置状態で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空き家に対して、除去や跡地整備に係る費用を助成する、292万円の予算が上がっておりますが、1軒の家を壊すのに300万円から400万円かかると聞いております。国庫補助は3分の1と書いてありまして、空き家再生推進事業と考えますが、これはこれなんのでしょうか。想定される箇所は。空き家の持ち主がもしわからない場合は当局としてどうするのか。それだけお伺いいたします。

以上です。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） まず、学校給食センターの今後の予定についての御質問でございますので、これについての御答弁をさせていただきます。

新たなセンターの建設においては、食物アレルギーを持つ子供たちに対応するため、アレルギー対応食をつくれる専用の調理室を設置し、衛生管理上においても床面に水を流さないドライシステム方式を導入し、食育の拠点として、子供たちが調理過程や食に関して学習できる見学室や調理室も兼ね備え、地域の皆様に親しまれるような給食センターの建設を考えております。

平成28年度につきましては、用地の購入に

向けて、用地の鑑定を行う予定をしております。現在、新たなセンターの候補用地をまず第一に市街化調整区域の中で検討しているところでございます。用地が決定すれば順次、用地買収、現地測量等進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 私のほうから1点目の2番以降お答えさせていただきます。

まず1点目、子ども・子育てについての2番目の項目です。平成28年度予算におきまして、通院医療費無料化の対象年齢を小学校就学前まで拡充いたしております。この影響額ですが、28年度は7月診療分からの8カ月ベースで727万4,000円を予算化しております。これを通年の12カ月ベースに換算しますと1,091万1,000円となります。一方、3歳までの通院医療費無料化に係る経費は、28年度予算ベースでは1,012万8,000円を計上いたしております。

なお、12歳までの考え方についてのお尋ねがございましたが、12歳、すなわち小学校6年生まで通院医療費を無料化した場合、必要となる財源は2,967万円となります。先ほど平田議員の御質問でもお答えさせていただいたのですが、対象年齢を拡充するほど中・長期的な町財政への財政負担は大きくなります。本町といたしましては、安定して持続可能な福祉サービスを提供する観点、またより重症化しやすい低年齢層への財源を集中させるという考え方のもと、通院医療費無料化の対象年齢を小学校就学前までと判断させていただきました。

なお、所得制限についてでございますが、本事業は兵庫県が策定した実施要綱に基づき福祉事業として実施いたしております。全ての方に助成を行うのではなく、一定の所得以下の支援が必要な方を対象に助成を行うことといたしております。

それと、こちらの医療費助成につきまして

は、国、県とも補助はございません。町単独事業でございます。

続きまして2点目、健康・長寿の①歯周病検診事業についてですが、対象者は40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方になっております。

周知の方法は、最初に個別通知として、5月上旬に乳・子宮がん、肝炎ウイルス、胃がんリスク検診の無料クーポン券を案内いたしますが、この時期重なっている対象者の方には歯周病検診の無料クーポン券もあわせて郵送いたします。

検診方法は、集団検診ではなく個別検診となっておりますので、各個人が都合のいい時間に、太子町及びたつの市の歯科医院——41カ所ございますが——であれば、どこでも受診することができます。

補助につきましては、兵庫県からの補助が3分の2でございます。

それと、全体周知につきましては、実施歯科医院においてポスター掲示や、年度後半にクーポン未利用者への利用促進として、広報や自治会回覧チラシを活用して、再度周知していく予定にしております。

3点目の若年者の在宅ターミナルケア事業についてですが、対象者の方は、治癒を目的とした治療を行わない20歳以上から40歳未満の末期がん患者となります。末期がん患者でございますので、余命6カ月と宣告された方ということになります。

支援内容につきましては、訪問介護サービス、福祉用具レンタルサービスに要する費用を助成いたします。サービスの利用回数は週3回が上限で、利用料は1人当たり一月6万円が上限となりますが、自己負担は1割で、残りの9割を町と県が半分ずつ負担いたします。

続きまして、3点目の特定不妊治療助成事業についてですが、特定不妊治療を申請された方は2月末現在で56件ありましたが、そのうち妊娠に至った件数は24件で、42.9%の確率でございます。ただし、この件数には1人

で複数回申請された方も含んでおりますので、治療効果は個人により違うように思われます。

また、妊娠に至った方全員が無事出産できるとは限りませんが、今後も安心して子供を産み育てる環境づくりの推進を続けたいと考えております。

県補助につきましては15万円でございます。28年度予算につきましては600万円という形で上げておりますが、1回につき10万円を60件ということで、少し利用される方が増えてきていることもあって金額のほう上げさせてもらっております。

それと、コースにつきましては、それぞれの治療というんですか、方法によって若干違う部分があるんですが、1回医院に行かれて治療を受けて1回と言うんではなしに、不妊治療の1つのワンクールというのを1回済ますと、これがここで言う1回というようなカウントをさせていただいております。

続きまして、3点目の安全・安心の①です。消防設備・施設整備の関係についてですが、車庫の改築については、石海地区を管轄する第2機動分団の車庫兼詰所の改築であり、現在の車庫兼詰所は昭和58年に建築されたものであります。当該車庫はコンクリートブロック造で、築32年が経過しており、老朽化も著しく、ひび割れし、雨漏りもしている状態で、かつ耐震性も低いことから、平成28年度に同箇所において整備、改築する計画でございます。

次に、消防備品の整備につきましては、消防用耐圧ホースと操法用ホースの整備であります。消防用耐圧ホースにつきましては、ポンプ車に対応するホースで、林野火災を想定し、各機動分団4分団及び鵜分団の合計5分団に配布いたします。

それと、機動分団の車庫につきましては、既に第1機動分団と第3機動分団については整備済みでございます。今回、第2機動分団を整備ということと、それと実施計画のほうには第4機動分団を平成32年度に改築予定と

いうことで予定のほう上げさせてもらっております。

以上です。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 私のほうからは空き家条例の関係についてでございます。

本条例は、住宅の所有者や管理者に対し、適正管理を義務づけることにより、建材の飛散や火災、犯罪を未然に防ぎ、地域の生活環境の保全に資するものでございます。

所有者は登記情報等をもとに特定し、適正管理を指導することになりますが、所有者が死亡した場合は相続人が管理義務を引き継ぐこととなります。

また、相続放棄がされた物件については、利害関係人として、町が家庭裁判所へ相続財産管理人の選任を申し立て、選任された者が指導対象となります。

本条例では、管理不全の所有者等に適正管理を行うよう指導、勧告を行い、これに従わない場合は、その旨命令を行うことができます。これにも従わない場合、またはどのような手段でもって、その所有者または管理者を特定できない場合は、空家対策特別措置法第14条第10項の規定に基づき、行政代執行を行うことを視野に入れる必要があります。

ただし、有識者を含めた審査会での意見も踏まえ、慎重に検討を行い、危険度とバランスをとりながら適正な運用を行ってまいります。

国庫補助のメニューとしましては、先ほど議員がおっしゃられた空き家再生推進事業補助金として、補助率3分の1、133万2,000円、これと、それから費用としましては、老朽危険空き家除去・まちなか広場整備事業費補助金として286万4,000円、これにつきましては、200万円を限度としまして、その3分の1を県が、その3分の1を町が補助するという形でございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ありがとうございます。

それでは、少しずつお聞きします。

給食センター、今子供たちのために今後できるのは見学室であったり、アレルギーのそういう部屋もつくるといことでありましたが、今次長の話だと市街化調整区域を検討しているというお話だったかなと思っておりますが、43万円で用地鑑定といことまで行ってるんですが、今後、今のところでは建てられないのか。それとも、ほかのところ当たって、できれば広い場所があれば、そこを考えているのか。まだちょっとそこは難しいかなと思いますが、それについて伺います。

それと、あ、もう1つずつ行きます。お願いします。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 1つずつといことと、ありがとうございます。

今の給食センターの現在地での建てかえといことについて、いろいろと検討をさせていただいた中で、現在地での建てかえといこととなりますと、約1年少しかかるといことを聞いております。そうなりますと、給食、今現在4,200食をつくっておりますが、その方々の給食をどうするかといことが1つ問題になってきます。デリバリーで業者に委託するといことも可能なんですが、姫路市、たつの市、この近隣でその業者に問い合わせをいたしましたところ、やはり4,200食を賄うといことは到底不可能といところで、多いところでは100食、200食は大丈夫ですが、それ以上は無理だといことの確認はいただいております。そういったところが1つ大きな問題でございます。そういうところで、建てかえといことで、新たに土地を購入して土地を求めるほうがやはり今後の給食センター建築においてはそういった問題解決にはなるだろうといところで、新しいところを購入といことを考えております。

以上でございます。

（橋本恭子議員「（聴取不能）」の声あり）

あ、それと、調整区域といことでは言いましたが、今のところいろいろなところの候補地を選定しているところとございまして、今ここでいところは申し上げにくいんですが、いろいろなところを今検討しているところとございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、そのように今まで場所を交渉中とか、今後考えられる28年度は予定のようですので、実施計画では30年ごろが工事と出ておりますので、大体実施計画に基づいて、無理ないように、やっぱり築42年、43年か、たつてますので、子供たちのために安全な給食が提供できるように努力していただきたいと思っております。

それでは、2番目に入ります。就学前の児童通院医療費の件で、部長より詳しい説明がりましたが、国庫補助もなく、県補助もなく、町単独だけで行くといことで、持ち出しが大変だといことも今お聞きしました。

その中で、なるべく中学生までしてほしいなと思っただけですけど、やはり町負担が多いといことで大変なのかなと思っておりますので、余り、ちょっと、平田議員と言いよっての部分と私ちょっと違うんですが、できるだけ早くしてほしいなと思っておりますが、ちょっと無理なような気がしております。

やはり今説明の中で所得制限があつてといことがありましたが、所得制限の範囲といことでしょうか、金額的に、そこは明らかにされなかったのかなと思っておりますので、そこだけお聞きします。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 失礼しました。漏れておりました。

所得制限につきましては、市町村民税所得割税額の合計額が23万5,000円未満であるといことが所得の制限となっております。

以上です。

○議長（井村淳子） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 わかりました。ありがとう



ございます。

次行きます。歯周病の件でちょっと漏れてたかなと思いますので、もう一回聞きます。

県の補助は3分の2で、健康増進事業を使うということでありましたが、そのクーポン券、無料クーポン券出すんですけど、1人当たり、クーポン券渡すというんか、配布する場合、幾らぐらいになって、対象者の想定の人数。それから、今歯科医院は揖龍というんか、たつの市と太子町ということは言われたんですけど、もし受け付けするんだったらこの歯医者さんでも揖龍関係だったらいいということですよ。その確認をお願いします。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 歯周病検診につきましては、対象者としましては、今のところ40歳の方が589人、50歳の方が392人、60歳の方が602人、70歳の方が317人、合計1,700人、対象者としてはいらっしゃいます。ただ、受診見込み人数としましては、28年度につきましては20%と見込んで342人と想定しております。実際にはまだ歯科医師会との契約が完了しておりませんので、1人当たりの金額というのはいま、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

（橋本恭子議員「はい」の声あり）

それと、揖龍歯科医師会に属しておられる医療機関、歯科医院であれば受け付けのほうは可能ということで御理解願います。お願いします。

○議長（井村淳子） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 わかりました。

次行きます。若年者の在宅ターミナルケア事業についてであります。先ほど訪問介護サービス料のその部分で部長の説明は、週3回、月6万円、それで1割が個人、9割が町と県という説明があったかのように思いますが、それでいいんでしょうか。

そして、想定されるのは何名。たしかこれだったら1名ぐらいかなと思うんですが、そこをお願いします。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 利用料は1か月6万円が上限ということで、個人負担1割ということで6,000円を負担、上限の場合負担していただいて、5万4,000円を2分の1、2分の1、それ県と町とで半分ずつ負担をいたします。

それと、訪問支援の内容としましては、訪問介護サービス、福祉用具レンタルサービスに要する経費ということでございます。

人数につきましては、ほとんどいらっしゃらないです、実際のところ。でも、今回にしましては1名ということで、最低の人数になるんですけども、1名ということで計上のほうさせていただく予定にしています。

○議長（井村淳子） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 私も保健衛生統計26年度を見ましたら、検診は20歳から受けられてる方がありますが、やはり異常が認められないというんか、そういう結果が出てたようなので、多分この20歳、30歳の方は余りそういう方はないのかなと思っております。なければいいと思っております。

次入ります。特定不妊治療助成金について伺います。

今年600万円で、去年からでしたか、拡大されておりますが、県の助成15万円、先ほど言われたかと思いますが、コースについては1回のワンクールのがコースにあるということでありましたが。それで、この不妊治療されて、その結果がここに——町のほうに届かないケースが多いかと思っておりますけれど、やはり全国的に見ますと、10年以上この不妊治療してても子供が授からない、それからまた10年こうしても子供をもらったら子供ができたとかという例をよく聞くんですけどね。できたら、いろんな人に呼びかけていただいて、子供さんを望む——子供さんが早くできればいいなと思っておりますので、なるべくこういう制度がありますということを啓発お願いしてほしいと思っております。

次行きます。消防設備について。

今、もう消防用ホースについては圧の強いものを4分団と鶴分団に、5分団にするということでありましたが、消防操法のホースについては説明がなかったかのように思いますので、その部分をお願いします。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 操法用のホースにつきましては、町の操法大会で使うのではなしに、西播地区大会というんですか、西播地区消防操法大会のほうで使っております。こちらについては2年に1度、太子町で優勝された分団が西播地区の大会に出場するんですが、その操法用のホースがワンセットしかなく、2年に1度の使用という形で、老朽化している部分もあり、操法の大会のときに穴があいて途中で水が漏れるとかといった場合に減点対象になってしまいますので、それがないように予備の分を、今度それを使って回していくという考え方で、操法大会用のホースということで今回予定をさせていただいております。

以上です。

○議長（井村淳子） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それから、町債の1,710万円について説明がなかったかのように思いますが、それについてお願いします。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 失礼しました。消防分団車庫の改築工事につきましては、緊急防災・減災事業債のほうを適用いたします。充当率は100%で、交付税算入率は70%となっております。申しわけありませんでした。

○議長（井村淳子） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 最後に移ります。空き家対策について。

今、国庫補助が3分の1で133万2,000円、空き家再生推進事業を使うということでありましたが、なかなかこれも難しいかなど。条例をつくり、今後、今太子町を見渡してもそういう古い危険なおうちは見当たらないのかなと思っておりますが、1軒の家を壊すに当

たって300万円から400万円かかるので、ないことを希望してありますが、どっかそういう太子町に心当たりはあるんでしょうか。そこだけ。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 実は沖代のほうにありまして、大分老朽化して、もう崩れそうところが1軒あります。あれにつきましては、早急にこの条例を用いて何とか対処したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ありがとうございます。

それでは、もう私の一般質問終わりたいと思いますが、今年は町制65周年という輝かしい記念すべき年ですので、町民、議会、行政が一体となって、第5次太子町総合計画の基本目標“和のまち太子”の実現に向けて、「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」の基本理念のもと全力を傾注していただきたく、これで一般質問を終わります。

以上です。

○議長（井村淳子） 以上で橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 12番公明党中島貞次であります。ただいまから通告に従いまして一般質問を開始させていただきます。

1点目は、国土強靱化計画について質問いたします。

国土強靱化基本法におきまして、第13条の中で、市町村は国土強靱化地域計画を定めることができるとしております。今後、どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくすることが期待できるとともに、計画策定後は国土強靱化に係る各種事業がより効率的かつスムーズに進捗することができるため、国の支援の決定により各種交付金や補助金支援が講じられることになっております。しかし、現状は策定した自治体の数も非常に少ないと聞いておりますが、町の進

捗状況をお尋ねします。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） お尋ねの国土強靱化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災等に資する国土強靱化基本法第13条で、定めることができるとされています。

法律は平成25年12月に公布施行され、国においては26年6月に国土強靱化基本計画が閣議決定されたところでございます。

現在、全国の地方公共団体で国土強靱化地域計画を策定しているのは18の都道府県と10市区町のみで、27の府県と25の市区町が現在策定中であります。

国土強靱化地域計画では、他の計画に優先する意味で、防災、減災に有効とされていて、内閣官房が計画策定を推奨しているものですが、現在策定している団体の多くは、26年度及び27年度に内閣官房が実施した地域計画策定モデル調査に係るものでございます。

この地域計画策定モデル調査は、当該団体の策定した計画を公表することで他の団体の計画策定を推進しようとするものであり、当町としましても、内閣官房が公表している計画策定ガイドラインも参考に他団体の計画を吟味し、計画策定を検討していきたいと考えております。

なお、計画に基づき実施される取り組みについての支援でございますが、交付金、補助金の交付に当たっては一定程度配慮するとの内容でございますので、多大な期待はできないものと考えております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

この法律の——国土強靱化基本法の中の第4条として、地方公共団体は、第2条の基本理念、国の基本理念があるんですけども、それにのっかって、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ

計画的に策定し及び実施する責務を有するということですので、当然しなければいけないという責任が町としてあると思われま

す。ですんで、今後この地域計画を進める上で、きょうの一般質問等の中にもさまざまな、例えば橋の問題とか道路の問題、あるいは雨水幹線の問題等、それらを計画に取り組みことによって、それに関する補助金や交付金が受け取れる言うたらかおかしいですけども、いただけるというふうな1つの仕組みになっておりますので、早急な取り組みをお願いしたいと考えます。

今、総務部長から特に期限は明示されませんでしたけれども、おおよそいつぐらいを1つのめどとして考えておられるのか、最後にお尋ねいたします。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 一応、他団体の状況等も確認しながら策定のほう作業を進めてまいりたいと思いますが、この計画そのものが防災計画、総合計画、いろんな計画の全てを網羅している計画でございまして、策定には非常に時間的なものもかかるとは思いますけれども、モデルプラン等参考にしていきながら、他団体の状況も踏まえて、できるだけ早急ということで御理解のほうお願いしたいと思

います。今現在、兵庫県では神戸市と芦屋市のみしか策定しておりませんので、その辺また御理解のほうお願いいたします。

○議長（井村淳子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 そういうことで、いろいろ難しい面があると思いますが、要は太子町の町民の生命、財産を守る、この今回の地域計画、どのような災害が起こっても被害の大きさそれ自体を小さくできるというメリット、それから国土強靱化に係る各種事業をより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる、そういうメリットと、また地域の持続的な成長を促すというふうな地域計画の上での3つのメリットというのが一応国土強靱化の中で示されております。ですんで、この事業

を進めることはやはり太子町にとって非常に有効であると考えられますので、今後ともどうかよろしくご願ひ申し上げます。一刻も早く計画の策定をお願いしたいと思います。

では、2点目に移ります。子育て世代包括支援センターについてを尋ねます。

まち・ひと・しごと創生基本方針等の中で、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括支援センターの整備を図る必要があるとされております。そして、おおむね5年後までに、地域の実情等踏まえながら、全国展開を目指していくとされておりますが、太子町の取り組みを尋ねます。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 子育て世代包括支援センターにつきましては、関係する機関として、産科医等の医療機関、児童相談所、子育て支援機関、利用者支援実施施設など多数にまたがり、事業体系も、子供を主とした子育て支援拠点で実施する基本型、妊娠、出産を主とした母子保健支援拠点で実施する母子保健型、市町村の保健センターと利用者支援事業のコーディネーターとの連携型があり、それぞれ地域の特性に応じたやり方を選択していかなければなりません。

また、所管する課も複数にまたがりますので、太子町ではどのような体制で設置していくのがより望ましいか、近隣の動向なども参考にしながら今後検討を行い、早期に方向性を定めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 この子育て世代包括支援センターというのは、要は妊娠から子育てまでの一連の流れを1つのところで、ワンストップ拠点であるこの子育て世代包括支援センターで一括して相談あるいは対応するというものでありまして、現在妊娠から子育てといたしますとばらばらの、妊娠はここ、妊娠して、さあ出産しました、なら相談窓口はこちらと

かというふうな感じ——ばらばらになっているところを1つの一体型として考えていくわけです。ですから、先ほども言われましたけれども、医療機関から当然役場のさわやか健康課とか、社会福祉課とか、所管がまたがる分もありますしということで、多岐にわたるんですけども、それをワンストップでしようということは、保護者の方にとっては非常に、ここへ行けば妊娠から子育てまである程度相談していけるということで、保護者あるいは母親の不安感をなくすということで、非常に大切な、これからやっぱり重要となってくるセンターでありますので、一応5年というふうに国のほうでは定めておりますので、早急にまた取り組みをお願いしたいと思います。いろんな関係者が多くいて、部長として取りまとめが大変かもしれませんが、またよろしくご願ひいたします。パターンもいろいろありますので、これはまたきょうはいいです。時間の関係で。ということで、積極的に、やっぱり今後少子・高齢化がさらに進みますので、太子町に住んで、子育てしてよかったと言えるまちをつくるためにも今後どうかよろしくご願ひいたします。

3番目に、ひきこもりの社会復帰支援についてお尋ねします。今回のひきこもりの件は、子供は一切含まれませんので、ひきこもりといいますと大きく分けて不登校も入っちゃうんですけども、今回は大人のほうで行きます。

現役世代の不就労者、ひきこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負担ともなっております。ひきこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が年金を受給するなど社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子供が社会復帰できない、または不就労の状況が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることが予想されます。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められると思いますが、当局の考えを尋ねます。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○**経済建設部長（堂本正広）** 太子町において現在行っているひきこもりに対する支援策としては、さわやか健康課にあるこころの健康相談、龍野健康福祉事務所によるこころのケア相談、そして産業経済課が実施している若者サポートステーションが主な事業でございます。

ひきこもりに特化した専門的な窓口として、ひきこもり地域支援センターを都道府県指定都市に設置し運営している状況で、深刻な問題として認識していますが、今実施している事業の中でお答えさせていただきます。

「子ども・若者白書2014年版」によると、15から34歳の若者で仕事も通学もしていないニートが全国で57万人いることが明らかになっています。

本町におきましても、ひきこもりの若者を就労に結びつけるため、平成24年度からNPO法人コムサロン21が運営しておりますひめじ若者サポートステーションのキャリアコンサルタント資格を持つ相談員が15歳からおおむね39歳までのいわゆるニートと呼ばれる若者を対象に年6回、中央公民館で相談を実施しております。

相談件数は1年間に12件程度であり、来られる方の多くは広報やひめじ若者サポートステーションからの紹介、生活保護の担当職員からの紹介等でございます。

相談で初期では相談者本人の承諾を得て、関係機関等と連携をとりながら情報の収集、分析を行うとともに、相談回数を重ねることで信頼関係を築き、職業的自立の実現に向けたサポートを継続的に行うことが重要であると考え、事業を継続しております。

今後は、いろいろな状況に対応しながら、必要な支援策に取り組みたいというふうを考えております。

以上です。

○**議長（井村淳子）** 中島貞次議員。

○**中島貞次議員** 今、部長のほうから説明がありました。町の実際にひきこもりの実態というのはある程度つかんでおられるんです

か、人数とか、件数とか。

○**議長（井村淳子）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（堂本正広）** 社会的なことでもありますし、本人、家族からのそういう見方もありますので、実態はつかんでおりませんし、また実態をつかむのは非常に困難かなというふうには考えております。また、親にしては例えば自分の子供をひきこもりと認めることが非常に難しいというような方もいらっしゃるし、本人自体もひきこもりと思っていないかもわかりませんし、その辺は仮に実態調査をしても本当にその人がひきこもりに該当するかどうかというところ辺も非常に難しいと思いますので、単純に例えば6カ月間外に出ないから、社交というんですか、近所の人と話をしないと、家を出ないからといって全てがひきこもりであるとも考えにくいともありますので、なかなか実態の把握というのは難しいというふうに考えます。

以上です。

○**議長（井村淳子）** 中島貞次議員。

○**中島貞次議員** ニートあるいはひきこもりの方というのは結構潜在的にいらっしゃるのではないかと、私も何人かお聞きしております。だんだん実際のところ親がもう70歳になっても子供さんは、子供さんというても40歳とか、そういう世代ですけれども、家にいて、どこにも出られないと。そういう精神的な問題とか、いろいろあったとは思いますが、なかなか仕事につけないという方がやっぱりいるのは事実だろうと思います。

こういう人たちが何とか復帰して仕事につく、パートでも何でもいいですから仕事につくこと自体がやがてはいわゆる景気対策といえますか、大きい話ですけども、日本経済の底上げといえますか、ということにやっぱりつながっていくということです。ですから、一人でも多くの方が仕事につける、経済活動起こすこと自体がやっぱり社会の好循環につながっていくと思われまして、町としてなかなか一軒一軒の家に入り込むこと自体非常に難しい——これデリケートな問題ですんで、

今言われたいろんな対策を今後も通じて広くPRをしていただいて、こういう制度がありますよということはどうもどんどんPRをしていただいて、今後ともどうかよろしく願いたいと思います。

実際、本人よりも親が困っちゃうわけです。死んだらどうなるんやと。この状態で行ったときに親だけ先死んでいって、子供はどないするんやという切実なそういう声もお聞きしますんで、また今後ともどうかよろしく願いたいと思います。

次、4点目に、チーム学校について質問いたします。

子供たちを取り巻く社会状況や教育環境が変化して、さまざまな問題や課題が多いわけです。そして、その解決のために保護者は学校の教員に期待するところが大きいわけです。しかし、現実問題として、教員だけでは子供たちのさまざまな問題を解決するのが徐々に難しくなっているのが実情ではないかと思えます。

教員に加えて多様な専門スタッフを配置して、チーム学校としてまとめ、子供たち一人一人の状況に応じた教育を支援する体制をとる必要があると思いますが、チーム学校の町の取り組みについて尋ねます。

○議長（井村淳子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） チーム学校についてお答えさせていただきます。

昨年12月の国の中央教育審議会の3つの答申のうちの1つである、チームとしての学校の在り方と今後の改善方策についてによれば、学校において子供が成長していく上で、教育に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論をしたりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での生きる力を定着させることにつながり、そのためにチームとしての学校が求められているとしております。

その背景としまして、1、新しい時代に求められる資質、能力を育む教育課程を実現するための体制整備、2番、複雑化、多様化し

た課題を解決するための体制整備、3つ目、教員が子供と向き合う時間の確保のための体制整備の3点の必要性が挙げられております。

チームとしての学校を実現するための具体的な改善方策として、1、専門性に基づくチーム体制の構築、2、学校のマネジメント機能の強化、3、教員一人一人が力を発揮できる環境の整備の3点が挙げられ、これを受けて馳文科大臣が本年1月に策定した、いわゆる馳プランの中で具体的な施策を打ち出したところでもあります。

議員が御指摘の教員だけでは子供たちのさまざまな問題を解決するのが難しいため、教員に加えて多様な専門スタッフを配置して、チーム学校としてまとめ、子供たち一人一人の状況に応じた教育を支援する体制というのは、まさにこの専門性に基づくチーム体制の構築ということにあるかと思えます。

本町では、専門的な知識などを有する外部人材について積極的に活用しております。本町が配置しているスクールカウンセラーに加え、県教委から派遣されているスクールカウンセラー、県教委が配置しているスクールソーシャルワーカー、県教委から派遣されてる部活動指導員など、学習指導に関しては、本町が配置しているALTを初め、外国人児童日本語指導補助員や小学校外国語活動補助員など、教員以外の専門スタッフの学校運営の参画が図られております。

このことから、当町においては、教員と専門スタッフとの綿密な連携のもと職務内容の役割分担が図られ、教員は教員が行うことが期待されている本来的な業務に専念できるとともに、教員以外の専門スタッフにより、専門的な見地に基づき、子供たちを支援することができる体制がある一定の水準では整っていると思っております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。チーム学校、今教育長のほうからる説明があ

りました。

根本的には、日本は外国と比べて教員以外の専門スタッフというのが非常に少なかったということから現在の形ができとうわけです。例えば教職員総数に占める教員の割合としてデータがありますのは、日本が82%に対してアメリカは56%、イギリスは51%というふうに大きく数字が異なっているわけで、昔は、私たちが子供のころというたら、小学校とか中学校の中では学校の先生以外おらへんと。ほかにいるのは用務員の人とか給食のおばさんぐらいで、今のように、先ほど言われましたスクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーとか、あるいは部活動でもやっぱり学校の先生が部活動されてて、部外者、学校以外の方が部活動の面倒見るということは全く考えられなかった、そういう時代なんですけれども、こういうふうにして今は子供たちの個性も、社会的な環境も、状況も大きく変わって、やはり学校だけではどうしても対応できない、先生だけの、先生に対する負担も大きいということで、もっと教育に専念していただくというような意味合いからもチーム学校という1つの制度ができたんだろうと思います。

太子町の場合は何年か前から、年数忘れましたが、スクールカウンセラーをちゃんと配置されておりますし、そういう意味で取り組みはなされていると思います。

ですから、各学校におけるチーム学校の中心者というのはやっぱり校長先生であると思いますんで、校長先生を中心にして、しっかりとしたチームワークで一人一人の子供たちに目が行き届くような教育環境を今後とも太子町としてつくっていただきたいと思いますので、さらに強固なチーム学校をよろしくお願いいたします。

最後、5点目、災害対策について質問いたします。

東日本大震災から、いよいよ3月11日、もうすぐですけども、およそ5年がたとうとしております。

1点目、災害時避難先での連絡方法として携帯電話やメールでのやりとりが多くなりましたが、つながりにくいという実態があります。これは東日本大震災とか、そういうときにもそういう話が出てきておりました。

そこで、町内避難所に無料公衆無線LANが利用できるよう、Wi-Fiスポットを設置するべきではないか。現在は新庁舎のみ可能となっておりますが、当局の考えを尋ねます。

2点目、災害時の水の確保は大切ですが、町からの給水車以外に井戸水を利用する場合もあるかと思いますが、町内の飲料できる井戸水の実態と補修整備について尋ねます。

3点目、避難する際にペットも一緒に避難する人もあると思います。東日本大震災でもペットと一緒に避難した人も多数あります。避難所でのペットの考え方と町の防災型防災訓練——いよいよ今年、28年度で一通り順番終わりますけれども——でのペットの避難訓練も考えてはどうか、お尋ねします。

4点目、自主防災組織は、地域の住民の生命を守る最前線の組織であります。自主防災組織のリーダーは自治会長が務めることが多いと思いますが、このリーダーに対する防災教育や救急救命講習等の実施状況についてお尋ねをいたします。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、お答えいたします。

まず、1点目のWi-Fiの関係でございますけども、当町では各避難所に、災害時において家族の安否確認など優先的につながる手段の確保が必要であると考え、災害時特設公衆電話を設置しております。

一方、公衆無線LANは設置に至っておりませんが、災害時のみならず、観光面としての活用など、多様な通信手段の確保策として今期待するものでございます。

その1つとして、国の補助制度も考慮しながら、Wi-Fiスポットの設置について、

施設管理者とともに検討していきたいと考えております。

井戸水の関係でございますけれども、当町では平成14年度に、災害時における生活用水の確保を目的に、町民開放井戸の登録制度を創設し、近隣住民に開放していただくための災害時開放井戸として町民の方に登録していただいております。

登録件数は147カ所で、そのうち飲料用に利用されている井戸は23カ所ありました。現在、この登録井戸の再調査を実施しているところでございます。

なお、登録井戸につきましては、飲料水としての利用は考えておらず、水質検査を必要とするものではございません。

施設整備については、災害に特化した井戸ではなく、平時に利用している井戸でございますので、所有者や管理者にお願いしているものでございます。

3点目のペットの関係ですけれども、毎年度行っております防災訓練においては、ペットの避難訓練については行っておりません。

ペットの避難訓練や避難所での飼育場所の確保については、必要性は十分理解しておりますが、ペットとの同行避難や避難所でペットと暮らすためには平時からのしつけが重要であり、避難訓練においても、避難所においても不必要にほえないことや基本動作ができることなど、他の参加者に迷惑をかけないことが重要なこととなっております。

今後、避難所での詳細な飼育ルール等について検討するとともに、訓練等において飼い主に平時からのしつけについて周知を図っていききたいと考えております。

4点目の自主防災組織の実施状況でございますけれども、自治会長などの特定のリーダー等への防災教育や救急講習は行っておりませんが、例年太子消防署から災害関連における出前講座の内容について各自治会長への説明を行っております。

これらの出前講座、町の防災訓練等を通じて、今後も地域全体で自分たちのまちを守る

ことを意識した自助、共助の取り組みについて、消防署と連携して推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 まず、1点目の携帯電話やメールで、直接その電話があるということ、災害時には混み合うという可能性——どうしても携帯メールで発信してしまうということで、その数が非常に多くなって、もうつながらなくなったというのが過去の大きな震災の例であります。

今、部長からありました、Wi-Fiスポットの増設ということで、これは公衆無線LANですから、非常に、使うほうにしても、またつながりやすくということになっていきます。公衆無線LANについては、例えば無線LAN機能つき自動販売機とか、あるいは移動式のWi-Fi機器等々多種多様な、いつもそこに置かなくてはいけないというものでもなく、移動ができるようなWi-Fi機器の設置も可能ですので、またよろしく願います。

このようなWi-Fi機器の設置については、先ほどありました国土強靱化計画の交付金の中にも観光・防災Wi-Fiステーション整備事業というのがありますので、いつこれから地震や災害があるかもわからないという状況で、やはり積極的によろしく願いたいと思います。

それから、災害時の水の確保ということで、飲料もできるんですけども、基本的には井戸水の場合、生活用水、水洗便所が流れなくなったときの水とか、洗濯とか、手洗いとかというのが中心になると思いますので、今後町民の方からどうしても井戸、ポンプが調子悪いかというようなことがあれば、やはり重点的によろしく願いたいと思います。

3点目、ペットなんですけれども、今の町の防災訓練の中でペットを持ち込むというのはない状況なんですけれども、いざという



きにはやっぱりペットも持って行くわけです。仙台市でしたか、の防災訓練の状況においてもやっぱりペットはちゃんと持って行って、ただ、先ほど部長言われました、しつけがちゃんとされている状態でないと持ち込み禁止と。そして、猫とか小さいものはちゃんとケージに入れて、勝手に逃げられないようにしておくとか、そういういろんな決まり事があるって、大型犬についてもちゃんとしつけがあるって、首輪があって離れないように、自己責任で避難していくというふうなことがありました。でも、実際災害が起きたときに、地震があったときに、ペットを置き去りにして逃げていくと、やっぱり後で気になって、ペットはかわいいですから、もう一遍戻って行って逆に二次災害に遭うというケースも考えられますんで、常日ごろからペット所有者に対して災害時のペットの避難のあり方というのは一応考えていただくと。そして、町の訓練におきましても、1つの例として、何軒かの方に協力していただいて、ちゃんと訓練した犬を住民の方と一緒に連れてきて、ケージとといいますか、ある程度の囲いの枠の中でおとなしくしてもらっていると。また逆に、その箱、ケージとといいますか、箱の——箱言うたらおかしいな、かごの中に入れて小動物につきましても一応持ってきていただいて、ここへ置きましようねとかというふうな1つの方法をとったかないと、いざというときにみんながみんな持ってきてしまって、もう犬と犬、動物同士が、あるいは猫もそうですけども、おりますと、もうわめき合う、ほえまくり合うという状況も考えられますんで、その前段階として、一応避難訓練の中でもやっぱりそういうのを考えて、今後していただきたいなと思います。

それから4点目、自主防災組織の中で、この必要性というのは、やっぱり最前線の中で、今は避難訓練でも自治会というんか、それぞれ避難しておりますけれども、いざ何か起きたときには単純に避難できないわけがあるわけです。家が崩れて、中におられた、

その人を助け出す、ああ、心肺停止になってた、じゃあ人工呼吸、心肺蘇生しなければいけないとか、いろんな対応が考えられるわけで、AEDが近くにあればいいですけども、公民館まで行かなあかんのかなとかというふうな、そういう知識とといいますか、それをやっぱりそういうリーダーにしっかりと今後教育をしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、今後何が起こるかもわからないと言われている南海トラフ大地震ですんで、町民の安全・安心を守るためにも、またよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

**○議長（井村淳子）** 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後4時28分）

（再開 午後4時29分）

**○議長（井村淳子）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次、服部千秋議員。

**○服部千秋議員** それでは、質問をさせていただきます。

1点目、町長及び町幹部が庁舎の設計業者と、実施設計契約（当初）5,814万9,000円の契約をする前、約20日前に宴会を持った件についてお尋ねをいたします。先の総務常任委員会でも問いましたが、不明確な部分があり、確認します。町民にとっては何のことと言われる方もおられるかもしれませんので、流れも含めて質問をいたします。

なお、これまで町長にと問うても副町長が中心に答えられている部分が多いので、町長への質問は町長に、副町長への質問は副町長にお答えいただくようお願いいたします。議長もそのようにお進めくださるようお願いいたします。

本町は新庁舎を建てたわけですが、その途中の段階で、設計業者と町長と町幹部が中華料理店紅鶴様で宴会を持たれたということに

ついでに報道が最近なされた件についての質問であります。総務常任委員会でのことを取り上げ、質問しましたが、不明確な部分があり、確認いたします。

平成25年3月19日、坂本昭・設計工房CASA様と当町幹部の宴会が姫路市の中華料理店紅鶴様でなされました。プロポーザルで坂本設計様に決定したのが平成24年8月17日。その後の流れについては総務常任委員会を確認したとおり、平成24年8月17日、基本設計プロポーザル結果通知（坂本設計、最優秀賞に決定）、平成24年9月27日、坂本設計、基本設計委託契約2,535万7,500円、平成25年3月19日、坂本設計との宴会（姫路中華料理店紅鶴様）、平成25年4月10日、坂本設計、実施設計契約（当初）5,814万9,000円、平成25年11月22日、坂本設計、実施設計契約（変更契約ですが）327万6,000円、平成26年3月24日、大鉄工業（株）、工事請負契約33億480万円、平成26年4月9日、坂本設計、工事監理委託契約1,922万4,000円、平成27年8月24日、大鉄工業（株）、工事請負契約（これは変更契約ですが）6,866万3,160円。日時等の確認を委員会ではしましたが、訂正もないので、このままと受け取らせていただきますが、当局はやましいことはなかったと言われているが、実施設計契約（当初）5,814万9,000円の契約の直前にわざわざ宴会を町長から申し出てなされたということは、このような時代に私は倫理的に問題であると思います。

まず、本町のトップであられる町長への質問ですが、(1)町長は先日の総務常任委員会で「全員協議会の冒頭で、新聞出て申しわけございませんということは全員の議員の前で謝罪させていただきました。あとは、倫理的とかそういうこと問われているが、それは言ってますとおり、こういったことしたというのは、基本的には問題なかったと思ってます」という答弁がありました。また、「新聞報道に出なかつたら悪かったと思っておられないのか」と私が問うたところ、「私は、新

聞に出たからどう、出なかつたからどうのということでは仕事はしておりません」という答弁がありました。それでは、新聞に出て申しわけありませんというのは何を申しわけありませんと思っておられるのでしょうか。

次に、副町長への質問ですが、(1)副町長は「何も法的なこと私ももちろん申し上げるつもりはございませんが、国家公務員の倫理規程といいますか、ルールにおきましても、自分の飲食費をみずから負担する場合は、利害関係者との飲食は許されておるといふようなこともございます。今般報道された飲食について法的には問題ないというふうには考えておりますが、しかしながら、報道を受け、議員各位、町民の皆様には誤解を招いてしまったことにつきましては、私は深く反省しておりますし、今後このような行動をより一層慎んで、襟を正した慎重な行動を心がけたいというふうには思っております」と発言されていますが、今の時代に倫理的に問題はないと副町長は考えておられるのか、おられないのか。

(2)副町長は「プロポーザルというのは、普通の設計コンペと違って、設計する人の人を選ぶというところがある。首藤前町長なり私は、ある程度は坂本設計士を十分知っているところで、人柄等についてわかっているところがございましたが、町長がかわられて、そんなに詳しくはないということでの今回のざくばらんな会食を計画をされた」という発言をされています。選ぶ前に、それでは人を判断すべきで、あなたに決まりましたよという通知を設計士にした後で食事をしましょうと町長が申し込んでおられます。それも、実施設計契約を交わす約20日前に、役場の外で宴席を設定されました。人を選ぶのであれば、もし人柄を選ぶのであれば、あなたに決めるという前に町長が会って判断すべきであると思います。矛盾していませんか。なぜ宴席を持たなければならないのか。いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） お答えします。

清原議員に答弁したとおり、新聞報道により住民の皆様に疑念を抱かせる事態となったことを言っております。

行動については、意見交換を主な目的で行いましたので、よかったと思っております。ただ、住民の皆様に誤解を与えないよう、慎重な行動を今後心がけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず1点目でございます。町長が申し上げましたとおりでございますが、行政を執行する者は、みずからの判断により、さまざまな場面で多方面の方々の意見に耳を傾け、また自分の考えを説明し、協力をいただくことが重要な活動であると考えております。法的にも問題はなく、倫理的な面においても問題はないと考えております。

しかしながら、新聞報道により議員各位、町民の皆様に誤解を招くような事態となり、今後はこのような行動を厳に慎み、慎重な行動を心がける所存でございます。

2点目でございますが、もうこれも服部議員十分御存じでございますが、プロポーザル方式とは、建築設計を委託する上で最も適した設計者、人を選ぶ方式でありまして、技術力や創造性を含めた提案書を求めて、公正に評価して設計者を選ぶ方法でございます。

そのため、プロポーザルでの審査は、公平性、透明性はもとより、総合的な観点より高度な審査が求められることから、建築家、大学の教授など多分野の建築専門の学識者と行政側を代表として私との6名によるプロポーザル審査委員会で審査を行っていただき、坂本昭・設計工房CASAを特定していただいたものでございます。

“和のまち太子”の実現に向け、新たな住民の交流拠点となる新庁舎の実現には、町長が人を選定するのではなく、専門家の広い視点から最もふさわしい設計者、人を選んでい

ただくことが首長の責務であると考えております。

宴席の趣旨は——宴席というよりは、これつい読んでしまいました、会食でございまして、宴席というのは何かこう、服部議員が宴会とか宴席というような言葉を使っておられますが、会食の趣旨は、基本設計が完了した段階で、設計者の建築家坂本昭氏の考え方の意思確認など、新庁舎建設に向けたお互いの思いを交わし、発注者と設計者が互いの立場で共同して質の高い建築を目指していこうという思いで、担当部署も同席の上、会を持ったものでございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私が宴席と申し上げておりますのは、その場でお酒も出ていると。このことについては、前回、総務常任委員会の中でも、お酒をもし飲まれて、出ていないのであれば、出ていないとおっしゃっていただい結構ですよと私申し上げたら、御否定なさっておりませんし、その後の御発言の流れも、酒が出てると、酒を飲みながらという御発言もたしかあったと思います。そちら側がされたと思います。ですので、料理も少なくとも私は日ごろ行けるようなところではない、お値段も高いところでございます。どうも料理もおいしいところのようでございます。ですから、そういうところで食事もお酒も出ておりますので、宴席と言われましたので、私は宴席だと思ってるので申し上げました。

それで、この考え方の意思確認をしたかったので、お互いの思いを言ってしまうということが今御答弁の中にありましたが、先日の総務常任委員会の中で、そういう会話をしたいんだったら、どのような会話をなさったんですかということを私問うたところですが、町長のほうからは、私は一言一句まで覚えておりませんと。先ほど、しきりにそういうこと聞かれてるんですが、一言一句まで覚えていませんという御答弁がありました。私は一言

一句までということは言うつもりはありません。お互いの思いを述べてということであれば、こういうふうには自分は庁舎を建てたいと思う、あなたはこういうふうな意図ですかとか、そういうようなことがあったんじゃないのですかということとは先日もお尋ねしたわけですが、内容は覚えておりませんという趣旨の御答弁がございました。きょう同僚議員の質問を聞いておりましたが、その中で、御答弁の中で、自分の思いを伝える、意見を交換することは必要であるという御答弁をされております。ですから、そこで、では自分の思いを伝えようとしたのであろうと思うわけですね。そこで、自分の思いを伝えることができたというふうには、一緒にお食事、お酒を飲まれた後、そこでその会、そういう趣旨でしょうということでしたとおっしゃっているわけですから、その目的は達成されたかと御判断されていますか。町長、いかがですか。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） 総務常任委員会でも申し上げますとおり、時の話の内容については、正直言いまして、記憶がありませんので、そういうお答えをさせていただきます。

また、今質問にありましたように、こういったことをさせていただいて、自分の思いは達成できたと思っております。

以上です。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 え、濟いませぬ。時々正確に聞き取れないので、自分の思いは、今何とおっしゃった、伝えれたと思っておりますおっしゃったんでしょうか。濟いませぬ。お願いします。早口で、わかりにくいところがあって。

（町長北川嘉明「わかった。僕が言うのわかった」の声あり）

○議長（井村淳子） 私は聞こえました。

（町長北川嘉明「はい」の声あり）

町長。

○町長（北川嘉明） 議長は聞こえたとおつ

しゃってますので、多分服部議員も聞こえたと思っております、達成はできたと思っております。

以上です。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 いや、私は正確に聞き取れたので。時々早い、早口の部分がありますので確認をさせていただいたということです。

副町長、その場に一緒におられて、町側の思いはその宴席によって達成されたんでしょうか。いかがですか。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） そういう思い、いいものをつくるという思いの中で、達成できたということは間違いないと思っております。

普通、庁舎というのは、いわゆるビル型とか校舎型のほうが多い——校舎型といいますか、学校の校舎ですね。今回は分棟型でこうしておりますので、そういったところの坂本先生からの説明というのは、私はプロポーザルで入っておりましたので大体わかっておりましたが、そのような話も出たというふうには私は記憶いたしてあります。しかしながら、3年前ですので、本当に定かといいますか、確実な、どう言われたというところまではあれですが、議会の中でも、議員もよく御存じのように、和風という、聖徳太子の土地であるから、和というものを考えてはどうだという意見とか、あるいは校舎型といいますか、ビル型のような意見が多々あったと思っております。そういった中でも、プロポーザルの中ではその分棟型であったので、その辺の説明等も、やはり庁舎は、町長についてはそこまでも把握されていないような状況もありましたので、そのような話も出たというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 私は、1回の宴席で——会食でという、そちらがおっしゃりたければ会食でも結構ですけれども——1回のそういう場で本当にお互いの思いが十分に伝わるのかなというふうに思います。

わざわざ外で会われなくても、それまで役場という中で、そういうことについて、町長も含めて——今そちらは町長が理解できるようにこういう場を持ったと言われてるわけですから、役場の中で坂本設計士様と、町長も含めて、また町長以外の担当の人も含めて、お話をすることが——お互いが理解できるように——できなかったのでしょうか。このことについてお尋ねをいたします。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） この件につきまして、総務常任委員会で説明をさせていただいたと思いますが、プロポーザルにおいて坂本昭設計事務所が決まった後、旧役場へ来られることがその後何回もございました。そういった中、姿が見えたときには、まちづくり課に行きまして、いろんなお話をさせていただいております。ですから、会食は会食としてしたことでありまして、今服部議員が尋ねられますように、旧庁舎におきまして坂本昭設計士さんとはお話はさせていただいております。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私がお尋ねしましたのは、それまでにお話しできなかったのでしょうかと、役場の中でもということも含めて聞いております。

今確かに町長がお答えになったのは、総務常任委員会でも、その後役場の中で坂本氏がお見えになったときに声をかけてお話ししたことはあるということはおっしゃっていました。深いというよりも、ちょっと余りこういう言い方は失礼かもしれませんが、ちょっと、ちょこちょこいろいろ話してましたという趣旨の御発言を総務常任委員会でされてました。

ですから、私お尋ねしてるのは、それであれば、宴席、宴会をしたから、その後話をで

きるようになったみたいに聞こえるので、そうでなくて、それまでに役場の中でお会いになることは当然できるわけで、一緒にそういう会を持たれる前にそういうことはできなかったのか、あるいはしようとされなかったのか、その辺についてはいかがですか。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） どのように説明しているのか、ちょっと僕説明が下手で申しわけないと思いますが、プロポーザルが行われた後、坂本昭設計士さんが——旧役場になりますけども——庁舎へ来られたときに、お姿を見たときに、まちづくり課行ってお話をさせてもらいますということを先ほどから答弁させていただいております。

以上です。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、町長以外の周りの人たち、町長を囲む人たち、例えば副町長とか、当時の総務部長、現総務部長とか、経済建設部長とか、副町長が答えていただいたら結構ですが、周りの者が町長に理解してもらうことが必要であってしたということ副町長先日の総務常任委員会でもおっしゃってるわけですから、何も役場の外でわざわざ誤解を受けるようなことをしてやらなくても、役場の中で——私は役場の中で、例えばお昼御飯をとられて、それでお話しされたからと、もしそういうことされてたとしても、どうこう私それで言わないですよ。仮にお客さんお見えになって、役場で一緒に食事したって、いろいろこうもああもおっしゃられたってね。そういうことでなくて、町長によく理解してもらうためにそういう場を持ったっておっしゃっているのです、それに向けて配慮を周りの方はなさらなかったんですか。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） これは全協とか総務常任委員会で申し上げてるとおり、ざっくばらんな、気さくなところというふうなことで会食を持ったということは申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ですから、その場はそういうことでなされたとおっしゃってるんですけども、それまでに、いろいろ理解し合いたいであれば、役場の中で話し合うようなことは、そういうふうにはできなかったんですか、持っていけなかったんですかってお尋ねを、私はそのことをお尋ねしとるんです。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 私が理解を求めたというのは、こちら側はそういう思いはあるし、逆に坂本さんはやっぱりトップに対しての説明ということももちろん思いもあるだろうし、町長は町長でざっくばらんに気さくなところで話をしたいということでしたわけでございますので、今おっしゃる役場ということも1つの場所設定は当然考えられますが、先ほどから申し上げてるとおり、ざっくばらん、気さくなところでの会食を持ったということでございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私、この質問をするに当たりまして、町民の方にも意見を聞いてみました。こういう報道が最近ありましたが、どのように思われますかと。そうすると、私が聞いた人の圧倒的な数、多目の、非常に多くの方に聞けたわけではありませんけれども、私が聞いた人、これ余り言わなくてもいいでしょうか、それともどうでしょうか、どうお感じになりますかという思いをお聞きしましたところ、いや、これははっきりさせるべきであると、はっきり聞いてほしいという意見が私が聞いた中では本当に圧倒的です。

また、役場職員の中でも、自分たちにはそういうことを求めておきながら、外でトップがやっているということについて……。

（「（聴取不能）」「誰が言うてんねん」の声あり）

誰が言うとなんとか、そういうことはそこでおっしゃらずに。そういうことがあります。

では、お尋ねしますが、ここに町長名で、職員各位ということで、年末年始における厳正な服務規律の確保等についてという文書がございます。この中に、関係業者との会食等については、公務員の立場を自覚して、町民の不正の疑いを持たれるような行為は慎むことという町長名の通達があります。

まず最初に、この通達と、先ほど来町長及び副町長は倫理的にも問題がないというふうには御発言をなさっていますが、果たしてそうでしょうか。みずからが言われてることと、職員に対して言われてることと、されていることの間に差がありますが、これについてはいかがお考えでしょうか。御答弁を……。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○服部千秋議員 まだしゃべっている、御答弁を。総務部長には後でこれに関連して聞きますので、その前に、町長、いかがですか。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 今御紹介いただきました、いわゆる通知文書につきましては、一般職に向けて町長が発しているものでございます。一般職におきましては、従来から申し上げますように、規律集というものがあって、そういうことは毎年年末、また夏の時期等に通知しているものでございます。当然、我々一般職員はそういうことを守るべき立場にございますので、それを町長名で発しているものでございます。特別職と我々の置かれる立場は若干違います。特別職は政治力を発揮していただいて、いろんな問題の解決のために各般の方々と協議していただくことが任務だと思っております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今のことについては町長に答弁いただいた後に部長に聞いたかったのですけれども、先に部長がお答えになったので、これに関してお尋ねいたします。

総務常任委員会において、まちづくり課長に注意をいたしましたということを総務部長が御発言をされております。そして、きょう

の御発言もいろいろ聞いておりますと、一般職は守らなければならない、特別職はそうではないということなのですが、まずまちづくり課長に注意を総務部長がされたのは、今の話で、確認しなくても、確認するつもりでいったんですが、これに基づいて御注意をなされたということでもまずよろしいですね。その場でうなずいていただいたら結構です。はい。

では、それがわかって、職員に対して注意をされたときに、その原因をつくったのは今回においては町長であります。町長が外に一緒に行きましょうということと言われたわけです。職員の立場にしますと、なかなかそういうこと言われると、先ほど来、断ることもできたのだけれどもというような御発言も——私のときでないですけども——あったと思うんですけども、なかなか上司の方に、そしてそれも町長とか副町長とかそういった方に言われた場合に、いや、それは行けません、できませんと言うのはなかなか勇気の要ることだと思うんですね。職員にそのような注意されたのであれば、同時に職員をこのようなことにさせた原因の発生、その原因を発生させたのは町長ですので、町長に対して、このようなことに職員がなっておりますが、このようなことを発生させるようなことを総務部長の上司である副町長あるいは町長に言われたことがおありか、おありでないか、お尋ねいたします。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 我々公務員にとっては法律、またそういう制度等守ることが絶対条件でございます。これまで規律集とかそういうものできちっとしておりますので、町長のほうからお沙汰があつて行くのはもう自分の判断で、やはり私は同席はできませんと言うのが本来職員の姿だと思っております。そういう意味で注意させていただきました。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私がお尋ねしましたのは、

でもそれで注意されたことはわかったんですが、それで副町長なり町長に対して、職員をこのような状況に追いやる原因をつくられたのが町長でありますので、そのようなことをしてもらったら困るんですよということは上に対しておっしゃられましたか、おっしゃられていませんでしたかとお尋ねしました。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） いわゆる職員の立場というものは、町長に対して、これはしてもらっては困るとかということじゃなしに、それは職員みずからの判断でもって、自分はいこうこういう地方公務員法の適用があるんだから、やはりそこは辞退したいというようなことを申し出ればいいことであって、例えば町長がこう言ったからああ言ったからということで職員が違法なことまで強要されてもするかといいますと、絶対しません。だから、それは自分自身の判断でもってきちっと行動するのが職員規範でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 おっしゃっている建前といいますか、その理屈は私理解いたしますけれども、そのようなときでも総務部長は、そういうふうな原因を引き起こされたのは町長であるので、これは気をつけてもらいたいですねといったようなことはやはり私は言うべきだと思います。ただ、それは、今聞いてますと、堀部長におかれてはそういうお考えではないようですので、私は言うべきだと思います。

これまでの議論を整理してみますと、やはり感覚が、今の時代の町民の皆様の感覚と御答弁されている町長、副町長の感覚が違うというふうに思います。

私が先ほど堀部長が御答弁の前に町長にお尋ねした、町長御自身としてはそのような通達を出されているけれども、自分がそういうふうな宴席に行かれてることは矛盾は感じておられないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） 先ほどからいろいろと答弁させていただいてますように、矛盾は感じておりません。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 わかりました。町長、現町長は矛盾を感じておられないということがわかりました。

では、実施設計の契約5,818万9,000円ですが、この額はこの宴席を持たれる前に本当に決まっていたのでしょうか、それとも決まっていなかったのでしょうか、役場内におきまして。

そのために、まず先日の総務常任委員会でも当局からは、ここにございますが、国土交通省の告示第15号に基づいて額が決まっております、そしてその建物の種類、それから面積といったもので決まっているのでということ言われてるわけですが、基本設計が決まった段階で実施設計の内容まで細かく決まっているのでしょうか。そこを御答弁いただきたいんですが。基本設計で基本的なことを決めて——私が間違っているのであれば、では今回においてはこうだったというのであれば、そこを御説明いただきたいんですが。

基本設計で内容を決めた、そして実施設計でこういうふうにしていこうとか。先般の委員会では、いろいろ意見を聞いて、それも含めながらやっていたということを当局言われていましたが、当局がこのたびの役場のホームページに載せておられるのを拝見しても、もう事前にその額決まっているので、会食するまでに。その会食が影響したということをございませぬという趣旨のことが書かれておりますけれども。ということであれば——そして基本設計の段階で実施設計、あ、もちろん最後の段階の一部、三百幾らかのその部分は最後、最初になるかもしれないんですが、実施設計の内容も基本設計の段階で決まっているのですか、いないのですか、それについて。まず、この庁舎についてどのようになっていますか。部長、担当部長、いかがですか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 設計に関しましては、全体設計の33%が基本設計であり、67%が実施設計であるということが国土交通省の第15号にちゃんと記載がしてあります。

以上です。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 そうしますと、会食の段階ではもう既に決まってるということではないのでしょうか。このですね、ここに、告示第15号の中に別表というのがありまして、この建物の種類によって設計、これは総合、構造、設備、工事監理等、総合、構造、設備とありまして、何平米であれば幾らかとかというふうに金額書いてあるんですけども、これを単純に新庁舎の建物で掛け算をしても、トータルでこれ1億円以上設計士に払ってるお金になってるんですけども、その額にならないんですね。ということは、ここに書いてあること以外に、それ以外で、これ以外の部分、こういうことしたらこれだけ出しましょう、こういうことしたらこれだけ出しましょうという部分があるからこうなっていると思うんですが、そういったことをね。今回、そういうさじかげんがあったかないのか、私にはわかりませんが。単に時間的な流れからいいまして、もうそれは食事した段階ではそれも含めて決まっていたんですか。それとも、食事の後にそういったことの変わる余地があったのでしょうか。それについてお尋ねします。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 会食によって金額が変わるということは断じてありません。

以上です。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 済いません。私、会食——時系列でお尋ねしているので、時系列において、その会食より後に額が変わるということがあったのか、ないのか。もうその食事より前に全部決まっていたのですかとお聞きしているので、決まっていたんでしたら決まってい



ましたと言っていたらいいので、まだそれより後に変更の部分があったのかということをお尋ねしたいので、それについて正確にお答えをお願いします。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 先ほども申し上げましたように、基本設計が全体設計の33%、実施設計が67%と申しましたように、それ以前に基本設計の金額は明白になっておりますので、その時点で決まっておるということでございます。

以上です。

（服部千秋議員「わかりました」の声あり）

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 きょうのこの意見の交換でわかったことですが、ということは、今後も現在の町長、副町長におかれましては業者と何か懇親を深めなければということもあり得ると。職員はきちっと守ってもらわなきゃいけないけれども。倫理的にも問題ないとおっしゃってるわけですから、今後もそういうことは場合によってはあるんですか、ないんですか、はっきりお答えください。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） 今回の新聞報道から、いろんな場面でお答えをさせていただいておりますとおりに、今後についてはより慎重な行動をするよう自分自身に言い聞かせておりますので、あるかないか言われましたら、ないです。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 わかりました。

もし私が業者だとしたら、これトータルで1億円を超える金額のお仕事なんですね。一緒に食事しましょうと言われてましたら、ううん、まあ、断るわけにもいかないし。坂本先生がどうだったか、私はわかりませんよ。私に置きかえたらの話ですよ。言われたら、もう断りにくいし、なかなか……。

○議長（井村淳子） 服部議員、ちょっと話が……。

○服部千秋議員 いやずれてえへん。

○議長（井村淳子） 今問題からね。

○服部千秋議員 今これ関係あることで言ってるので。

○議長（井村淳子） 修正しながら。

○服部千秋議員 議長ね、そうやって町長が座って言うてることに応じて議事の運営をなさらないでください。これは議長に対してお願いをしておきますが、私関連があるので言ってます。もしそうだったらです。ここ、これからが重要なんですよ。当局側は、もしそういうことをしては相手が——私もうこんなこと言うて恐縮ですけど、いや、これ、ううん、いやあ、菓子折り1つでも持っていかなあかんのか、どうやら、どうしたらいいんやろかと。仕事をいただくのに。いや、僕やったら思ってしまう部分あるんですよ。ほいで、泣いてしまうと思いますわ。断るわけにもいかへんし、お仕事させていただくのと。ですから、私が今言いたいのは、誤解というか、そういう業者も困らせるようなこと、やめるべきだと思います。そういうことは全く思いも寄らなかったのか、食事に誘うときに。自分がお金払うんですよ、こちらが、1億円以上。1億円以上払うのに、相手呼び出されたわけですよ。御自分で計画されたわけですから。だから、私はこういう質問していいと思うから言ってるんですけど。そういう配慮といいますか、そういうことはお考えにならないんですか。町長、いかがですか。

○議長（井村淳子） 総務部長。

（服部千秋議員「町長いかがですか」の声あり）

○総務部長（堀 恭一） 契約関係については、それぞれ地方自治法に基づき、公正な形で入札、随意契約という形をとっております。そういうことは一切ございませんし、臆測でそういうことに、何か事態が変わるといようなことは全くございませんので、その辺十分御理解のほうをお願いします。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私は町長に尋ねましたが、ですから、そういう配慮も含めて相手と接していくべきだと思います。町長、いかがでしょう。

○議長（井村淳子） 町長。

○町長（北川嘉明） それは服部議員のお考えであります。私は私なりの考えでそれぞれの行動をしております。

以上です。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 町長のおっしゃってることは言葉としては理解いたしました、業者の気持ちも私は考えていただけたらなというふうに思った次第であります。

私が町民の方に聞いた範囲では、これは困るなということが——先ほども申しましたように——圧倒的に多かったものですので、この場で言わせていただいております。

今後とも、そういったことに十分配慮されて、職員に対しておっしゃるのであれば、そのことを、まさに副町長は李下に冠を云々ということは何回も言葉として言われてるわけですけれども、不審を持たせたということが問題であって、本当にそういうことがあったのか、なかったのかというのは、はっきり言ってわからないんです、私たちにも。

（総務部長堀恭一「何言うとんどいや」の声あり）

だから、そういう不審を持たれないようにしていただきたいということをお願い……。

（総務部長堀恭一「具体的な事実を示してください」の声あり）

お願いを……。

（総務部長堀恭一「事実を示して言えそんなもん」の声あり）

不審を持たれるようなことをなさらないでくださいということをお願いするのでありますので、不審を持たれないことをお願いいたします。

それでは、2点目に行きます。学校へ行けない子供たちへの対応について。

学校へ行けない子供たちについては、親も

高等学校に入るぐらいまではっきりと子供の状態を理解していなかったりという場合も多うございます。そういう場合もあります。精神的な病であるような場合には、それを認めることに保護者も勇気が要りますし、人によって特徴がそれぞれ違う面があるため、寄り添って理解を進め、保護者とともに、できる限りのことをさせていただくよう努めなければならないと思います。そして、それは担任教師の力量だけでは——もちろん一生懸命されてると思いますが——限界があるようにも思います。

現在、保護者も生活保護を受けられながら、そのような学校になかなか行けない子供をお持ちのケースがかなりあると私は認識しております。親は生活のために安い賃金で働かなければならず、子供に時間をかけて接してあげることができないということが日本中で、いろんな家庭がありますけれども、そういう御家庭もかなりあると思っております。

私たちが若いころは中流意識を持つ人が多かったと思いますが、今はそうでないと思います。親も子もすぎる思いで、そのような子を受け入れてくれる高校を求め、そのような高校に入る生徒の数も現在増えてきていると思います。

このような中、中学校段階までを管理監督している町は対策を講ずるべきであると思えます。教育委員会の考え方をお尋ねいたします。

○議長（井村淳子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 学校へ行けない子供たちへの対応についてお答えをさせていただきます。

先ほど午前中の平田議員の御質問に対するお答えと重なる分もありますが、本町にもさまざまな理由により学校に登校できない児童・生徒、学校に登校しにくい状況にある児童・生徒が相当数おります。

なお、文部科学省の基本認識として、不登校については、特定の子供に特有の問題があることによって起こるのではなく、どの子供

にも起こり得ることとして捉え、当事者への理解を深める必要があるとしております。

議員の御指摘のとおり、この不登校の問題への対応は、学校や担任のみの対応では限界がありますので、町の対策として、先ほどお答えしました、校外への公的機関である適応指導教室を設置し、学校と連携して、不登校対策の取り組みをしていきたいと考えております。

この適応指導教室以外にも、従来から各中学校に設置、実施しております、教室で学習することができない生徒、教室で学習しにくい生徒を対象とした別室指導は継続してまいります。

また、不登校児童・生徒やその保護者も利用できる、たいしっ子悩み相談についても従来どおり実施してまいります。

外部人材の活用という観点からは、県教育委員会から派遣されているスクールカウンセラー、本町で配置しているスクールカウンセラーなども連携したり、県教委に配置されているスクールソーシャルワーカーなどにも支援を仰いだりしてまいります。

以上のような施策を通じて、町として総合的かつ組織的にこの不登校への問題に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 この適応指導教室についてですが、先ほど宗野次長のほうから不登校生徒にその場に足を運んでもらうのがまずは一番だという趣旨の発言が同僚議員の質疑に対する御答弁の中であったと思うんですが、それに当たって私が思いますのは、まず人数は大体今四十数名のはずですので、本町ね。ですから、その方たちに、先ほど次長はこちらが連絡するのがいいのかという御発言もありましたが、その場で2名の方がローテーション組んでその職務に当たられるということですが、ずっと来られるかどうかわかりませんので、ある一定の期間を置いて、お子さんの様子どうでしょうかとかというような感じ

で聞いていただいて、その任に当たられる方は先生のOBのようでございますので、その方たちがいけないという意味じゃなくて、その方たちだけの力量プラスカウンセラーの方とか、場合によっては専門員の方にも状況を相談して、それによって少しでも学校に来てくれるように、かかわるように、行政の側から持っていつてもらいたいと私は思っています。親も——先ほどもしましたが——生活のために一生懸命働かならない方もおられるし、子供が来るまでこちらが待っているというのではなくて、親、子供に働きかけをすることも必要だと思いますが、そのような働きをされてはいかがかと私思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井村淳子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） そのとおりでございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、よろしく願いをいたします。

では3点目、校区のあり方を考えるべきだと思うがについてお尋ねをいたします。

太田小学校はマンモス化し、龍田小学校は児童数が減少しております。以前にも校区変更の検討について質問したことがあります。これまで、変更の考えはないとか、自治会が反対するというのを言われたこともあります。

校区の児童数のアンバランスを解消することを考えるべきではないかと思えます。特に太田小学校校区の保護者からこういう声を聞きます。変更の考えはないか。もしあるのなら、どういうことのためにできないと考えておられるのか。教育委員会の考えをお聞きします。

○議長（井村淳子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 校区のあり方についてお答えさせていただきます。

龍田小学校、太田小学校区編成の見直しについてでございますが、御存じのとおり、各校園の通学区域には、太子町立小学校及び

中学校の通学区域に関する規則、太子町立幼稚園の通園区域に関する規則により、就学園する学校園を定めております。

出生率の低下や市街化区域、市街化調整区域等都市計画に基づくまちづくりの取り組み等によって、小規模校や大規模校が併存しております。過去においても、学校区の見直しにつきまして御意見をいただいた経緯もあり、教育委員会では適正規模、適正配置の検討協議も進めてきました。

校区は地域に根差した単位であり、旧来から枠を外すということについては住民感情において抵抗がある流れがあり、また学校規模の均衡だけで分割できるものでもなく、学校区の見直しだけで解決できる問題ではないとの考えから、理解を得ることは難しいと判断し、現状校区を維持している経緯経過がございます。

校区の再編につきましては、今後まちづくりの流れにより保護者や地域住民の方々の見直しの機運に大きく変化が見られ、合意形成が図られるまでは、現状に即した対応をとりながら、注意深く推移を見守りつつ、いろいろな角度から議論をし、学校区のあり方を検討していきたいと考えております。

なお、子供たちは、生まれ育った環境、生活習慣などにより、物の見方、感じ方、考え方に大きな影響を受けます。学校での集団生活の中で、協力や対立、共感や反発などのさまざまな人間関係を体験し、学ぶことによって大きく成長を遂げていくものです。つきましては、子供たちにとってよりよい教育環境の整備充実を図ることが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ということは、これちょっと確認させていただきますが、行政側から、教育委員会側からこの校区見直しのことを住民に働きかけようというのは、今の御答弁ですと、そういう機運が図られたらという御答弁だったので、そちらから働きかけようと

か、こういうふうにしていこうというお気持ちはおありですか、ないですか。

○議長（井村淳子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 社会情勢というか、町民環境というんですか、町民の合意形成が図られなければ、この問題は進むわけがございません。ですから、その町の流れを見ながら合意形成を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 そのようなことに似たことを以前もお答えになっていたもので、私は太子町で自治会長された方、複数の方にこれまでお会いしたときに校区のことをお聞きしたことがあります。どうお考えでしょうか。もともと太子町でお生まれになられて自治会長された方に聞いてるんですけどね。その方であれ、複数ですが、その方たちは、いや、それで校区を変えたからといって、旧来の太田校区とか、龍田校区とか、そういったこのことで、それに対する抵抗はないと思うというのがその人たち——もちろん全員に私は聞いたわけではありませんけれども——でございました。ですので、当局はそういうお答えになってるんですが、そのことに私は必ずしも否定的な方が圧倒的に多いかどうかというのは疑問でありますので聞いたわけでありませぬ。現状として当局はそういうお気持ち、住民からそういう声が出てきたら、そういうときは考えるということであって、どのようにしましょうかねえ、変えたほうがいいでしょうかねえとか、そういうような形でお話を持っていかれるお気持ちはないということで、現在においてははないということの私は認識させていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（井村淳子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 先ほども言いましたように、機運が高まれば合意形成は図られると思います。機運が高まらない間はこちらから投げかける必要はないと思っております。

以上です。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 わかりました。じゃあ、機運が高まればというのは、自分たちじゃなくて、住民が機運を高めた場合ということですね。そういうことですね。うなずいておられるから、ああ、そういう今現状の御理解だということがわかりました。

私はそれに反して、行政側がこの段におきまして、私町内回っておりまして、住民の方から呼びとめられて、そういうことをじきじきに言われたこともありますし、こちらの学校こういう状況、こちらの学校こうなんでこうしてほしいとか、これも1人じゃなくて複数の方から言われておりますので、そういうことを行政側が働きかけていく段に私はなつてるといふふうに思っております。

では次、4点目ですが、給食センターの建てかえについて。

給食センターを建てかえようとされていますが、経緯と考へについて御説明をお願いします。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） それでは、お答えをさせていただきます。

現在の給食センターは昭和48年に建設され、今年で築43年を経過しております。建物や調理機器等設備の老朽化が進み、学校給食衛生管理基準においては不十分な施設であり、早期に給食センターの建設を進める必要があります。

当初は現給食センター敷地を利用して建設する計画をしておりましたが、現センター用地で建てかえるにはいろいろな問題があり、今年度はその諸問題について検証してまいりました。

センター建設にかかる期間、約1年数カ月の給食にかわる代替の給食の問題、あるいは1年間給食を停止した場合の調理員の雇用問題など課題が多くあり、現給食センター敷地での建設は困難と判断し、新たな給食センター建設用地を探すことといたしました。

新たな給食センター建設では、栄養のバラ

ンスのとれた給食を提供するだけの施設にとどまらず、食物アレルギーにも対応できる施設とし、食育指導などの学校給食を生きた材料として、研修や指導も行える施設であることに加え、地域に愛される給食センターとして、町民に求められる機能を兼ね備え、より高い教育効果が得られる施設となるよう、建設費、維持管理のコスト縮減、工期短縮、温室効果ガス削減など環境対策、良好な景観形成などについても有効な対応策をあわせて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私は安全な食事を提供するということが最重要課題であると思っておりますが、今次長はコスト縮減ということも御発言されておりますが、これ恐らく建物、土地合わせて十数億要るのではないかと思います。現在どのような見方をされていますか。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 建設については、直近で近隣の市町も建設をされております。そこら辺の建設の費用を基準として見込んでおります。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 もう少し具体的に言えませんか。難しいんですか。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 費用については、概算では十数億円ということは出ておりますが、はっきりした数字は今んどこ出ておりません。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ですので、大体现在十数億円ぐらいというふうに当局はお考えじゃないかなと思ってお尋ねしたわけです。

安全な食事はお願いしたい。ただ、その金額は庁舎の大ざっぱで言えば3分の1ぐらいの——ちょっと前後ありますけど——額にな

るのではないかと推察されます。ですので、これは食事をつくるという機能を果たすと、安心な食事を提供するという事は守ってもらわなきゃいけませんけれども、建て方に——この建物は非常に、この庁舎は非常に凝った建て方であるわけですが、その機能を十分に果たすということを重点に給食センターについては考えていただきたいと私は思うんですが、この点についての基本的な考え方はいかがですか。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） やはり給食を、安全・安心なものをつくるということになると機能を重視したものが必要だというふうに私は思っておりますので、そういった方向で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、よろしくお願ひしますが、今後情報を議会にも十分開示していただいで進めていただくようお願いしたいと思っております。

きょういろいろと申し上げましたが、町民の方のいろんな意見もお聞きしながら私としては質問させていただいたつもりであります。ありがとうございました。

○議長（井村淳子） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後5時35分）